「獄中記」

戸塚 宏

発行者 十井尚道 発行所 ㈱飛鳥新社

なりものいりで発足した臨教審の第一次答申は、日本の教育の荒廃の象徴である、世界に例を見ない多くの情緒障害児の救済について一言も答えていない。そして彼ら無残な子供たちの只一人の救済者だった戸塚宏は、二年もの間不当に囚われたままでいる。

司法の歪みは、新しい冤罪を作り上げるために、日本の教育の最も深刻な問題について告発し、その救済に努めてきた貴重な人材を受難者として十字架にかけようとしている。

本書は、日本の子供を想い、日本の近い将来を憂うる戸塚宏の獄中からの痛切な叫びである。

衆議院議員 石原 慎太郎

(※1985年当時の帯より引用)

はじめに

昭和 58 年 6 月 13 日に愛知県警の手によって逮捕されて以来、私は 2 年 3 か月あまりの時間を留置場と拘置所で過ごしてきました。もちろん現在も名古屋拘置所での生活を余儀なくされており、この先何年ぐらい拘置所生活を強いられるのか、見当もつきません。

改めて言うまでもなく私は一介のヨットマンです。そして、戸塚ヨットスクールで情緒障害児を相手に教育実践を続けてきた一市民であります。そんな私が検察・裁判所に親の敵(かたき)扱いをされるとは夢にも思っていませんでした。

私は被告の立場に置かれるまで、検察・裁判所に対しては学校で習った程度の知識とイメージしかありませんでした。戦前とは違って、新憲法下では被告の人権が保障され、民主的な裁判が行われている、と思っていました。マスコミ報道でいくつかの冤罪

事件があることは知っていましたが、それらは終戦後、間もない混 乱期の事件であり、例外中の例外だと考えていたのです。今になってみれば、なんと自分が脳天気であったかと悔やまれてなりません。

現実に被告の立場になってみて、愕然としました。昭和 60 年の現在、検察・裁判所の内側には反民主主義の影が色濃く残っているのです。被告人の人権など一顧だにされていません。刺身のツマにさえなっていないのです。

「権力は必ず腐敗する」、これが民主主義の基本理念の一つであるはずです。したがって永遠の絶対権力があってはならず、権力は民意によってチェックされねばならず、必要ならいつでも権力者を交替させることが可能でなくてはなりません。

ところが「民主主義国」日本においては、立法を除いてこの権力の交替性が有名無実になっているのではないでしょうか。 司法

は聖域、という言葉はまさにそれを表していると思われてなりません。

権力者性悪説に基づいた民主主義という制度が、権力者性 善説の伝統のある日本に採用されたのですから、幾分かはしつく りいかないところがあるのは仕方がないとしても、刑事裁判におい ては、問答無用の絶対権力から生じる弊害があまりにもひどすぎ るのです。

「お上に逆らう不届き者」「お上にもお慈悲があるぞ」、こんな時代錯誤の理屈を刑事裁判に持ち込まれては、たまったものではありません。しかし、私が身をもって体験している現実はこのアナクロニズムで動いております。判決文によく見受けられる「本人も反省している」という一文は何よりもこれを明確に示していると思われます。

ここで春日一幸氏の衆議院議長に対する質問主意書を引用 してみます。

* *

《被告人の拘留・保釈等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年四月十三日 提出者 春日一幸

衆議院議長 坂田道太殿

被告人の勾留・保釈等に関する質問主意書

戸塚ヨットスクール事件の被告らの勾留が極めて長期化するに 伴い、月刊誌『文藝春秋』3月号には、「この勾留は拷問の代 用ではないのか」と題した石原慎太郎氏の批判的見解が掲載され、また月刊誌『現代』5月号には、「600日の不法勾留に抗して」と、その情況を切々と綴った戸塚被告の手記が公表される等、マスコミが改めてこの問題を取り上げるとともに、市井の常識は、これは余りにも長きに過ぎ、過剰な身柄拘束ではないかと一般的に不審感を抱くに至っている。

従って、この事件に対しそれが果して傷害致死、監禁致死であるのか、あるいは業務上過失致死であるのか、それとも冤罪であるのかどうか、公正な刑事訴訟手続により一日も速やかに厳正な裁判が下され、世人の疑惑が一掃されることが期待されている。

ところで、勾留による身柄拘束は人身の自由に対する著しい制約であり、強制処分の最たるものであるから、刑事訴訟法における勾留・保釈に関する規定は、憲法が保障する基本的人権尊重の観点等から、努めて慎重にこれを解釈、適用する必要があると考える。

ついては、左の諸点につき、政府の見解を承りたい。

わが国は 1976 年に発効した国際人権規約を 1979 年(昭和54年)に批准し、同規約は同年9月21日からわが国に対しても法的効力を持つようになり、わが国としてはこの条約を誠実に遵守することを必要とされるに至っている。

従って、同規約の「B規約」(市民的及び政治的権利に関する国際規約)に抵触するおそれのある刑事訴訟法等の規定については、わが国としてこれを速やかに改正するか、あるいは現行法の下においてもできる限り「B規約」の精神と趣旨を尊重してこれらの規定を解釈、適用すべきであると考えるかどうか。

「B規約」14条2項には「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」と規定しており、わが国においても刑事訴訟法上「無罪の推定」は自明の理とされているところである。

戸塚ヨットスクール 2 / 118 「獄中記」

従って、裁判所の基本姿勢としては、勾留による身柄拘束は 人権保障上努めて慎重を期するとともに、身柄を拘束した場合 にはできる限り早期に保釈措置を講ずることが肝要であると考え るかどうか。

「B規約」9条3項には、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭(中略)が保証されることを条件とすることができる」と、被告人の勾留・保釈に関する原則を明記している。

ところが、刑事訴訟法 89条は権利保釈制度を設けているが、 しかしこの制度には大幅な除外事由が設けられ、その実態は言 わば例外的保釈制度になっている。また、刑事訴訟法 91条は 不当に長い拘禁について義務的保釈の規定を設けているが、し かし何をもって不当に長い拘禁と認めるかにつき何らの基準を明 示していないので、保釈の決定につき不均衡を生ずるおそれなし としないであろう。

よって、上記「B規約」9条3項に明記する勾留・保釈に関する原則にかんがみるときは、罪証隠滅のおそれ等の除外事由があり、あるいは不当に長い拘禁にあたらないときでも、刑事訴訟法90条の職権保釈の規定を運用して、裁判所は裁量による保釈をするよう努むべきであると考えるがどうか。

なお、この場合においても、罪証隠滅の点については、保釈決定の際、事案に応じて罪証隠滅のおそれ及びその防止という面を考慮して保釈保証金額を決定し、保釈の取消し及び保証金の没取という威嚇により、これを防止することもできると考えるがどうか。

憲法(38条1項、2項)及びこれを受けた刑事訴訟法(311条1項、319条1項)は、黙秘権を規定するとともに、自白の証拠能力について強制、拷問、脅迫による自白又は不当に長く抑留、拘禁された後の自白はこれを証拠とすることができないと規定している。しかるに、刑事訴訟法における勾留制度が罪証隠滅のおそれを理由として被告人の自白を得るために濫用される事例がしばしば見られ、憲法及び刑事訴訟法の規定の趣旨を

没却するとともに、これが誤審や冤罪の原因となっていることが少なくない。

検察官は被告人と利害相対立する当事者であると同時に、 公益の代表者として被告人の有利になっても公正に行動すべき 国法上の義務があるものであり、また裁判官は憲法上その良心 に従い独立してその職権を行い、裁判に当たっては公正無私を 信念とすべきものであるから、以上のような事態が絶対に発生し ないよう、それぞれ最大の努力を尽くすべきであると考えるがどう か。

右質問する。》

* *

私たちの言いたいことをまことに適切に言い表してくれております。 国際人権規約を批准したのは、それが良いことであり、必要だからでしょう。しかし現実の刑事裁判は、ますますそれに逆行しています。刑訴法の全く都合のよい解釈をし、原則を無視し、例外を原則にしてすましている検察、そしてそれをとがめもしない裁判所、マスコミそして国会。憲法に反する法解釈などあり得ないはずなのに、それが大手を振ってまかり通っているのが現状なのです。

権力の腐敗を防ぐために権力同士が互いに目を光らせて、牽制しあわねぱならぬのに、ロッキード裁判に見られるように、立法、行政、司法、マスコミが協力しあって被告に君臨する異常さです。

個人と国家のけんかでは始める前から結果はわかっています。 そのために刑事裁判では検察に手かせ足かけをはめ、できるだけ 被告が対等に闘えるようにしています。法律の精神と条文はそう なっています。裁判官の役目は、検察がこの法律に反していない か、その上で言い分が非の打ちどころなく信用できるかをチェックす ることであり、決して被告をチェックすることではありません。そのた めに司法が他の権力から独立しているのでしょう。ところが、現実 はこれがまったく逆になっています。

最近、検察の職員がその地位を利用して詐欺を働くという事件がありました。その判決文の中で裁判長は「検察が営々として

築いた権威を壊しかねない犯行だ」と憤っていましたが、裁判所が「検察は信頼できる」と思ってしまっては、初めから裁判にならないわけですが、これが日本の裁判官の本音なのでしょう。

被告は最終的に刑が確定するまで無罪の推定を受ける権利を有しています。しかし日本ではこれもまったく有名無実、検察の気に入る自白をし、法廷で罪を認める、つまり無罪の推定を自分から捨てると釈放され、私たちのように被告の当然の権利を主張すると拘置が続くというまったく逆のことを検察・裁判所が一体となって平然とやってのけております。

刑事裁判はその国の文化程度を現すといいますが、残念ながらこれが日本の文明度なのでしょう。日本を野蛮国にしているのは裁判官にほかなりません。

* *

本書は、わが身に降りかかってきた反民主主義的なるものとの 闘いの記録です。驚き、怒り、嘆き、笑った体験記であります。そ の意味では私個人の枠を越えたものではありませんが、万が一、 読者の皆さんが被告の立場に置かれたならば、私を見舞った運 命が皆さんの上に確実に繰り返されるに違いありません。被告に なることなく一生を終える人々にとっても、醜悪極まりない絶対権 力が、日本国民すべての頭上高くそびえている事実は抹消でき ないのです。

本来ならば、情緒障害児問題や教育制度についての文章を書くことが獄中生活を続ける私の責務です。しかし、本の性格上、少ないスペースしか割けませんでした。けれども、私がヨットマンに戻り、ヨットスクールを再開する自由を得るために、私は当面の敵と闘い続けなくてはなりません。

私は、いま煉獄の中にいるのだと思っています。煉獄の苛酷さに耐え、それを突き破って、生徒たちの待つヨットスクールでの新しいスタートを熱望しています。

昭和60年9月

著者

第一章 逮捕の日まで

"狂気の暴力集団"という極悪のレッテルを貼られた我が「戸塚 ヨットスクール」は、マスコミの集中砲火を浴びていました。

体罰を課すヨット訓練のやり方を非難し、厳しい指導方針を行き過ぎと批判する各種の報道にせっつかれた形で、愛知県警、同地検が私たちに牙をむいたのは、それから間もなくのことでした。昭和58年5月25日、それより1か月ほど前に起きた"暴走族傷害事件"でスクールのコーチ6人が逮捕されたのです。

スクール付近の国道を深夜零時頃に、けたたましい騒音をたてながら"暴走"していた若者たちをつかまえ暴行を加えたとしてコーチたちを逮捕し、マスコミで叩かれている「戸塚ヨット」をしょっ引いてきて、その活動を停止させようという県警・地検の狙いは明らかでした。

私たちのスクールのある愛知県知多郡美浜町は、知多半島 東側に位置する静かな浜辺の町で、近くには海水浴場もありま す。実にのどかでひっそりとしたところなのです。そこを真夜中すぎ に、大きな音をまき散らしながらオートバイを連ねて走る輩(やから) がいれば、誰だって「けしからん」くらいには思うでしょう。

常日頃、蛇蠍(だかつ)のごとくマスコミや警察に嫌われている"族"の連中もヨットスクールに比べればはるかにかわいいものとみえ、この時ばかりは哀れな被害者扱いです。暴走族撲滅のスローガンは、ちょっとお休み、といったところなのでしょう。

「いよいよ官憲が本格的に我々に弾圧を加え始めようとしている」

もう私にはあまり時間が残されていないと感じ、それからの私は 秒を惜しむ勢いで日本中を駆け回り始めました。もちろん、連日 のようにテレビや雑誌、新聞でやり玉にあげられている「戸塚ヨッ ト」の真の活動内容を伝え、私たちの活動に期待をかけていて下 さる方々に安心してもらうためです。講演に飛び歩き、テレビに出 演し、多くのジャーナリストに会って「戸塚ヨット」の実像を知っても らおうとしました。

しかし、マスコミはあらかじめ「戸塚ヨット」を悪者と決めてかかり、 ヒステリックに糾弾するために私を呼びつけた、というような感じが 強く、真面目に面と向かって私と討論をしようとするところはわずか でした。テレビなどは討論と称して一方的に私をなじり、反論や事 実を述べようとすることすらさせないといった局まである始末。私は 電波に乗せられ「市中引き回し」されたようなものでした。

教育評論家という男が私の話に耳を貸さず、識者という男が 私を断罪しました。ヨットスクールにくる情緒障害児の実態を何 一つ知らないまま、シゴキを非難し、暴力を否定し、子供の権利 を主張し、私たちの活動全体を狂気の沙汰と決めつけました。

暴力否定、結構なことです。

私はサディストではありませんし、私の考えに共鳴して一緒に仕事を引き受けてくれているコーチたちも暴力愛好家などではありません。好きで人を、それも年端のいかない子供たちを殴ったり蹴ったりするわけがありません。

体罰を課すことなく済ませられれば、こんなに楽なことはないのです。ピンタも鉄拳もなくヨットスクールができれば、私もコーチたちもうれしいし、何より物理的に楽ができるわけです。

しかし、体罰というものは子供にとって必要にして有効な手段なのです。さらに、スクールに来ている訓練生がどういう子供たちか、という問題を知ってもらわねばなりません。

エモーショナル・トラブルド・チルドレン――いわゆる情緒障害児という子供たちが、どんな子なのか、私や「戸塚ヨット」の指導方針、いや、その存在そのものさえも否定しようとした"識者"たちに知ってもらいたかったのです。私たちの「情緒障害児の治療教育法」を非難する人で情緒障害児の実態に通じている人はほとんどいませんでした。

テレビ局のスタジオにしつらえられたテーブルにつき、居心地のいい椅子に座ってなら、誰にでも「暴力反対」のお題目を唱えることはできます。評論家はいかにも評論家らしく「真の教育」をぶつことができるでしょう。そこでは「愛情を持って子供たちに接すること」で、問題を抱えた子供たちが見事に立ち直るのかも知れません。しかし、それは言葉のゲームです。

では、学校や精神病院、矯正施設を渡り歩き、どこからも厄介 払いされた挙句、ワラにもすがる思いで「戸塚ヨット」の門を叩いて きた子供は、一体なんなのでしょう?ありとあらゆるところで「愛をも って接して」もらった子供が、なお情緒障害児として私の所へ来 なけれぱならなくなるのは、どうしてなのでしょう?

教育評論家先生の言う「真の教育」では、彼らを立ち直らせる ことができない、ということではないですか。

それが情緒障害児たちの"現実"なのです。テレビ局のスタジオでは決してわからない"現実"なのです。

* *

こうして私がテレビに出演し続け、よってたかって罵倒され続け、 悪人・トツカのイメージはより強烈になっていくばかりでした。 私は 少しでも「戸塚ヨット」の真実を広めたいと思っていたわけですが、 事態は反対の方向にしか進まなかったことになります。しかし、私にはもう残りわずかの時間しかない。それまでお世話になった一部のマスコミ関係者には、お礼の意味もあったし、最後の取材に応じておかねば、という気持ちだったのです。

新大阪から東京へ行くつもりだったのですが、記者を追い払うつもりでタクシーに飛び乗りました。そうすると、その記者も別のタクシーに乗って追跡してくる。執ように追いかけてきます。

また、その時期には講演依頼も殺到していました。断り切れない依頼には応じなけれぱならなかったし、おまけに出版を間近に控えた著書の校正もしなければなりません。とにかく多忙でした。

そこで私のタクシーの運転手さんと打ち合わせをして一計を案じました。しばらく走ってから停車して降ろしてもらい、追跡してくる記者が同じようにタクシーを捨て、他のタクシーが近くにいないのを確認してから、もう1度初めのタクシーに拾ってもらったのです。手強い相手でしたが、ようやく追跡をかわすことができました。

私が逮捕されるのは時間の問題でした。私が引っ張っていかれた後のスクールをどうするのか、逮捕後の法廷闘争をどう進めていくのか、それからの問題は山積みしてもいました。"そのとき"の迫っているのを感じながら、スクールに子供を預けていらっしゃる父兄の方たちと話し合いをするために会合を大阪で持ったのは6月の10日でした。

新大阪駅に戻ると、またその記者が現れる危険があるので、そのまま京都までタクシーを飛ばしました。予定外のとんだ出費です。 第一、尾行をまくなどと、映画や小説じゃあるまいし、何でこんな 茶番を演じなけりゃならんのかと、正直いって情けなくなりました。

会合を終え、新大阪から東京へ向かおうとすると、ある新聞杜 の記者がまた私の前に姿を見せました。 東京駅には知人が迎えに来てくれており、出演する予定になっているテレビ局が用意してくれたホテルニューオータニまで送ってくれました。その夜は、翌日、ちょうど帰国するアメリカの友人が会いに来てくれ、お別れに2時間ほどおしゃべりをしました。

また、というのは、その日の2、3日前からずっと私に張りついて離れなかった記者だったからです。スクールの近く、わざと見える所に張り込んでいて、たまに近寄ってきては、

その時、たまたま横の席に座っていた方が「戸塚ヨットスクール」 に好意を持っていてくれていたらしく、初対面だというのに話が弾 んでしまい、友人が帰った後も長々としゃべり続けてしまいました。

「2日間も待機していたんだから、何かしゃべってくれてもいいはず だ」

話し終えて部屋に上がると、もう真夜中の12時を回っていました。人と話すと、この頃はいつも非難ばかりされていたので、まともに話ができるとなると、ついうれしくて話しこんでしまったようです。ホッとするとやけに腹が減ってきたのですが、よく考えてみると、この日は夕食をとるのを忘れていたのです。面倒臭いので、そのままベッドに潜り込んで寝てしまいました。

と言うのです。時間が少しでも惜しい私にとって、記者の言う理 屈はひどく手前勝手な言い分です。それも、従来の報道から、彼 がどういう意図で取材に来ているのかは分かりきっています。私が 何か一言でも発言すれば、それをネタにして悪口雑言を並べ立 てようと身構えているのですから。

翌6月11日は、朝、ホテルまで飯田康之さんが迎えに来てくれました。

私が一言もしゃべらなければ"ニュース"がない。だから記者も必死です。3日間も、私についてどこまでも追いかけて来ていたわけです。

飯田さんは映画「スパルタの海」の撮影スタッフの 1 人で、アル 企画という会社の社長さんです。映画ロケの際は、撮影遂行の 陰にある膨大な雑事を一手に引き受けておられた方で、朝一番 早く起きて夜一番最後に寝る、という役回りでした。社員数名を 従え、ロケ現場ではそれこそコマネズミのように動き回っておられた のが思い出されます。そしてその時の女子社員の 1 人が、スクー ルの小杉コーチと結婚したのですから、縁というのは面白いもので す。

実は、この飯田さん、私の逮捕後、混乱状態に陥ったスクールに、なんと半年以上も詰めっ切りになってスクールの事務をきり回してくれました。ご自分の会社そっちのけです。感謝してし尽くせないお世話をかけてしまいました。

「戸塚ヨットスクール」は私 1 人の力ではどうすることもできません。これまでもそうでしたが、これから先もそうです。飯田さんのような方が協力してくれて、ようやくスクールとしての活動が可能なのです。極悪人と決めつけられ、サディストと呼ばれる私に協力を惜しまず励ましてくれる方がいる。そう思うと、感謝したい気持ちはもちろん、それ以上に、信頼し、共鳴して頂ける私の活動方針をより強く堅持し、スクールの灯を絶対に絶やしてはならない、と決意を新たにしたものです。

飯田さんの車で朝のテレビ番組出演に出かけ、それからその日の宿舎・山の上ホテルに移りました。チェックインして 10 分もたたないうちに、ロビーへ降りて行きました。飯田さんがセッティングしてくれた面会者と会うためです。

何人の人と会ったのか分かりません。お昼過ぎから、次から次にやってくる人に会って話をして、そのまま夜寝る時間までしゃべり続けたのですから、相当な人数でしょう。私 1 人では、こんなにうまくアレンジできるわけもありません。飯田さんの手際の良さには驚かされます。

しかしながら、私は 20 年間も海でヨットに取り組んできた人間です。自然の中で伸び伸びと体を使って生きるのが本性の男です。都会のホテルで一日中人に会って話をしているというのは、実にしんどい。人と話すだけで疲れを感じるタイプの私が、この時期、集中的に人と会ったり取材を受けたりすることが続き、実際ヘトヘトの状態になっていました。

けれども、海へ出て子供たちを鍛えるということに向ける情熱とは違った面で、私は必死でした。私のその情熱が理解されず、しかもその情熱を燃やす場を奪われようとしているのですから、当然です。これも試練だと思って、私は人に会い、話し続けたのです。

あくる日は昼に新宿へ移動。また飯田さんの運転でワシントン ホテルへ向かいました。用意された会議室で、東京のスクール生 の父兄と会合し、今後のことを話し合い、検討するためでした。

新宿に着いたところ、会合の予定時間までにはまだ少し間があるというので、近くの喫茶店で一息入れることにしました。するとどうでしょう、注文したコーヒーを運んできてくれたウエートレスが「スパルタの海」を撮影した時に生徒役をやった女の子だったのです。まったくの偶然。これには私もびっくりしました。

聞いてみると彼女は、昼はその喫茶店で働き、夕方からタレント養成学校に通っているということでした。ヨットスクールにやってくる訓練生と同じ年頃の彼女です。自分の目標に向かって、自分の力で生き、進んでいる彼女のひたむきな姿勢に、頭が下がる思いがしました。

スクールの子供たちは、学校や社会生活から落ちこばれ、いわゆる「東大エリートコース」を頂点とする学歴競争から脱落してしまった子供たちです、人生の最初のスタートでつまずき、大きく後れをとってしまった子供たち。でも、それで人生そのものに絶望し、無気力になってしまってはいけない。どんな小さな目標にせよ、自分の力で自分の人生を切り開いていかねばならないはずです。

彼女のように、堂々と、胸を張って自分の夢を追う人生を歩んで欲しい。私が今にも逮捕されようという時に、まったくの偶然から彼女のような人に出会えたことは、私に大きな希望を与えてくれたような気がします。私が信念を貫き、身の潔白を明らかにした上で、再びスクールに戻って、子供たちを鍛え、彼女のように自分の人生に立ち向かう人間として育てあげられるようにと、"何か"が私に示してくれたのかも知れません。

ホテルの会議室に集まってくれた父兄有志の方の数には、少々 驚かされました。土曜日ではありましたが、仕事を休まれた方も 多かったそうです。父兄の方たちの熱意が伝わってきて、非常にう れしく励まされる思いがしました。

しかも、逮捕目前の私に対して、世間の目は冷たく、厳しいマスコミの批判が私に集中していた最中でした。「戸塚ヨット」の作られた虚像が大手を振ってまかり通り、世をあげて大騒ぎをしている時に、このような会合に集まってくれる父兄が大勢いらっしゃるということに、私がどれほど元気づけられたか分かりません。ただ、もう、感謝の一言です。

そこで、甘えついでに私はこうお願いしてみました。翌日の朝の テレビ番組に、出演する予定だったのですが、

「どなたか一緒に出て頂けないでしょうか?」

つまり、私と一緒に非難の嵐の中に足を踏み入れてくれないだろ うか、という頼みでしだ。

ところが、その場で4人もの方が、

「一緒に出演しよう」

と言ってくれたのです。

涙が出るほどうれしかった。ありがたかった。

マスコミは私や私の指導するスクールはもとより、そこへ自分の子供たちを送り込む親にも敵意をむき出しにしていました。"狂気

の暴力集団"に我が子を任せてしまう親にも責任がある、という論理で、スクール生の両親に非難の目を向けていたのです。批判されている「スクール生の親」という顔のない存在から、私と一緒にテレビ出演することで、今度は名前のある「スクール生の親」になってやろうという父兄が4人もいたのです。

うれしいと感じると同時に、これほどまで私を信頼してくれている、 という大きな責任感を感じもしました。

この時期、この騒動の中で、実に多くの人間に会いました。先生と呼ばれる人、学者や知識人、ジャーナリスト。そこではたくさんの卑怯者を見ました。しかし、私はまた、実に多くの勇気ある人たちにも出会いました。

情緒障害という深刻な問題を抱えたわが子を"子捨て山"と悪名の高い「戸塚ヨット」に送り込んでしまう無責任、無慈悲な親と、悪しざまに言われる父兄が、大きな勇気なくして私と一緒にテレビに出られるものでしょうか。

そして、重大な決意を持って出演を快諾してくれた父兄たちを、 周りからよってたかって中傷する連中に、そんな勇気のかけらでも あるのでしょうか。

マスコミという武器を使い、世論という名のもとに私や父兄たちを攻撃するのは、たやすいことです。多勢に無勢です。数が正義なのであれば、私たちはまさに悪者でしょう。マスコミは安心して、私たちをひどい目にあわせることができるでしょう。

しかし、それは、単に、弱い者いじめをしているにすぎません。

何が真実なのか。何が問題なのか。

それを正面から見据えようとせずに、一面的な部分のみを材料に使い、馬鹿の一つ覚えのように「暴力否定」を叫ぶだけの声が、本当に"世論"だと言えるのでしょうか。

そう反論する場に、自分から出て行こうという父兄がいる。私は その勇気に、畏敬の念を持って感謝するほかありませんでした。

そもそも「報道」とは何なのか?事の理非を問わずに多数の側に つき、弱い者をいじめることしかできないのなら、それこそ大きな後 ろ楯がなければ何もできない愚かな弱者ではないでしょうか。

情緒障害児の問題を論じずに、その問題児を抱え、万策尽き果てた末に「戸塚ヨット」へ子供を連れて来た親を非難する。自分の子供に対する「もしかしたら」という危惧を、彼らを攻撃することで忘れようとしているのかも知れません。まさに"弱者"の発想です。

私や問題児の親を批判しても、情緒障害という問題は解決しません。その問題を、微力ながら懸命に解決しようとしている動きを妨害することになりこそすれ、何ら前向きの方向には進展しません。

にもかかわらず、"世論"は弱い者をいじめて喜んでいる。そして 最近では、子供の"いじめ"の問題に眉をひそめています。自分た ちも同じように弱い者いじめをやっておきながら、子供のいじめは 深刻な問題になっている、などとしたり顔をする。

"世論"というのは、まことに節操のないものです。

父兄の会合の場を離れ、私は夕方から八重洲口にある藤田 観光ホテルで、ある新聞社のインタビューに応じることになっていま した。名古屋から上京したばかりの花井美紀さんも同行してくれ ました。 花井さんは以前、取材者として初めて我がヨットスクールを訪れ、 それから私の方針に共鳴してくれ、色々な面で私たちを支援して くれている方です。

が、彼女のような全くの第三者で「戸塚ヨット」の支援者になる と、警察、検察からマークされ、事実、常に尾行がついているとい うことでした。

知人や勤め先、関係する会社に警察手帳をちらつかせた刑事 が現れ、どうでもいいようなことを、わざと大袈裟にかぎ回るのだそ うです。「捜査」という名の嫌がらせとしか思えません。

「それが嫌ならトツカの味方なんかするんじゃない!」ということなのでしょう。

彼女に限らず、他にも嫌がらせや、不当な扱いを受けた支援者の方は多いようです。ある人は、立ち小便をしている現場を写真に撮られ、

「これで 2、3か月ブチ込める。嫌ならトツカと縁を切れ!」 とおどされたと言っています。『フォーカス』や『フライデー』じゃあるまいし、このような馬鹿騒ぎを国民の血税を使ってやっているのですから、暗たんたる気分にさせられてしまいます。

ホテルのロビーで待ち構えていた記者は、

「新聞報道ではよく分からないので、直接会って話したかった」 と言いました。つまり、自社の記事を信用していない、ということです。まったく、何たることなのでしょう。いちいち本人に会って記事の確認をすることなどできない一般読者にとって、新聞報道とは何なのでしょうか。記事は書くが信用してくれるな、とでも言うのでしょうか。ますます気分は重たくなってきました。

何しろ、これまでの報道では分からないと言う記者ですかち、私は「戸塚ヨット」について初めから話さなければなりません。 父兄や

支援者の方たちと夜の9時に一緒に食事をとる予定にしていた のですが、とてもそんな時間には間に合いっこありません。電話を 入れてみましたが、うまく連絡がつかずに夕食の約束はほごになっ てしまいました。

長時間のインタビューを終えてホテルの自室に引きあげてきたのは、この日も夜半過ぎ。疲れ切って、後はもう眠るだけでした。ぐっすり、というわけにはいきませんでしたが、今考えてみれば、これが"シャバ"での最後の眠りになったわけでした。

* *

翌朝、電話で起こされると、既にテレビ局の車が迎えに来ているということでした。まったく息つくヒマもないほどの売れっ子ぶりです。 ただ、それがチヤホヤされる売れっぷりではなく、出向いて行く 先々で袋叩きにあうための超多忙なのですから報われません。

この日のテレビ出演は、前日に出演依頼をお願いした4人の 父兄の方たちと出た番組でしたが、意外なことに、私たちの言い 分を一方的にしゃべらせてくれるという、これまでにない番組でした。

"世論"は常にリンチであり、リンチは常に"娯楽"である、というテレビのメカニズムからすれば、この演出は非常に珍しいものです。 私に求められるテレビ用のキャラクターは"大悪党"としての戸塚宏であり、テレビという"公器"が、それを思う存分痛めつける――テレビ的構造とはそういうものと思っていたので、こちら側だけが一方的に言い分を述べるという番組作りには意表をつかれました。

しかし、当方はテレビのシロウトです。いくらたっぷりと時間を与えられたからといって、テレビを使って自分の真意を充分に視聴者に伝えるなどということはできません。また、私たちのスクールを分かってもらうには、長年に渡って築いてきた訓練生が立ち直ったという事実、実績を見てもらうしかありません。言葉で構築した理論ではなく、実際に直してきたんだという理屈抜きの成果を分かってもらうしかないのです。

しかるに、与えられた時間内に、スタジオでしゃべってこれを伝え ようとしているわけですから、その効果は絶望的と言わざるを得ま せん。口角泡を飛ばしているうちに、やはりこれまた気分がふさい でくるのでした。

テレビ出演を終え、電話をかけてきた知人と六本木のレストランで昼食をとりました。イタリア料理店で、私はソーセージ・スパゲティを食べたのですが、この食事が、ちゃんとした食事の最後になってしまいました。

ところが、あまりおいしいと感じませんでした。特にそのスパゲティがまずかったというのではありません。そのところずっと、何を食べてもうまくない。第一、あまり腹も減らないような感じになっていたんです。

車、新幹線、飛行機を乗り継ぐ移動の連続。一日中人に会い、四六時中しゃべり通し、ホテルに帰る生活。肉体的には運動不足、精神的には緊張の連続でまいっています。

体調に異状をきたしていたわけです。

だから何を食べてもおいしく感じない。日常的に、こういう生活を 続けている人もいるらしいですが、なんともお気の毒に、と言うほか はありませんね。

昼食の時間もそこそこに、次のテレビ局に駆けつけたのですが、 本番前に見せてもらった台本をチェックして仰天しました。その番 組には以前にも1度出演したことがあったんですが、その時よりも さらに敵意がエスカレートしていたようです。

司会者のYは、NHKの「中学生日記」で教師役をやったこと のあるタレントですが、その経験でいっぱしの教育者気取りの男で した。虚と実の境目が分からなくなっている困り者です。 レポーター的な役割のKは、ベトナム戦争当時はベ平連で通し、教育問題がやかましくなってからは教育評論家になりすましている男でした。

とにかく私の出る幕もなさそうなので、結局、この番組はボイコットすることにして、その朝の番組出演の際に告知した講演会場の方へ急ぐことにしました。実を言うと、テレビでいくら私がしゃべっても、時間に制限がありすぎるし、どうもうまく表現できないので、その番組のディレクター氏に頼み込んで急きょ、講演会の会場を確保してもらったわけでした。同じ「テレビ」というメディアでも様々な違いがあるものです。

朝、それも当日の早朝に1度告知しただけだというのに、会場のダイヤモンドホテルへは50人ほどの聴衆が来てくれました。

スクール生の父兄と同じように問題児を抱えた人、この機会に トツカに一言いってやろうと思っている人、聴衆は色々な人がいま す。とにかく真面目に話を聞こうとする人であれば歓迎です。

そういう人たちが50人も来てくれたのですから、たった1度の告知で、これなら上出来だと思うのですが、聴衆を大幅に上回る数の報道陣が詰めかけているのにはウンザリさせられました。どうしてどこまでもついてきて邪魔するのでしょう。常に私を追い回し、緊張させ、失敗を引き起こさせ、いじめて楽しみたいのでしょうか。本当に悲しくなってしまいます。

午後のテレビ出演をボイコットしたおかげで、予定の時刻までには30分ほどの余裕ができました。そこでスクールの合宿所に電話を入れてみますと、留守中に実にたくさんの用件が山積みになっていることが分かり、また気が重くなってしまいました。

その場で、今晩、人に会う新たなアポイントを入れ、予定が増 えたのでもう一晩、東京にとどまることにしました。久しぶりに今夜 はスクールに戻れると思っていたのに。そうなると、どこかにホテルの 部屋をとらなくてはなりません。東京のホテルは、これ程たくさんあってもなかなか予約がとりにくい。今夜泊まる所の心配をしなけれ ぱならなくなってしまいました。

講演を終えても、問題児を抱えている聴衆のうち、20 人ばかりの人が居残って、もう少し詳しく話を聞きたい、ということでした。中には学校の教師をなさっていて、担任のクラスに問題児がいる、という方もいました。各地の講演会でも、決まってそういう先生方が来られます。

とりあえず喫茶室の方へ集まって頂き、私がそちらへ移ろうとすると、女性週刊誌の記者が追いすがってきて、

「女子生徒を強姦したそうじゃないですか、どう責任を取るんです!」

とわめいでいる。どこでそんな話を作り出すのか、根も葉もない作り話を、自分たちのセックス満載雑誌に合わせてでっちあげ、質問を浴びせてくるのです。これはもう、私には答えろというのが無理な話です。

慌ただしく有志の方との話を終え、去りがたい様子の方たちを 残していとま乞いをし、私は次のアポイントのために山の上ホテル へ移動。たまたま部屋の確保できたホテルへチェックインしてから、 約束の場所まで、地下鉄で行くつもりだったんです。

ホテルまでの車をまたまた飯田さんにお願いし、同乗した飛鳥 新杜の土井社長と私の著書の最終打ち合わせをするという超過 密スケジュールです。大急ぎでチェックインを済ませて出てくると、 地下鉄の駅へ向かおうとする私の両脇に、ぬっ、と2人の男が現 れました。

「トツカさん、タイホ状が出とるデよー」

名古屋弁の刑事でした。わざわざ東京まで追いかけ回して逮捕するとは、愛知県警もかなり焦りを感じていたらしいですね。

「とうとう来たか」

と思った瞬間、妙にホッとした気分にも襲われました。

「やれやれ、これでやっと休めるか」

というのが、正直な感想だったからです。

コーチ6人が逮捕されて以来、2週間以上もの間、私は九州から東京の間を駆け回り続けてくたびれ切っていました。体の調子もおかしくなり、神経も擦り切れ寸前の状態。変な話ですが、県警が逮捕するのをもっと遅らせていたら、私はどこかでぶつ倒れていたに違いありません。

『戸塚ヨット校長逮捕 訓練の名で暴行』

という大きな活字が、翌日の朝日新聞のトップを飾り、各紙とも 私の逮捕を写真入りのトップニュースで扱っていました。

「愛知県知多郡美浜町北方、戸塚ヨットスクール事件を捜査 していた愛知県警捜査一課と半田署は13日午後6時40分、 東京都内で校長の戸塚宏(42)=名古屋市千種区千種三丁 目=を、昨年12月12日、訓練中に外傷性ショックで死亡した 神奈川県藤沢市鵠沼松が岡四丁目、同市立鵠沼中学1年 小川真人君(当時13)に対する傷害致死容疑で逮捕した」(朝 日新聞・58年6月14日付朝刊第1面)

私はそのまま手錠につながれて新幹線で名古屋へ連行され、 以来、2年以上もの間自由を奪われたままでいます。

あの日、久しぶりに名古屋へ帰れると思っていて予定を変更。 苦労してホテルの部屋をとったのが無駄になりました。鎖につながれてはいましたが、私はやはり、当初の予定通り、あの日の夜に名古屋へ帰ってきたわけでした。

第二章 取り調べの日々

新幹線こだま号に乗せられて名古屋に向かう途中、同行した 3人の刑事の1人が盛んに電話を掛けに立つ。5、6回も席 を立ったでしょうか。私は手錠につながれ、もはや半田署へ連行 されるばかり、どこへ電話で連絡する必要があるというのでしょうか。

私にはピンときました。

そもそも、小川君の死亡事故以来、半田署、愛知県警による「戸塚ヨットスクール」関係の内偵、捜査は活発に進められていました。その上で逮捕状を簡易裁判所に請求したわけでしょう。その間、私は各地を飛び歩いてはいましたが、別に逃げ回っていたわけではありません。出頭を求め、私が半田署へ出向いたところを逮捕すれば雑作もないことです。にもかかわらず、わざわざ3人の刑事を上京させ、東京都内で逮捕しなければならなかったのはなぜか。

これは、どう考えても対マスコミ用の配慮としか思えません。

ほとんど毎日のように、神経症的なマスコミ報道が「戸塚ヨット」の"暴虐性"をわめき立てていました。所轄の警察は、その加熱したマスコミの"食欲"を何らかの形で満たしてやらねば格好がつかなくなっていたのでしょう。そして、県警はマスコミをうまく利用したいのです。つまり、両者はもちつもたれつの仲なのです。

私は試しに、同行刑事にこう提案してみました。

「半田署へ行くのなら豊橋で降りて、そこからタクシーで行きたい。 署に許可をもらってくれないか」

返答は「ノー」でした。

大罪人トツカを乗せたこだまが着くのを今か今かと待ち構えている報道陣が、名古屋駅にはワンサと集まっていたのでしょう。護送列車ならぬ、罪人トツカの"御用列車"の予定を変更するわけにはいかないのです。

ぎが始まりました。記者やカメラマン、レポーターといった人間が私を中心にお枠難(みこし)を担いたような感じで、のろのろと前方へ進むのがやっとでした。

豊橋駅で、記者が2人、私の乗っている車両に乗り込んできました。ついさっき都内で逮捕されたぱかりだというのに、新幹線の便も、乗っている車両まで知悉(ちしつ)している。まったくマスコミの知らないことはないみたいです。

折角の舞台ですから、マスコミ相手に一言いってやろうと思っていたのですが、それどころではありません。どうせ半田署の前でもマスコミの歓迎会があるはずですから、そこでのチャンスを待つことにして、名古屋駅西口に用意された車に避難するように乗り込みました。

無論、警察のアシスト抜きに、そんなことが分かるはずもありません。私を逮捕しにやってきた捜査一課員は、同時に警察の広報担当でもあったわけです。ご苦労なことです。何本も電話を掛けねばならなかったはずでしょう、確かに。

それにしても、何というドタバタなのでしょうか。どう考えても、私白身、これだけの人間を動員して大わらわを演じさせるほどの大物とは思えない。大の大人が何十人、何百人と駆り出され、もみくちゃになって口々に叫んでいる。しかも、彼らはそれを仕事としてやっているのです。いったいこの"お祭り"でどれだけの費用がかけられているのでしょう。

さて、新幹線名古屋駅のホームは、予想された通り、いや想像以上の"出迎え"でごった返していました。正確に、私の乗った号車の私が降りるはずの降車口の前に、大勢のマスコミ陣が私の通路を作ってひしめいています。他の降車客はよその出口を使え、というわけです。

半田署に着くと、入り口から玄関まで、ちゃんとロープが張られて 私が歩く場所が確保されていました。私がそこを静々と、おごそか に歩くシーンをマスコミの各カメラマンが自由に撮影できるように、 との配慮でしょう。何にしろきめの細かい警察のマスコミ応対では あります。

私に向かって刑事が、

「タオルで顔を隠してやろうか?」

と訊きました。

冗談ではない。

何も分かっていない。

見ると、何台かのテレビの中継車まで来ています。これほどまで する騒ぎなのか。

刑事にしてみれば親切心で声を掛けたつもりなのでしょうが、小さな親切大きなお世話というもの。これからが本番、これから闘おうとしているこの私が、最初から顔をタオルなどで隠して登場するとでも思っているでしょうか。まったくお笑い草です。

「戸塚ヨットスクール」は高額の入校金をとった上で劣悪な合宿環境しかスクール生に与えず暴利を貪る(むさぼる)金権体質、と非難したマスコミが、今、私がただ単に警察署の門を潜ろうとしているシーンを伝えるためだけに中継車まで繰り出している。そんなことのためだけに、それこそ金を湯水のように浪費しているのです。

デッキからホームへ一歩足を踏み出した途端、わずかに道を空けていた両側の報道陣の列が一気に崩れ、私を迎えるお祭り騒

連行され、玄関の前まで来たところで、私はチャンスだと思い、 一言いうためにくるりと半転しました。 すると、横にいた刑事が、そのままくるりと私を振り向かせ、ハタで見ていると私は何の意味もなく一回転したように見えたことでしょう。実に鮮やかな手際でした。さすがに相手は手慣れています。 結局、私は一言も発言できずじまいでした。

署には既に弁護士の山本、加藤両先生が来てくれていましたので、早速打ち合わせをしました。ところが、半田署に来て写真と指紋をとられると、また出かけるというのです。

「どこへ行くんだ」

「愛知県警本部だ」

なんと。

要するに、半田署へ運行したのは直轄の署で逮捕したという、 そのことだけをアピールする儀式に過ぎなかったのです。単に、半 田署の"顔を立てる"ためだけのことだったわけなのでした。

私はまた車に乗せられて名古屋まで、もと来た道を戻り、県警本部に移動。ようやく真夜中になって着きました。

愛知県警が演出した「マスコミ・サービス」と「半田署の顔を立てる」という馬鹿臭いドタバタ劇の主役を演じさせられ、私は文字通り、市中を引き回されたのでした。

* *

愛知県警察本部 9 階の留置場が、それからの私の起居する場となりました。

部屋は灰色一色に塗られ、床は板張りの上に安物の薄いカーペットが敷かれてあります。室内には生活の匂いのするものが一切無く、あるのは簡易トイレと毛布が1枚きり。広さは4畳と、後で移った拘置所の部屋の広さと変わりありませんが、やたら天井が高くて、そのために必要以上に狭く感じ、非常に息苦しい気がします。また、トイレはあるものの、室内に水道はありませんから参ってしまいます。タオルも持たされず、汗をかいても着ているシャツ

で払うしかない。留置場では一切のものから隔絶され、新聞・雑誌はおろか、物音一つ聞こえてこず、全くの孤立状態になってしまいます。

実は、それが警察側の狙いなのです。

本来、被疑者を逮捕すると、警察で一応の取り調べをした後 すぐに拘置所に移監し、検察は拘置所まで出向いて取り調べを 行うのが「原則」なんです。

ところが、私を始め「戸塚ヨット」事件の被疑者については、

「証拠品が膨大であり、これを拘置所まで運ぶことが困難である ため」

という理由で、警察の留置が認められたのだそうです。これはつまり、留置場を「代用監獄」として認めた、ということです。

こうしたことを認め、許可を下すのはどこかというと、裁判所がこれに当たります。どんな子供でも知っているように、警察は犯罪を 摘発するところ、検察は処罰を要求するところ、裁判所はその容 疑を白か黒か判断するところ、となっています。そうなっているはず です。

しかし、私が親しくつき合っている検警察や裁判所は、そうした 常識とは様子が違っているようです。

逮捕3日目で私の拘置期限が切れる際、警察の出した拘置 延長の申請は許可されましたが「代用監獄」は認められませんで した。それで私はすぐに名古屋拘置所に移されたのですが、どこで どうしたのか、たった1日居ただけで、また県警本部の留置場に 戻されてしまいました。

「代用監獄申請却下に対して検察が準抗告したところ、認め られた」

とのことです。どうやら「原則」や「常識」は通じないらしく、裁判所は"検警察御用達"のようなのです。

1日だけ居た拘置所では「収容者のしおり」という所内規則を 書いた印刷物が置かれていたので、これを貧るように何度も何度 も読み返しました。現代人というのは知らない間に活字中毒になっているようです。

「代用監獄」は悪名高き反民主的なシロモノで、その撤廃は古くから叫ばれているものです。廃止が最初に論議されたのは何と明治時代のことだというから、驚きです。当時は政府の金銭的余裕がないという理由でタナあげになったようですが、財政の都合がつき次第善処することになったはずの話が、現在もそのままになっているわけです。法治国家を自任し、司法の公正を誇る我が国における"怪談"と言ってもいいでしょう。

どうして「代用監獄」がそんなに欲しいのでしょう。 欲しがっている のは検察側なんです。

被疑者を閉じ込めて孤立感を高まらせ、徹底的に取り調べをして、検察に都合のいい「調書」を作りあげるためには、この「代用監獄」というのは実に有効なのです。肉体的に拷問を加えれば証拠が残り、検察側が不利になるため、精神的な拷問を加えようというわけでしょう。

世間から完全に隔絶し、弁護士や家族、知人との面会を極端に制限して孤独感をつのらせ、

「こんなことなら自白した方がましだ」
と思わせるやり方です。

人間は孤独感にはきわめて弱いものです。拘置所へ行けば 24 時間被疑者を管理できず、孤独感を持たせ続けるのが難しく、 また弁護士たちとの面会・打ち合わせが容易になるので、検察側 には"好ましくない"わけです。

日本の裁判史上、刑事裁判で検察に起訴された被告の有罪確定率が99.8パーセントにものぼることをご存知でしょうか。

裁判というものが法のもとに公正に行われているとすれば、この 数字はいかにも奇怪なものでしょう。これは「有罪になる件だけを 起訴している日本の検察が優秀であることを示す」というより、検 察が起訴した件は間違いなく有罪にしてしまう日本の裁判制度 の素顔を示唆する数字です。

裁判所がどれだけ検察側に"協力"しているか、例えばこんな一 例を挙げてみましょう。

アメリカでは被疑者が弁護士の同席を希望した場合、その希望を無視して弁護士欠席で行われた検察による被疑者取り調べの調書は、手続き不充分として法廷では全く証拠能力が認められないばかりか、不当取り調べを受けたとして被疑者はすぐに 釈放されることになります。

ですが日本では、法曹に関してシロウトの被疑者をだましたりすかしたりしながら、警察や検察が自分たちに都合のいい「調書」を作りあげ、それが裁判所によって立派な証拠として認められ、あまつさえ法廷での証言よりも信頼性が高いとされるのです。

しかも、こうした「調書」を裁判で証拠として採用されることを拒 否すると、「被告は証拠隠滅のおそれがある」

として保釈も認めない。そのために多くの被告は泣く泣く「調書」の 証拠採用に同意し、結局は有罪判決が出るのを待つばかりにな る――これが「有罪確定率 99.8 パーセント」の、1 つのカラクリな んです。

私たち「戸塚ヨット」事件で逮捕された被疑者たちは愛知県下の各警察署に、バラバラに収監拘置されました。これは前にも述べた「孤独感促進」のためと、弁護士との連絡を困難にさせるためです。もともと「拘置所まで取り調べのために運ぶ証拠物件が膨大で大変だから」留置場の「代用監獄」に入れられているのに、こんなに県下バラバラに拘置して、"膨大"な証拠を取り調べのたびに運び回る方が大変だと思うんですがね。

検察がどんなことをしても私たちを有罪にしようとして引き起こす 理不尽は、まだあります。

当然の権利である被疑者と弁護士との打ち合わせを極力させないのです。

全然会わせないというのでは、明らかに違憲違法になってしまいますから、面会だけはさせているというポーズだけ。私がこの件で受けた制限は、「検察の許可を受けた時のみ指定時間に 15分間だけ」弁護士と面会できるというものでした。

一応、合法を装っていれば、後は裁判所が何とかしてくれる―― 警察も検察もやりたい放題。裁判などあらかじめ検察の独壇場 として用意されているばかりなのです。

裁判所は検察側に対し、「これはやってはならない」という強制力を持っています。しかし、検察を厳しくチェックするために存在するはずの裁判所が、初めから"協力"態勢をとっているのですから鬼に金棒というわけです。それでも検察が恐れるものが、1つだけ、あります。

マスコミです。

マスコミは裁判所と違って、実効力のある強制権を持っているわけではありません。ですが、報道の自由という名で検察のやり方が公正か、合法か、といったことをチェックしそれを公表する"権力"を持っています。検察が思いっきり好きなことをして、マスコミに糾弾されることが、実は最も恐れることなのです。

ところが、1番恐いはずのマスコミが、今回の「戸塚ヨット」事件では進んで露払いをやっている。"マスコミ裁判"とさえ呼ばれる私たちの件に関して、検察の恐れる唯一の不安も全くないわけです。いや、むしろ正当な手続きを踏み、合法的に進めていった末に「不起訴」にでもなれば、それこそマスコミに叩かれる不安がある。こと「戸塚ヨット」事件に関する限り、検察側の言い分がマスコミに批判されることはあり得ない、安心して無茶ができる私たちはこんな図式の中で、格好の餌食になってしまったわけです。

警察も検察も、マスコミには媚びるほどサービスがよく、私たちについて悪意に満ちた情報を提供し、マスコミはそれに飛びついて報道と称し「極悪人ニュース」を流す。その繰り返しで、私たちは強力な「社会の敵」としてのイメージを定着させ、歴史に残る「大罪人」としての地歩を固めたのでした。

* *

愛知県警本部9階の「代用監獄」は冷房も完備されており、 最も近代的設備を誇っているのだそうです。時折、見回りに来る 管理職が、

「ここは涼しくてうらやましいよ」

と、いつも言っていました。いくら冷房が入っているとはいえ、外部からの刺激が何もかも遮断されている監獄など、人間の住む所ではありません。 私はそんな時、

「いつでも代わってあげましょう」

と答えることにしていました。

ここで出される食事は、最低でした。

ある時、肉か魚か判然としない煮物が出てきました。食べてみると、これは魚の<血あい>だけを集めて煮てある。普通は捨てて しまう部分のみを私たちに食べさせているわけでした。

金を出して自弁食をとることもできますが、私は官給品だけで過ごしました。

入浴は5日間に1度程度、毎週水曜日には健康診断が行われました。簡単な聴打診と血圧測定です。逮捕直後は度重なるマスコミの攻撃に頭にきていたためか、大きく上昇していた血圧が、みるみる下がり、警察の連中は渋い顔をしていました。取り調べの際に、精神的に落ち者かれては"好ましくない"と思ったのでしょう。

私の入っていた所の3、4室向こうに「ち-113号」警察庁広 域重要指定犯の勝田清孝被告がいました。職員たちも、重罪 犯として彼には気を遣っていたようです。 昼に 30 分ほどの運動時間がある。 この時、他の留置場収容者と話をする機会があるわけですが、勝田被告とは特にしゃぺることもありませんでした。

取り調べ室は、私たちの入れられている所からドア 1 枚を隔てた場所に、10 室ほど並んでいました。

ところが、いざ取り調べが始まるとなると、そこへ行くまでがなかなか大変なんです。まず呼び出され、房から出ると両手に手錠をかけられ、腰縄をゆわえつけられ、ゆっくりと歩いてドアを潜るのです。わずかな距離なのに、ご苦労なことです。

私が取り調べを受けたいつもの部屋は、窓から真正面に名古 屋城が見え、その右の方に御嶽山が望めるという、素晴らしく景 色のいい所でした。

部屋に入ると、まず腰縄の端を椅子にくくりつけ、手錠がはずされます。それからおもむろに係官との雑談が始まり、話し声と沈黙が断続的に繰り返される。時には怒鳴り合いなんてこともありますが、いずれにせよ何とも退屈な時間が過ぎていくのです。

外からの差し入れはこの時手渡され、食料(果物、菓子類)は 取り調べの合間に食べることになっています。衣類の差し入れも できますが、とそのついたものは許可されません。房内で自殺をは かる恐れがあるからだそうです。

取り調べというのは、何とか検察側に好都合な被疑者本人の調書を作る作業ですから、係官たちはあの手この手で揺さぶりをかけてきます。強引に自白を迫るのではないか、と思うかも知れませんが、これは却って逆効果なのです。もともと拘置され、留置場で孤立させられ、今までまったくの1人になったことのない人間を隔離してしまうと、強引さに腹を立てた被疑者は取り調べ官と対立状態を強めて完全に心を閉ざしてしまうからです。

が、向こうもプロです。この状態に陥れるのも計算のうちなのです。

被疑者を痛ぶってから、まずこのような状態に追い込みます。被 疑者は心を閉ざすことによってますます孤独感を強めている。そこ で、それまでとは全然違う、強引さとはかけ離れた柔和な感じの 取り調べ官の登場です。顔つきからして"やさしい"のです。

「そんなテレビや漫画みたいな」

と思われても仕方ありません。事実がテレビや漫画になっているんです。しかも、この方法で、実に効果的に調書作りが進められているのです。

それまで圧迫を受け、強引な取り調べに反発して自分の心の中の内圧を上げていた被疑者からすれば、、柔和な感じの新しい取り調べ官は、久しぶりに出会った"味方"のような錯覚に襲われ、この係官のペースにはまってしまい、「調書」作りに協力させられることになるわけです。

警察や検察が請求しさえすれば、裁判所は"自動販売機"のように逮捕状を発行します。本当のところ、ほとんど「事務処理」でしかないのです。

にもかかわらず、このようなちゃちな「逮捕状」であっても、その紙 切れ1枚が人間存在の自由を完全に奪ってしまうのですから、 事は重大です。取り調べにおいても、警察側は、

「これこの通り、裁判所もおまえを被疑者と認めたのだ」 というための根拠にしています。

しかし、実際は容疑が固まったから逮捕状を請求する、というパターンばかりではないのです。容疑が完全に固まっているなら、無理して自白を取る必要はありません。それよりもむしろ、逮捕しておいて取調べを進めながら、適当な「調書」を作りあげていく過程で容疑を固めていくのです。「容疑を固める」というのは、その場で「罪を作っていく」というのと同じことです。

とにかく逮捕する。別件逮捕でも何でもして、とりあえず被疑者を拘束し、自由を奪ってしまう。それで2、3日間は拘置できます。実は、今は当たり前になってしまったこの2、3日間というの

も例外規定なのです。それでダメなら、本命の件で再逮捕しても 52、3日間を稼ぎ出し、合計4、6日間が検警察のものにな ります。彼らは、この充分な時間を使ってじっくりと被疑者を"落と" せばいいわけです。

強情を張ると、過去をほじくり返して何か見つけ出し、その件で 再々逮捕。またまた2、3日間。それでもダメなら「精神異常の

おそれがある」として"鑑定留置"なる処置をとることもできます。彼らがその気にさえなれば、個人の自由などいくらでも奪うことができ

るわけです。狙いを定めた人物を"有罪"に持っていくために必要な時間は、それこそ無限に作り出せるのです。

へどに睨まれたカエルです。しかし、それをさせないのが裁判所の 役目のはずではないでしょうか。

限りなく拘束され続けていると、どんなに意志堅固な人でも少し でも早く自由をとり戻したいばっかりに、とうとうどれか1つでも罪を

認めてしまえ、という気持ちになってしまいます。ところが、それが相手の思うツボなんですね。

認めてしまえば「容疑確実」ということで拘束はさらに続く。「証拠隠滅、逃亡のおそれがある」などと、理由は何とでもつけて保釈を認めない。

なぜこうまでして身柄を拘束しておくのかと言えば、

「おカミに楯つくとどうなるか、ようく見ておけ」

という世間に対するデモンストレーションでしかない。カエルのはりつけのようなものなのです。今や自分たちの作りあげた 99.8 パーセントに自分たちが縛られ、出世のためには様々な無理をしなければならなくなっているのです。

* *

私の場合も、検警察とも、同様のパターンで取り調べを受けました。

もっぱら雑談をしていて、その中から何かを引き出そうとするのですが、その意図が丸見えですから、私もテキトーなことを言って混

ぜっ返しておく。どういう手を使ってきても私が相手にしないので、 相手は途中であきらめてしまったようです。

検事の中に1人、やたらとちゃちな人生論をぶつ"先生"がいました。「人間、真正直に生きなけれぱいけないよ。正直の頭(こうべ)に神宿るだから」などと話すのです。私は「冗談で言っているのか」と思って聞いていたんですが、どうやら本気らしいのです。本人は大マジメで、しかも長々としゃべっているから驚きです。取り調べを何かと勘違いしているのでしょう。

検事といえば法の執行人。常識的に言って高潔な人格が条件だし、それだけに社会的地位も高い。常日頃から"先生"と呼ばれる人なのでしょう。しかし、裁判をスムーズに、検察側の思惑通りに進めることしか頭にない仕事を通して、とっくに「正義」とか「公正な裁判」とか「真実」とかいったものを忘れてしまったくいぴつ>な体質になってしまっているようです。"先生"と呼ばれていることに慣れ、自分が本当に"先生"であると信じ込んでしまった人間。彼はこれまでも得意になって被疑者たちに「正直な人生」を語ってきたに違いありません。

被疑者は取り調べ室で検事と向かい合っているのです。立場 はあらかじめ決められています。人生論を聞かされる側は、普通 の人であればとりあえず畏(おそ)れ入って見せるしかありません。そ こで彼はますます増長することになります。

「人生とは、君の思っているようなものではありません。正直でないと罪を犯すのです」

その検事は、とくとくとそう話すのです。権力の前に不当な扱いを 受け、長い間人権を無視され続けている私の人生はどういうこと になるのでしょうか。それでも闘い続けようとしている私の人生は、 正直な人生とは言えないものなのでしょうか。

* *

私がしゃべらないと見た検察は、今度は外から揺さぶりをかけて くるようになりました。

取引を迫ってくるのです。

3回目の家宅捜索が行われた後、そのことを報道する新聞を おに見せつけ、

「これで自白しなければ、何度でも捜索してケツの毛まで抜いて やる。 弁護士と相談しておけ!」

とすごむのです。

どんな些細なことでも事件にしてやる、という威しです。

それでも屈しなかったために、私やコーチたちは十数件にも及ぶ 罪状で罪を問われています。ところが、件数が多すぎて裁判がス ムーズに進行せず、そのことをとって、

「弁護士が裁判の引き延ばしを計っている」

と泣きごとを言い、「だから保釈はしない」と言い張っています。自分でまいた種のくせに人のせいにします。まるで駄々っ子と同じなのです。

役にも立たない取り調べが続き、私は2、3日目に起訴されました。その直前の取り調べで係官の刑事が、

「さあて、起訴になるかな、どうかな」

などと心にもないことを言って笑わせました。これだけマスコミの"集団催眠"的ヒステリーに便乗し、またそれを利用して大騒ぎした「戸塚ヨット」の摘発劇です。どんなに間違っても不起訴で幕を引くことはできません。検察側にそんな度胸があるわけない。

起訴されると、要求に応じて保釈が認められるのが「原則」なのですが、私に限ってこんな「原則」を守ろうという気のある人はいなかったようです。

「原則」には常に「例外」がつきまとうものです。そして検察側に 言わせれば、私はその「例外」に該当するのだそうです。「証拠隠滅のおそれがある」ということですが、私が思うに、検察はむしろ「証拠が新しくできる」ことが恐いのではないでしょうか。それも弁護側に有利な新たな証拠が、私を保釈することによって出てくるのではないか、というおそれです。

第一、保釈請求を審査するのは検察ではなく、裁判所なのです。それなのに検察が一方的に、しかも実質的に保釈不可を決めつけています。こんな理不尽が堂々とまかり通っているというのが、現代日本の裁判事情なのです。狂った常識と言わねばなりません。

裁判所が、検察に隷属しているのです。司法の独立はどうなっ たのでしょう。

検察は自信を持って、

「保釈しない」

と言い放ちます。

「早く保釈してもらいたけれぱ、何でもいいから罪を認めろ。それが 利口なやり方だ」

とうそぶきます。

検察側が裁判所を実質的に支配下においているからこそ、有 罪確定率 99.8 パーセントという数字も可能になるわけです。

「若いコーチの連中を早く出してあげなさい」

とまでおっしゃる。すると私が罪を認めれば、コーチたちを放免して やる、とでも言うのでしょうか。それに検察自身罪状が軽いと承知 しているはずの若いコーチたちが、依然として拘置されているのは いったい何のためなのでしょうか。 検察官の中には堂々と、

「花を捨てて実をとれ」

と言う人までいました。

起訴になると面会が許可になり、房内で本が読めるようになります。とは言っても、手に入る本は、本件と関係のある個所が切り取られたり塗りつぶされたりしています。

でも、うれしかったのは、久しぶりに面会で家族や知人、友人の 顔を見ることができたことです。起訴後、面会が可能になるや、ドッと来てくれて毎日3、4組の面会がありました。

ところが、こうして私が"外界"の人間と自由に、頻繁に接することが検察側には不愉快だったのでしょう。私は起訴後いくらもしないうちに急いで拘置所へ移監されました。

拘置所では1日に1組しか面会が許されないからです。

私はただちに拘置所へ移されましたが、コーチたちは依然として 各警察署の「代用監獄」に入れられたままでした。私が留置場に いたのは1か月ほどですが、コーチたちは何と5か月も、明治時 代すでに「不当」とされている「代用監獄」に閉じ込められ続けた のです。

それでも、この奇怪な事実を、どの新聞も採り上げようとはしま せんでした。

権力の横暴や不正を暴き、指弾すべき社会の"公器"マスコミは、当局のこうした人権無視、ルール違反について、一言も抗議しようとしなかった。実に不思議な現象が起こっていたと言うほかありません。

初公判は 58 年 10 月 31 日になってようやく開廷しました。 起訴から実に約 4 ヶ月が経っています。

こんなに遅れたことについては色々な理由がありました。が、その 最大の理由は、検察側が公判以前に開示すべき証拠を、明か そうとしなかったことです。 なのに、検察にとって都合のよくない「原則」は、それまでと同様に踏みにじられてしまうのです。当然、弁護側は事前の証拠開示を求め、裁判所に抗告します。検察側も開示の必要はないと言い張ります。それで公判開廷が遅れたと言ってもいいと思います。

が、予想通りというか、案の定、裁判所は、

「検察側の証拠は一部開示されているし、それ以上の開示は必要と認めない」

という断を下し、またもや検察側との連携を見せつけてくれたので した。

第三章 拘置所生活案内(上)

58年の7月以来、私は名古屋拘置所で丸2年以上を過ご してきました。拘置所がどんな所か、そこでの生活がどんなものか、 入ったことのある人でなければ分かるはずもありません。

無論、普通の生活を送っている人にとって、そんなことは死ぬまで知る必要のないことです。しかし、何らかの"手違い"で拘置所生活を送らねばならなくなったとしたら、こんな不幸なことはありません。しかも丸2年間といえば大変な時間です。

私が長期にわたって保釈も許されず、ずっと拘置されている背景はこれまでにも述べてきましたが、拘置所という所が、そんな理由で人間を押し込めておいていい所なのかどうか。それを判断してもらうために、私の身の回りのことを書いてみたいと思うのです。

まず、拘置所では特殊な用語が使われており、日常生活でお 目にかかることのない専門用語を抜きにしてはうまく表現できませ ん。そこで最初に、拘置所用語をひとわたり解説しておきたいと思 います。

証拠開示は裁判の「原則」。

願い事(ネガイゴト)——私たちは拘置所に拘置されている未決囚で、刑務所の囚人とは違って、ある程度の自由が認められています。衣服や食料、書物などを自分の金を出して手に入れることができたり、不要になったものなどを自宅へ戻すこともできます。このようなことを申請することを「ネガイゴト」と呼び、毎朝1回行われています。

自弁(ジベン)――自分の金で物品を調達すること。飲食料、衣類、寝具、書籍、文房具などを自分で購入したい時は、願い事の時に回ってくる担当官(先生と呼ぶ)に申請します。

差し入れ(サシイレ)——自弁の物品を拘置所から入れてもらうことを言いますが、食料、薬品類は許可されません。郵送でも差し入れをすることができますし、郵送でしか差し入れできない物もあります。

宅下げ(タクサゲ)――読み終わった本や洗濯の必要な衣類を外に出すこと。いわば差し入れの反対です。

仮出し(カリダシ)――まったくの私有財産であっても、私たちの持ち物は拘置所内にある限りは全て拘置所当局が"領有"することになっているそうです。私たちはたとえそれが自分のものでも、ありがたく当局に「仮」に「出し」てもらって使用する、というのです。

願箋(ガンセン)—差し入れ、宅下げ、仮出しといった「ネガイゴト」あらゆるものについて、私たちは「ガンセン」に書いて「先生」に提出することになっています。どんなことであれ、当局に頭を下げてお願いしないことには何もできないシステムになっているわけです。面会時や法廷に資料や記録用紙を持って行く時も「ガンセン」、手紙を7枚以上書く時も「ガンセン」、原稿を「タクサゲ」する時も、洗濯物を出す時も、不要の物を廃棄する時も、いつでも「ガンセン」がなければ話になりません。何から何まで「ネガイゴト」していると、いかにも自分が卑しい存在に思えてきます。当局の狙いはそこにあるのでしょう。

白三点(シロザンテン)――シーツ、枕カバー、ふとんの襟布をまとめて「シロザンテン」と呼び、これに座ぶとんカバーを加えて白四点と言います。自弁の物を使ってもかまいません。

掃夫(ソープ)——拘置所内雑役、管理と未決囚の世話をすることで、拘置所で懲役を受けている囚人。配食、掃除、食器洗い、風呂洗い、洗濯物の集配、整理、官本の配布など、ありとあらゆる雑役をやるため、大変多忙です。

片布(ヘンプ)—洗濯の時、どの房から出たものか分かるようにつけてある布製の名札。自分の番号と部屋番号を書き入れるが、 房は変わることがあるので書き直せるように上の方を空けて書くように指示されています。

運入禁止(ウンニュウキンシ)――病気や懲罰等で運動と入浴が禁止されること。

認書(ニンショ)――手紙のみならず、字を書くことは全て「ニンショ」 とみなされており、場合によって「ニンショキンシ」などと言われること もあります。

更新(コーシン)——房内においては私たちは書籍や雑誌等の所持冊数、所持期間が規定されています。所持冊数の制限は増やすことができませんが、期間については「コーシン」して延長することができます。

拭身(シキシン)——文字通り、自分の体を拭くことです。しかし「シキシン」は入浴と運動の後しか許されていません。

特食(トクショク)—祭日には午後1時30分頃におやつが出ます。このおやつのことを「トクショク」と呼びます。ぜんざい、豆抜きのみつまめ、バナナ、ふかしパン、おはぎ等です。また大晦日から正月の三が日間は「トクショク」が毎日出されます。ただし、正月休みで職員がいないため、飴や羊羹、ミカンといった手間のかからないものになります。私は拘置所で既に2度、お正月を迎えましたが、1月2日はいずれもぜんざいが「トクショク」に出ました。

仮就寝(カリシューシン)——午後6時から9時までの間は「カリシューシン」の時間と言い、無理に寝ていなくてもいいのだそうです。 起きていてもいいのですが、寝転んで字を書くと「ニンショはいかん」と怒られます。本を読むのはかまいません。

配食立会(ハイショクリッカイ)――掃夫が各房に食事を配る時、 房によって食料の多寡ができることを防止するため、職員が必ず 立ち会うこと。要するにエコヒイキの見張り番をすること。

満罰(マンバツ)――懲罰を受けていた者が、その懲罰期間を満たして終えたことを言う。

拘置所では何よりも一つ所にじっとしていなければならないことが最もつらい点です。運動といっても1日に30~40分間しか許されないし、いくら読書したり原稿を書くといっても、ずっと集中し続けることは不可能です。

日常生活であれば外へ出て散歩したり、家の中でもコーヒーを 飲んだりして気分転換が簡単にできますが、拘置所の房内では、 この気分転換というのが1番難しいのです。

これは、生活のリズムというものが失われているせいでしょう。とにかく、毎日にメリハリというものがないのです。敢えて区切りがつくといえば食事の時間ですが......拘置所内における食糧事情がどのようなものか、ここではそのことについてまとめてみました。

基本的に食事は朝、昼、夕の三食。前にも述べたように祭日や正月には間食として「トクショク」が出されます。朝食は午前8時、昼が2時30分、夕食は午後4時20分と決まっており、夕食を平らげてから朝までが長いので、夜中にえらく腹の減ることもあります。

しかし、運動らしい運動もさせずに、一日中小さな部屋の中に 閉じ込められてじっと座らされているのですから、たいがい肥満す る者が多いようです。

主食は麦飯で、正月の三が日だけ米飯が出されます。おかずの方は、苦労して種類を増やそうとしてくれていることは伝わってきますが、おいしくて豪華というわけにはいきません。何しろ予算が予算です。1人当たり、1日の食事の材料費は約260円ということです。にもかかわらず、時々リンゴやバナナ、甘夏柑といった果物や牛乳がついたりするのですから、台所は大変でしょう。

昼食と夕食のメニューは、いかにも苦労と善意が溢れている場合と、実にいい加減な場合とがあります。担当官によってそのさじ加減が違ってくるようです。

朝食は飯にミソ汁、それに一品か二品のおかず。その種類はおよそ次のようなものです。ノリ、梅干し、ナットウ、タクワン、生タマゴ、コブ巻、缶詰のイワシ、カツオのフレーク、角煮、貝佃煮、ゴマメ、ラッキョウ etc......。

ミソ汁は結構イケます。合わせミソが多く、時々白ミソ仕立ての物も出ます。ミソ汁の実は、ダイコンとトウフ、モヤシに油アゲ、キャベツとトウフ、タマネギとワカメ、ネギとアゲ、白菜とワカメ、ジャガイ

モにアゲといった具合。時おり中身が全く見当たらないといった場合もあります。

さて、昼、夕に出てくる料理がいわばメインディッシュです。その 種類に応じて思いつくままに書きつけてみます。

〔焼き物〕生鮭、塩鮭、サバ、サンマ、小アジの塩焼き、丸干し (アジ・イワシ)、サンマのみりん干し、タラ、シイラの漬け焼き、サンマの塩焼き、塩鱈

〔煮物〕サバ、イカ、野菜とトリ肉、ヒジキと竹輪、野菜とサツマア ゲ、おから

〔炊め物〕ホウレン草とレバー、野菜炒め

〔丼物〕牛丼、カツ丼、卵丼、親子丼

〔ライス類〕カレーライス、ハヤシライス、ピラフ、混ぜごはん

〔揚げ物〕天ぷら、手羽唐揚げ、タラすり身の揚げ物、トンカツ、チキンカツ、魚フライ、メンチカツ、コロッケ

〔肉料理〕ローストチキン、ローストポーク、ハムステーキ

〔ナベ物〕スキヤキ、トリスキ、ツミレ汁、タラ汁、ショッツル、いんげん入りシチュー(トマトスープ)、クリームシチュー、おでん

〔汁物〕ミソ汁、澄まし、豚汁、中華風スープ、けんちん汁、のっぺ い汁

〔和え物〕辛子和え(キャベツ、モヤシ、竹輪)、ミソ和え(イカ、ネギ、モヤシ)、イカと春雨の酢の物、ワカメとキュウリの酢の物、ホウレン草のマヲネーズ和え

〔サラダ〕ポテトサラダ、マカロニサラダ、野菜サラダ・フレンチドレッシング

〔中華〕酢ブタ、マーボドウフ、八宝菜

〔めん類〕うどん、そうめん、スパゲティ、中華ソバ、ソバ、焼きソバ 〔佃煮〕アミ、赤貝、大豆コンブ、煮豆、角煮

ざっとこんな様子です。時々、このようなメニューに牛乳、ヨーグルト、ヤクルト、果物などがデザートとして加わることがあります。

サンマの塩焼きには大根おろしがつきます。タラの干物を焼いた ものはものすごく塩っからい。魚の焼き物はかなりのバリエーション があるんですが、名前の全く分からない魚も出てきます。

野菜炒めはポピュラーなメニューですが、1度に大量に作るためか、非常に水っぽく、とても"炒めた"感じには程遠く、ほとんど"茹でた"野菜のよう。

卵丼と親子丼が初めて出てきた時は、最初それとは気がつきませんでした。一面がタマゴの色をしており、なかに異常なほどホウレン草が入っていて、スープか何かだろうと思ったのです、親子丼には確かに"親"が入っていますが、身のない皮ばかりの"親"しか入ってない。たまに巨大な"皮"が出てきてゾッとすることがありますが、あの皮についていたはずの"身"はどこへ行ったのだろう?

ピラフも最初は何だか分からなかったものの1つです。カレー、ハヤシは最近かなり味が向上しました。以前は豚の脂身ばかりが入っていてまずかったのですが。混ぜごはんはショウ油味がきつすぎてのどが渇いてしようがないほど。なお、カレーとハヤシライスにはゆでタマゴが1個づつついてくることがあります。

コロッケは2個1組。フライ類にはキャベツの千切りがつくことが多く、時にはレモンの輪切りも添えられます。

ローストチキン、ローストポークはパン食の時だけ出ます。パン食は日曜日の昼食だけ。私はこの時が楽しみです。コッペパン、サラダ、飲み物(コーヒー、ココア、紅茶、牛乳のうちどれか)もここでは心待ちしているメニューです。

ナベ物は、別にナベに入って出てくるわけじゃありません。トマトスープで仕立てたいんげん豆入りのシチューは、見てくれは良くありませんがなかなかうまいんですよ。

サラダの中ではポテトサラダが 1 番うまい。しかし、サラダには必ずニンジンが入っていて、それも半端な量ではありません。しかも、そのニンジンがとてもまずいので困ったもんです。野菜サラダにはレタスが入っていますけど、これもまずいんです。

めん類ではそうめんがうまいですね。ただし、滅多に出ません。うどん、と言っても冷麦のめんで作ったようなものですが、1度に大量に作っているので完全にのび切っていて、ブッブッにちぎれてしまっています。中華ソバは手間がかかるらしく、2年間の拘置所暮らしでこれまでに2回しか出たことがありません。日本ソバは大晦

日には必ず出てきますが、めん類はいずれにせよのびていてうまく ありません。焼きソバもまずいし、スパゲティなどは思わず考え込ん でしまうほどのまずさです。

食事はまず掃夫の「ハイショク~!」(配食)という掛け声で始まり、同様に、「ハイチャ~!」(配茶)の声が掛かると自分のヤカンを用意し、ヤカン1杯分のお茶を配給してもらいます。

食器は安物のプラスチック製、八シは竹製の物が官給品。八シは自弁の物を使うことができます。

食べ終わった後、食器や残飯を掃夫が回収して回りますが、たいてい「サラアゲ~!」(皿上げ)とか「サゲ~!」(下げ)という掛け声がかかります。

食事といっても全く楽しいものではなく、味も素っ気もない日課の1つです。おまけにうまくないものぱかりで、完全に"作業"化していると言っていいでしょう。それでもほとんど平らげてしまうから、自分でも不思議です。

闘うためには生きねぱならない。生きるためには食べねぱならない。そのことを頭よりも先に肉体が知っているのかも知れません。

拘置所の日曜日はユーウツです。

面会、運動、入浴もなく、私たちは気を紛らわすことができない からです。

房のドアは日曜日となると1回も開くことがなく、小窓が食事のために3回、新聞のために1回開くだけです。ラジオは1日中鳴りつ放しですが、私はうるさいのでずっとスイッチを切ってもらっています。退屈といえば退屈、ユーウツといえばユーウツ。いや、それでものんびりした気分とも言えます。普通の日は購買、差し入れ、診察、運動、出廷などと、1日中ザワザワしているからでしょう。

そんなわけで、日曜日の天気は普段に比べて一層気になります。 雨だとホッとするし、晴天だとしゃくにさわるのです。

自分が一歩も動けないのに、太陽の下で楽しんでいる人間が 大勢いると思うと、どうしてもイライラしてしまうわけです。何とも狭 量な男だと、自分でも思います。それでも晴れた日曜日が来るたびに、私はしゃくにさわってしまうんです。

逆に、週日が雨の時はその時で私の機嫌は悪くなります。雨天の場合、私たちに許されているわずかな時間の運動が、中止になってしまうからなのです。天候のためですから、これは何も職員のせいではありません。ですが、雨で運動が中止になると知ると、どうしても職員に対する受け応えがつっけんどんになってしまいます。

ほんのわずかな運動時間。しかし、それがあるかないかは、私たちの心身の健康上、実に大切な問題です。

ヨットスクールにいた時は、一日中動いていたわけです。一般人の生活と比較にはなりませんが、私にとっての通常の状態とは、「一日中休みなく体を動かし続ける」状態のことでした。それが逮捕されて以来捕われの身で、私は今まで経験したことのない「ほとんど動かない」状態を強いられている。つまり"極端な動"の生活から"極端な不動"の状況へ追い込まれたわけです。その大きなギャップは、一般的な日常生活を送っていた人よりも耐えがたい環境変化になると言えます。

名古屋拘置所へ移った 58 年 7 月から 60 年 6 月現在まで、運動の時間があった日数は月平均で 14.2 日間。充分に陽が差している時間、つまり陽光を直接浴びていられる"日照時間"はそのうちどれほどあったでしょうか。私が自分で記録した 58 年 12 月からの数字をあげてみると、60 年 6 月までで月間平均 4 時間15 分ということになります。運動時間は入所した当初、1 日 30分間でしたが、ほぼ 1 年後から 40 分間に延長されました。それでも事情が改善されたとは言えないでしょう。

私がヨットスクールで生活していた頃に比べれば、ほんの1日分にも満たない運動時間、日照時間。これでは健康状態を維持しろという方が無理な話です。

日照時間の不足はどこに現れるかというと、それは"歯"です。 歯がガタガタになってきます。 現実に歯が痛くなってきます。そこでその状態を医者に訴え、カルシウムを飲みたいと購入許可を要求します。すると当局から、

「必要性を認めず」

という返事が返ってくるのです。

何の検査もせず、勝手に「必要性」のあるなしを判断してしまうのです。

拘置所職員、担当官の得意なセリフを紹介しましょう。

「法律には"そうしなければならない"と書いてない。だからしなくてもいい!

彼らに何を要求しても、返ってくる言い草は、まずこのセリフだと 思って間違いありません。全てこのセリフで押し通してしまうわけで す。

「法律」というものをどのように考えているか、分かろうというものです。私にカルシウムを買わせてやるかどうかなど、「法律」に書いてあるわけがない。確かにそんなことを認めると書いてはないでしょう。が、それなら「認めるな」とも書いてはないはずじゃないですか。そもそも法律に書いてないことは「法律」の問題などではないんです。法務省の役人、それも管理職に就いている者が、

「法律には書いてない」

などというセリフを平然と吐くのですから、聞いているこっちが情けな くなります。

そこで今度は、

「1日40分間という運動時間を決めた根拠はどこにあるか」 を、医者に尋ねてみました。

私に詰問された医者は、ただ黙り込んでしまうしかありません。 「じゃあ、1日に最低必要な日照時間はどれくらいですか」 と畳みかけると、医者は無言で顔を赤くして行ってしまいました。 怒っているようです。 運動時間を決めた拘置所の「所内規則」には、何の根拠もないわけです。根拠もなしにでっちあげた規則なのに、これを守らない者には懲罰が課せられる。遵守させたいのならば、その「規則」が合理的で、意味のあるものであることを納得させるべきではないでしょうか。ただ単に規則を守れ、と言っても、それでは承服しかねます。

私はよく拘置所の管理職に「所内規則」の多岐にわたる様々な規則における「正当性」を尋ねるのですが、誰からも明快な返答は返ってきたことがありません。

さらに情けないことには、私に詰問されてやり込められてしまった 職員が、他の同僚や上司にそのことを報告もしないらしく、私が 違う職員に同じように説くと、その職員も同じようにやり込めること ができてしまうのです。所内に「発展性」など皆無です。改善や改 良など到底期待できないのです。

職員たちは、それぞれがその場をうまくやり過ごせぱそれでいい、 と思っています。私が何を説いても、何とかその場をごまかして、後 はどうでもいい、と考えているのです。私が職員の言い逃れをさせ まいとして、

「今言ったことを書いて署名して欲しい」

と要求すると、例によって例のセリフ。

「そんなことをしなきゃならんとは、法律のどこにも書いてない!」

「法律のどこにも」ということは、スミからスミまでを知っているのだろう。 にもかかわらず 「法律」というものを理解していない。 情けなさや怒りを通り越して、私はただ呆れるばかりです。

* *

60年の7月から夏場だけ入浴が週2回に増えました。以前は 2週間に3回。これが2週に4回と増えたわけです。

誰もがそうであるように、夏になると猛烈に頭が痒くなります。頭が痒くなるのはシャバの人も被疑者も変わりありません。ところが「所内規則」によって「水道で頭髪を洗うこと」は禁じられているの

です。そこに水の出てくる水道があるのに、意味もなく使用させないという「規則」なのです。

髪を水道で洗うと「違反」ということになり、懲罰が与えられます。 根拠も理由もない「規則」を金科玉条のように奉り、その愚かし さに目を向けようともしない。ただ盲目的に慣例に従い、自分の 持ち場で異例のことが起こらないように祈ることしかできない拘置 所の職員たち。これは万事事なかれ主義の官僚体制が行き渡っている我が二ッポンの、最も情けない点をそのまま具現したよう なところ、そこに私たちが押し込められているということです。

職員は下級官僚らしく自分を権威づけようとし、やたら威張っています。「証拠隠滅、逃亡のおそれがある」とのことで私たちは拘置されていますが、それでも私たちの権利が何もかも奪われたわけではありません。その2つに関する権利が奪われただけです。にもかかわらず「所内規則」を濫用して私からあらゆる自由を収奪し、平然としている。

名前を呼び捨てにし、乱暴な物言いは当たり前、自分の都合が悪くなるとすぐに怒鳴りつけ■■■■■■■●(拘置所検閲抹消「表現の自由は無視です」の意——編集部注)20歳前の職員が、私に向かって、

「おまえらは――」

とのたまう。

まったくやりきれません。

入浴の回数が増えたのはありがたいことです。が、以前、ある職 員がこんなことを言っていました。

「風呂は規則に従って、ちゃんと5日に1度づつ入れている」

彼はつまり、規則通り滞りなくやっているのだから、自分たちに落ち度はない、と言いたかったのでしょう。そこでその時、私は説いてみました。

「あんたは5日に1度風呂に入るだけで充分なのかね」

彼はなぜそんなことを説くんだという顔でこう答えました。

「俺は毎日入らんととてもやっていけんよ」

私たちにしてみれば、入浴を1回増やすより洗髪だけ3回させてもらった方がありがたいと思うんです。それに、どう考えてもその方が水の消費量や燃料費だってセーブできるはずです。

が、どんな合理的な理由があろうと「所内規則」にはかないません。

私は59年の暮れ、頭のあちこちにデキ物ができ、中の1つが大きく腫れあがってしまいました。その場所が後頭部の真ん中で、痛くて上を向いて寝ることができなくなりました。

それで勝手に頭を洗うことにしたんです。どうせならこの機会に確かめたいこともありました。

水道で頭を洗ったことは、すぐに見つかりました。「違反だ」と言われ、懲罰も食いました。しかし、頭を洗ったことを「違反」と決めつけ、その上懲罰まで加えるのですから、私の犯した罪がどうして"悪い"ことなのかを明確にしなければならないはずです。懲罰が言い渡される時は「保安課呼び出し」なるものが行われ「懲罰委員会」に出頭させられるのですが、私が髪を洗ったことを、どのように"悪い"と理由づけるかを楽しみにしていたのです。

洗髪して4日ほどしてようやく後頭部の腫れが少しひき、やっと 上を向いて寝られるようになりました。その翌日が入浴日でしたが、 保安課は私が入浴してまた頭を洗ったのを待っていたかのように、 私のデキ物の具合を医者に診察させました。

医師は私の頭を診て、

「これはひどいな」

と言って薬をくれました。

ところがその直後に「保安課呼び出し」がかかり、私は信じられない言葉を耳にしました。私は腫れのひどいデキ物があるために

洗髪せざるを得なかった、と申し立てていたわけですが、保安課 長は当の本人に対して、

「君の言ったような事実はなかった」

と、デキ物の存在を否定したのです。

他人の頭の中にあるデキ物。それがどんなに痛く、どんなに腫れていようと、それは本人の気のせいだ、と言うのです。デキ物なんてない、と。しかし、それなら私を診察した医師がくれた薬は、一体何なのでしょうか。

「懲罰委員会」によると、洗髪が不当であるとする理由は「水を 浪費したから」ということでした。が、考えてもみて下さい、どのよう にして水を浪費したことを確認できるのでしょうか。「浪費した」な ど、保安課の一方的な推測に過ぎません。懲罰という私にとって は生活そのものにかかわる重い現実は、ありもしない推測によって 決められているわけでした。

この「懲罰委員会」では、実はもうひと悶着(もんちゃく)ありました。

1番最初に、保安課の部屋へ入って行くと拘置所のお歴々を前にして、

「キヲツケ、レイ、ナオレ」

の号令がかかるんです。

私は一礼してから「ナオレ」と言うので、「キヲッケ」の姿勢を直して「ヤスメ」の姿勢をとりました。勘違いです。

号令した方は「ナオレ」と言ったのは「レイ」を直すのであって「キヲッケ」はそのまま、という風に思っています。それで私が勝手に「ヤスメ」をしているのを見て声を張りあげます。 普段、私と 1 対 1 で接している時は神妙なのに、エラい上司が側にいるとやたら虚勢を張りたがる。 これにもウンザリです。

「キヲツケだッ!」

「あなたがナオレと言ったじゃないか」

勘違いしたまま私は抗議しました。ところが、この抗議に対する 返事が、私の勘違いのこととは全く別の方へ向いていたので訳が 分からなくなったのです。

「そんなこと、言っとらんッ!」

"ナオレと言った覚えはない"とはどういうことなのでしょうか。私は自分の頭が混乱するのと怒りがこみあげてくるのを抑えながら、その場に立ち会っている他の5人の職員に確かめました。

「今、この人がナオレと言ったのをみんな聞いたはずだ」

すると、何ということでしょう。5人が5人とも全員一致して、

「聞いてない」

と答えるのです。

拘置所の職員にとって、収容されている者などどうでもいいのです。 人間とも思ってないのではないでしょうか。 何かトラブルが起きた時、 それは全て私たちに押しつけ、自分たちに落ち度がなかったとする。 私は目もくらむ思いでした。

洗髪が「水の浪費」という理由で不可となることを知った私は、 この一件のほとぼりが充分にさめるのを待ち、一計を案じて次のような願箋を出しました。

「私は○階○号室にいる者ですが、水道料金をこちらで支払いますので随時洗髪の許可を願います......関係課長殿」

さっそく次席がやってきました。

「願い出の件、検討の結果、水の使用量を計る方法がなく、また各室に計量メーターを取り付けるのには多額の費用がかかるため、不許可である」

「それなら銭湯と同じ料金を徴収すればいいじゃないですか。それより、何なら水 1 トン分の料金を払うが、どうか」

Γ......**]**

黙り込んでしまった。とにかく、洗髪を許さない理由などないのだ。 ただ単に、所内規則で禁止していることを許すわけにはいかない という、それだけのことなのです。水の使用量を計る方法がないこ とは、当局の方が明らかにしたのですから、私が「水を浪費して」 洗髪したことで懲罰を受けたのは、全く証拠もなしに処分されたと いうことを向こうから立証してくれたようなものです。

処罰するのに証拠などいらぬ。言うことをきかず、お上に逆らうフトい奴には目にもの見せてやる。まるで江戸時代の"悪代官"と同じなのです。

ある管理職と話していた時、その男がどうやら「人権」という言葉 の意味を知らないらしいと感じたので、つい口に出して言ったこと があります。

「どうもここの職員は、人権教育を受けていないと見えて人権無 視も甚だしい」

管理職氏は血相を変えて反論します。

「我々はちゃんと教育を受けているし、人権もちゃんと守っている」 「それじゃ訊きますが、人権とは何です」

Γ.....Ι

「人権と基本的人権とはどう違うんです」

Γ.....Ι

「人権とは何か、どこに書いてあるんです。憲法?法律?どこです!

Γ.....Ι

「それみなさい。人権が何であるか、意味も分からずにジンケン、 ジンケンと言ってるんではないですか」

「そんなことはない、分かっているとも」

「それじゃどうして答えないんですか」

「答える必要はない!」

「どうしてです」

「法律にそのような質問に答えなければならないなどと書いでない からだ!」

おなじみの得意セリフが出てきたところで、チョン。

* *

コーチの可児君はもっとひどい懲罰にあっています。

暴走族傷害事件の公判の際、傍聴人と話をした、というのです。可児君はこの件で3週間の懲罰。

その懲罰委員会では、例によって怒号が飛び交ったと言います。 可児君に言わせれば、「ただ傍聴人に手を挙げて見せただけ」

私もそんなところだと思います。法廷で傍聴人と話をすることなど、たとえその意思があったところで、現実に可能なはずがない。

しかも、訳が分からないのは、可児君のしたことは法廷でのことであり、拘置所内の出来事ではない、という点です。裁判長が懲罰を命じたのならともかく(そんなこともあり得ませんが)、どうして可児君が法廷での、つまり拘置所「外」での行為のために拘置所「内」規則に従って懲罰を受けねばならないのか、ということです。

滅茶苦茶なことが多過ぎます。

裁判のある日は、出廷前に、法廷での注意事項が読みあげられます。これは最近始まったことなのですが、この注意事項なるものが、1回ごとに内容が変わってくるんです。

私たちの裁判は始まってからもう2年にもなるというのに、コーチたちと未だに1度たりとも打ち合わせを行えないでいるんです。ちょっと信じられないでしょうが、被告同士の打ち合わせは「禁止」されています。その上、出廷ごとに"注意事項"を変えて、私たちが意思疎通することを妨害しようというわけです。

ある時、出廷前に次のような告知がありました。

私は「拘置所の職員がそう言ったから」と説明すると、さあ職員は大慌てです。

次席保安課長が、

「申し上げます!」

と大声を出し、裁判長は何のことか分からずに「まあいいじゃない ですか」と、その場で打ち合わせをさせてくれました。

休廷後、次席課長は私を睨みつけて言いました。

「オイ、おまえ、俺は休廷後のことなど言った覚えはない」

「オマエとは何だ!言ったか言わぬか、あの紙を見ればすぐ分かる。 ここに持ってきてみろ」

と私。"あの紙"とは、出廷前に職員が私に告知をした時のメモのことです。

「その必要はない」

「見せるわけにはいくまい。諸君は平気でウソを吐くからこういうこ とになるんだ!

「ウソなど言っていない。あの紙には休廷後のことなど書いてないから、そんなことを言うはずがない」

「確かか?」

「確かだ!」

「それなら見せても何の不都合もなかろう。ここへ持ってきてみろ」 次席はうめくようにこう答えるしかありません。

「見せる必要はない」

「このウソ吐き野郎!」

「我々はウソは吐かない」

と、その言葉が最も代表的な彼らのウソなのですが、ウソを吐いて ないという証拠を見せずにこう言い張るのですから、本当に気楽 な人たちです。私とのやりとりが裁判だったらどうするんでしようね。

しかし情けない限りです。こんなグレードの低いやりとりを、しかも、 法務省の管理職を相手にしなければならないとは。

都合の悪いことは何もかも弱い者に押しつけて、自分たちは知らぬ顔。そうすることが当然と、完全に慣れ切っているのです。これが拘置所の役人ですから、まだ被害は少なくて済んでいるとも言えるんです。直接被害を被るのは私たち拘置所に収容されている人間だけですからね。が、検事や判事、警察官もが同じようなことをしているとなると、その害は計り知れません。

それは私たちのように容疑をかけられている人間のみならず、広 く一般市民とも無関係ではあり得ないからです。

拘置所の職員のすることで許し難いことはいくらでもあるのですが、その1つは「表現の自由」の■■(検閲抹消。「無視」の意—編集部注)です。

証拠隠滅を防ぐ、恐迫を防ぐ等と称して手紙や原稿の検閲を するのですが、

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■● (検閲抹消。「この原稿も様々な妨害を受けた」の意。——編集部注)のです。コピーもとられました。慌て者がそのコピーを私に見せてしまったのです。

手紙や原稿の検閲と同じように、面会には必ず立ち会いがつきます。私の場合は要注意人物とみえて、2人も立ち会います。 その立ち会い人が要点を記録してしまうのです。さらに恐ろしいことは、弁護士との打ち合わせが

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■。(検閲抹消。「盗聴されて検察に筒抜けになっています」の意――編集部注)これはもう「表現の自由」などの問題ではなく、裁判制度そのものの問題でしょう。

検察の言う通りに認めて恐れ入って見せればよし。そうでなければ釈放しないのは、このためでもあります。自分側の情報は固く閉ざし、相手側の情報を全て手に入れる。その上被告同士の打ち合わせを禁止し、情報交換も行えないようにする。被告と国家

権力をいかに対等に闘わせるかというための刑事訴訟法等が全 く骨抜きにされているのです。拘置所はそのために検察に

■■■■■■■■■■(検閲抹消。「利用し尽くされているのです」の 意—編集部注)。

しかし何度も言うように、そういうことのないようにするのが裁判 官の役目なのです。

"あの紙"については後日談があります。

その次の公判の時、また同じように"告知"がありました。「その紙を見せろ」と言うと、

「"告知"だから言えばいいのだ」とおっしゃる。別にしゃべるだけが告知じゃないが、一事が万事、テメエの都合のよい解釈しかできない人たちです。私は無理矢理取り上げて読んで見ると、何と先回問題となったないはずの個所が

* *

起訴されておよそ4か月、58年の10月13日になってようやく第1回公判が行われました。

悪名高い「戸塚ヨット」の第1回公判ということで、当日の名古 屋地方裁判所前にはテント村ができ、傍聴人は列をなし、ほと んどお祭り騒ぎでした。

検察にとっては晴れの舞台、ズラリと並んで威を誇る。が、実質的には起訴状の朗読と弁護側の反対弁論で閉廷、内容はこれといったものもありません。

第三章 拘置所生活案内(下)

法廷では、私が顔を上げつ放しにしていたのと検事が朗読をトチったことをからめて、翌日の新聞には、

「(起訴事実の)あまりの残酷さに検事絶句、胸張る戸塚」 という大活字が躍っていました。まったく低級なこじつけです。

中には傍聴席にいた記者が、

「後ろから見ていても戸塚が(起訴状朗読を聴いていて)奥歯をかみしめるのが分かる」

とレポートしている記事もありました。かみしめてもいないのに「分かる」とはどういうことか。大新聞の報道とは主観と想像で作りあげるもののようです。

初公判はこのような、ただのお祭り騒ぎのイメージしか残っていません。

それなのに20回以上を数えた近頃の裁判では傍聴席もガラガラ。新聞にも「今後の裁判の行方を見守りたい」と書いてあった割には、ズイブンのお見限りです。そもそも新聞記者は午前中に検察側の主訊問が終わると、さっさと帰ってしまいます。午後、弁護側の反対訊問で同じ証人がメロメロになるところがおもしろいのに、自分に都合の悪い取材はしないのです。とんだ報道ファッショです。ふだんファッショ反対を叫んでいるのは、自分たち以外のファッショは許さぬということなのでしょう。

検察側も私が態度を変えるとは思わなくなったのか、取り調べ はあきらめたようです。拘置所へ移ってからは、時おり検事が雑談 をしに来るだけになりました。この時には必ず新聞の切り抜きを携 えてやって来ます。

「罪を認めろ」

「争うべきでない」

「黙秘は裁判を長期化させるだけ」

などと一方的なことを書きたて、「戸塚ヨット」の悪名をより一層あ おろうとする記事ばかりを丹念に集めて持ってくるのです。 ご苦労なことです。

ある日、海上保安庁が取り調べに来たことがありました。合宿 先から帰る船内から行方不明になった訓練生の事件についての 調べです。

この取り調べに対し、私は合宿地である奄美大島へ行くまでのことを話し、その後のことについては黙秘しました。この調べのために、神戸海上保安庁からわざわざ遠路、名古屋拘置所まで来てもらい、少々気の毒に思ったからだったのですが、私が少しでも口を開いたとあって、次の日の新聞には、

「戸塚、ついに黙秘を解く」

と、思い入れたっぷりの記事が出ていました。

その記事につられてしまったのか、それから検事がやってきて調書を作ろうとしましたが、私の態度は変わっておらず、お互いにどうして取り調べが行われることになったのかが察しられたので双方で大笑いしたものです。

* *

初公判までに、検事が何回かやってきました。 言うことはいつも、 「罪を認めろ」

ということです。

例によって新聞の切り抜きを持参していましたが、それは"戸塚離れ"を表明した加藤コーチについての報道でした。

新聞記事に掲載されている談話で、加藤コーチは、

「初公判で戸塚さんが罪を認めなければ、私は戸塚さんとは縁を切る」

と発言していました。

検事は、でかでかと取り扱われたその記事を切り抜いて持ってき ては、私に迫りました。

「志を同じうしていたはずのコーチもこう言っているんだぞ」

と。

ところが、その加藤コーチが、自分の初公判で罪を否認したのです。それには検察もマスコミもあわてたことでしょう。「戸塚離れ」発言がいかに捏造(ねつぞう)されたものか、あるいは正常ではない状態でなされたものであるかが分かろうというものです。

検事が拘置所へやって来ることもあれば、逆に呼び出されること もあります。

ある日、私は山田主壬検事に呼び出しを受け、地検へ出頭させられ、他の件について事情聴取されました。その"別件"に関しては簡単に済ませてしまい、検事はやがて"本題"に立ち入った話をし始めたのです。

しかし、言い回しが婉曲で、なかなか要領を得ません。遠回りな言い方しかしないので、私もイライラしてきました。それでも何となく、言おうとしていることは分かりました。

「要するに」と私は説きました。「申し訳ないが、あなたのしゃべっていることはよく分からない。よく分からないが、一言で言えば私の 弁護土を変えろと言っているんではないですか?」

ハッキリ言って欲しい、と私が言うと、検事は、

「まあ、そういうことだ」

と答えました。

何を考えているんでしょうか。

検事と被告。法廷闘争を展開する敵同士です。被告にとって 数少ない頼りになる味方は弁護士をおいていないのです。それな のに、検事が被告に対して、

「おまえの味方は手強いから変えてくれ」

と相談を持ちかけている。あまりの無茶苦茶さに声も出すことができません。これは一体何なのでしょうか。

自分の旗色が悪いので、闘っている当の相手に味方を裏切ってくれと頼んでいるようなものではないですか。

それも、今そんなことを頼んでいる相手に対して無茶なことをやりたい放題にやってきた後に、です。都合が悪くなると、こんなでたらめなことを申し入れてくるという、その神経が理解できません。

検事は"取引"を求めてきたのかも知れません。

が、これでは取引にも何にもなりはしない。

これこれの利益を与えるから、こちらにこれだけの見返りをくれ、というのが"取引"です。

検事の提案は私に無条件に損をしろ、という一方的な"無心" をしているに過ぎません。まったく、どういう神経なのでしょう。 頼めば何でも自分の思い通りになると思っているわけです。

こんなものが裁判なのか。

これが法廷闘争というものなのか。

そのアホらしさに、そしてそんなアホらしさの中で毎日の生活を生きることで闘っている自分の境遇に、私は絶句するほかはありませんでした。

検察側は、何しろ私たちを有罪にしたてあげ、自分たちの行為を正当化しなければならないのでしょう。自分たちの権威を守り、自分たちの利益を保ち、自分たちの欲望を満たすことが、最重要関心事なのです。当面の敵である被告たる私や、私と共に闘っているコーチたちのことなど、実は眼中にないのかも知れません。もちろん、その私たちが逮捕されて以来、どのような処遇を受け、どのような生活を送ってきたかなど、全然思い及ぶこともないのでしょう。とにかく有罪判決を勝ちとること。自分たちの立場を安泰にするためには、そのことだけが全てなのです。そして、それを得るためにはどんなことでも平然とやってのけてしまうのです。

それは「戸塚ヨットスクール」へやってくる子供たちと同じ精神構造と言わねばなりません。

自分も社会の一員であり、自分の行動や願望を社会生活の 規範の中に調和させていかねばならないという基本的な生活姿 勢を持ち得ない子供たち。学校生活、社会生活から落ちこぼれ、 通常の人間の行動規範から脱落した子供たち。そのことによって 感情や意欲が<いびつ>になってしまった情緒障害児たち......自 分に都合のいい一方的な言い分しか認めず、自分の持てる力で しか物事を解決できない連中。全く同じです。

山田検事は、弁護士の所へも再三電話を掛けてきて、いつも 一方的に自分の利益ばかりを主張するということでした。弁護士 は呆れて私に教えてくれました。

* *

58年12月23日に行われた第2回公判では、私たちが意見 陳述をやりました。初公判で罪状認否を行わなかったので、その 代わりに、ここで私たちの態度をハッキリと示したわけです。

被告全員が自分の文章を朗読、提出し、

「検察側の証拠が開示されない以上罪状認否はできる段階ではない」

旨を申し述べました。

この時、山口コーチは痛烈な裁判批判をしましたし、翌年になって分離、警察の言い分を認めて保釈されたT君も、当時はまだ元気がよかったものです。

横田コーチは実に気の毒な立場にあります。

彼はもともと小川君事件には全く無関係だったのに、傷害致死 2件、監禁致死事件と、暴行など数件、さらには"強制ワイセツ 罪"にも問われていたのです。

これは横田君が、風呂場で全裸になっている女子訓練生に暴力を振るった上いたずらを働いた、という容疑ですが、その根拠となったのが「暴行を受けた」という女子訓練生の一言だけなんです。しかもその子は「しゃべることがほとんどウソばかり」ということに困った保護者が、それを矯正して欲しいとスクールに連れて来た子なのです。

また、暴走族傷害事件で既に横田君は逮捕されていました。 その後私も逮捕拘置され、世の中の目という目が「戸塚ヨット」に 向けられ、非難が集中していた時期に、その子が警察に訴え出 たというものです。本当に彼女が"自発的に"訴えたかどうかも怪しい。

それが単なる想像でないのは、横田君が強制ワイセツで再逮捕、起訴された後に、当の彼女が検事のところへ来て、訴えを取り消したいと申し出たことでも分かるはずです。

被害を受けたとされる本人が告訴を取り下げると言っているのに、 検察は「ダメ」と言い、横田君はその罪に問われたのです。本未 転倒としか言いようがありません。

冒頭陳述の時、検察側は横田君のこの「強制ワイセツ」について、あまりにも不自然だと気がついたらしく、起訴状を重要な点で修正しています。つまり、横田君の「強制ワイセツ」事件は、彼を拘置しておくための"手段"に過ぎなかったことが分かります。

横田君は暴走族に対する傷害"事件"で逮捕されたわけですが、その後検警察が「戸塚ヨット」つぶしに展開した「小川真人君傷害致死事件」とは関係がなかったために、そのままでは保釈せざるを得なかったのです。しかるにさらに私たちを叩きつぶそうとして立件を策していた他の傷害致死"事件"2件でも横田君を連座させようとしており、その件でも再逮捕するまでの"つなぎ"として、この「強制ワイセッ」を別件としてデッチあげ利用したわけです。

有罪に持ち込むには手段を選ばず検察側のやり方はルールを 無視した、実に情緒障害児的なものです。

公判で審議されるべき私たちの容疑は、57 年 12 月に死亡した小川真人君に対して加えられた「傷害」が違法であったかどうか、また他の何件かの類似の事故においても、私たちの行為が違法であったかどうか、という点にあります。私たちが日常的に行っていたスクールでの「訓練」のやり方が、そのまま「傷害致死」という罪状を成立させ得るかどうか、ということができます。

「戸塚ヨットスクール」を主宰し、指導する立場にある私が、スクール内で起きた「事故」に対し全面的責任を負わねばならないのは当然です。事実、51年に最初のスクールを開設して以来、一貫して厳しいヨット訓練活動を続けてきた中で、3人の死者、2

人の行方不明者を出してしまった悲しい、残念な「事故」が起こっています。

その事実に間違いはない。そして、それに関する責任一切を免れようという気持ちはありません。起きてしまった事故の、私に対する責めを逃れようなどというつもりは、これっぽっちもないのです。

その責任の所在、そしてそれが刑事責任にあたるかどうか、その点を明らかにする裁判をやり、法のもとに審判を受けなければならないのなら、私は逃げも隠れもしない。むしろ自分から進んで客観的事実を明らかにしたいと思っていました。この姿勢は、逮捕される前も、2年間以上も拘置された後の今も、全く変わっていません。スクール内で起きたことの全責任は、私が負うものです。これは変わりようのない「事実」と同じ性質の事柄なのです。

しかし、事実上、私たちが直面している公判では、そうした容疑を審議する方向で進んでいるとは言えません。というよりも、裁判を進める基本的なスタート地点にさえ立てないでいる、と言った方が正確でしょう。

人間が人間を裁く際、最も留意されなければならないことは、その裁きの基準が可能な限り公正であることだと思うのです。しかるに、私たち被告は不当にも悪意に満ちた予断と偏見の中で公判という場に晒(さら)され、一方的な訴えを受けているのが実状です。

私に責任がないと言いたいのではない。私は公正な審判を受け、当然の責任なら負うべきであると考えているのです。

私たちが問われているのは刑事裁判です。そして罪名は「過失」も「業務上」もつかない「傷害致死」「監禁致死」なのです。これは「犯意」を持って傷害を負わせ死に致らしめた、あるいは監禁して死に致らしめた、ということなのです。

この無茶苦茶な罪名を押し通すために検察はどんどん深みに はまっていきました。

まず、ヨットスクールは初めから子供をいじめ殺すことを「目的」と した所でなくてはなりません。そのために私たちを暴力団であると 決めつけました。しかし都合の悪いことに、この暴力団は株式会 社であり、自由経済の下でちゃんと営業をしており、しかも顧客は 自由意志でやってきます。そこで今度は私たちを詐欺集団にしなければなりません。実はヨットスクールは全く効果がないのだと宣伝を始めました。統計をでっちあげ、それを実証したつもりでいるのですが、そのでっちあげがどのようにして作られたかが、皮肉なことに検事側の証人によって次々に暴露される始末です。

しかし、「おまえたちは初めから犯罪をしていたのだ」となんくせを つけられ、誰が「ハイその通りでございます」と認めるでしょう。私た ちは自分たちの生活を犠牲にしてまでも、問題児のために尽くし てきましたし、驚くほど重症の子供に対しても信じられないほどの 成果をあげてきたのです。

さらに検察側が私たちのやったことを治療でも教育でもないと断言するためには、正しい治療、正しい教育についての確かな理論が必要です。そんなものがあるくらいなら問題が起こらず、ヨットスクールはただのスポーツクラブとして存在していたでしょう。彼らは正しい物差しを持たずに計ろうとしているのです。

監禁致死にいたっては、「死体なき致死事件」です。本来なら死体なき殺人事件でさえも刑事事件としては成立しないのに(ところが日本の裁判官はこれを成立させてしまうことがあります)、子供の自由意志で逃走したものを、私たちがそうさせるように仕向けたとしているのです。海へ逃げたものやら陸へ逃げたものやら、自殺なのか逃走なのか、あるいは殺人の可能性だってあるのです。このように罪状がろくにないのに、平気で刑事事件にし、あきれたことに裁判所もホイホイと逮捕状を出してしまうのです。この「文化果つる国」が日本であり、日本の刑事裁判の現状です。全て裁判官の責任です。

私たちの裁判は検察、裁判所ともこの基本的な問題点に無理矢理目をつぶって進められております。同じような証人をワンサと並べて、質は悪いけど量で押しまくり、なしくずしに有罪にしてしまおうとしています。

分離してしまったT君はすでに判決が出ております。この判決が 大問題になることが分かっているので、弁護団はこの事件の記録 の閲覧を求めました。驚いたことに、裁判所と検察が協力してこの記録を隠してしまったのです。誰でも見ることのできるはずの裁判の記録をです。

マスコミが騒げぱなるべく重い罪にして、成績をあげようとする検事、全力をあげて検察とマスコミの意図に添おうとする裁判所。この民主主義の否定の実態を見ていて、それを攻撃するどころか、逆に応援する「権力の片腕」マスコミ、何という文明国なのでしょうか。

こうした暗黒裁判と呼ぶしかない権力の愚行の犠牲になって身動きできない期間が2年以上にも渡ったとしたら、どうでしょう。どんな人でも泣きたくなるはずです。まったくの無為の日々。長い人生とはいえ、丸々2年間が全然何の意味もなく"消されてしまう"とすれば、誰だって情けない、腹も立つ。中には精神に異状をきたしたり、神経をやられておかしくなってしまう人が出てきても不思議じゃありません。

私たちが向かい合っている毎日の現実は、まさにそうした事態なのです。日々の生活は単調で、気の遠くなるような時の流れがゆっくりと過ぎていき、私たちはその真ん中にじっと座り込み、想像を絶する退屈を持て余し、次第に衰えていく自分たちの肉体を抱えています。証拠隠滅のおそれがある、という全く理由にならない理由で強いられている拷問の日々。目に見える私たちの日常は飽きのくるほどのんびりしたものですが、それは外見上のことで、実際は緊急事態と言うべきものです。こう言っている私自身が、いつおかしくなるかもしれません。

それが緊急事態でなくて何でしょうか。

私が逮捕され、58年当時のマスコミを賑わせた「戸塚ヨット事件」は無事に一件落着した、と思っている人が多いはずです。マスコミが告発し、マスコミが事件を作りあげ、マスコミが解決したような騒動でした。世間大方では既に私は"過去の人"になっていることと思います。

「そこでは"シゴキ"の名のもとに訓練生を虐待し、逃げ出さないよう監禁する方法がとられていた」

「そのようなスパルタ方式が"情緒障害児"の矯正には特効薬的 効きめがあると偽って"顧客"を集め、多額の入校費用を吸いあ げて暴利を貪(むさぼ)っていた」

「常軌を逸した暴力路線はとうとう行き着くところまで行き、訓練 生が相次いで殺される事件が発覚」

「捜査を進めていた当局によって主謀者を始めその一味が一網 打尽にされ、未曾有の残酷集団は壊滅、事件は無事に解決した。メデタシ、メデタシ」

多くの人が新聞やテレビ、雑誌の報道から情報を得て、私たちの"事件"のてん末をこのように組み立てているのではないかと思うのです。私は徹底して悪役を演じ、凶悪な一味の首魁(しゅかい)として登場してくるはずです。マスコミは悪者を非難し、攻撃することで新聞や雑誌の売り上げ部数を伸ばし、テレビの視聴率を上げようとします。そのことにかけては専門職がそれこそゴマンと揃っているのですから、個人がどう反論しようと太刀打ちしようもありません。まんまと私は大悪党になりおおせました。

が、今ちょっと考えてみましょう。マスコミの言う悪党集団の"一味"はみんな官憲の手によって逮捕されました。そして"犯人"たちはどうなったのでしょう?

マスコミが大騒動をするほどの極悪人たちのことです。おそらくはその重い罪に見合う報いを受けたことでしょう。死刑?無期懲役?

どうも違います。"重犯罪人"であるはずの私たちは「しばり首」にもなっていないし、刑務所で服役してもいない。「未決囚」として2年余の長きに渡って拘置所に拘置されたままなのです。そしてこの先、この状態が何年続くかも知れません。

このことは何を物語っているのでしょうか?

「ある場所に"スクール"を名乗る強制訓練所があった」

それは「戸塚ヨット事件」そのものが「一件落着」などしていない のと同時に、マスコミや検警察が描いてみせたほど単純な「凶悪 猟奇事件」でもなかった、ということを示しています。

そして何よりも、「被害者」である情緒障害児の問題が、「解 決」どころか、全く手つかずの状態で放置されたままであるということを示しているのです。

私たちが現在、一体どのような境遇にあるのか、どのような闘いを余儀なくされているのか、私たちが何の不安も感じずに暮らしている国の検察や警察、裁判といったものがどのようなものなのか、考えてみる必要はないでしょうか。

以下に掲げるのは、58年の12月に行われた第2回公判で私が行った被告人の冒頭陳述です。面白くもない文章です、本当に。朗読した本人が言うのだから、間違いない。しかし、2年も前に私がこの冒陳で述べた状況と、現在も何ら変化がなく、むしろ裁判が長期化して事態は悪化する一方であることを考えると、私たちが直面している状況、引いては我が国の裁判事情、検察警察の本性というものがどういうものであるかを知るためには、大いに参考になる一文ではあると思うのです。

* *

意見陳述書

傷害致死等

被告人 戸塚宏

外七名

昭和58年12月23日

石被告人 戸塚宏

名古屋地方裁判所刑事第四部 御 中記

私がこの事件で逮捕されたのは本年 6月 13日のことであり、 既に身柄の拘束は6ヶ月以上に及んでいます。

その間、捜査当局は戸塚ヨットスクールを組織的・計画的・常 習的暴力集団と決めつけ、これを閉鎖に追い込むことを目的とし て犯罪捜査の名のもとに常軌を逸したとしか言いようのない行為 を執拗に繰返しました。

例えば

①スクール関係者の殆どが逮捕勾留され、一言の弁明もできないことをよいことに自らに都合の良い情報のみを、虚構の事実を まじえてマスコミに流すことによる世論操作がなされました。

②私の後任としてスクールの責任者となった加藤忠志コーチに対しては、過去数年間、全く問題にもならなかった、訓練生を同行した行為を理由とする逮捕勾留が行われ、そのむし返しがありました。

③また、その後を引継いだ境野貢コーチの逮捕に至っては、3年前の昭和55年11月に発生したものであり、同コーチは、当時参考人として警察の任意捜査に協力し、事情聴取を終了していた行為を被疑事実とするものでありました。

これとは別に、捜査当局は、愛知県下の各警察署に各コーチを分散留置し、弁護人との接見を妨害する一方、各コーチに対して連日長時間の取調を行い自白を強要する中で、スクール、及びその責任者である私に対する、多くの虚構の事実を交えての誹謗・中傷を行うことにより、私と各コーチを離反させ分離裁判に追い込もうとする分離工作も執拗に行いました。

小川君に対する傷害致死事件で逮捕しながら、遂に起訴すらできなかった奥山コーチに対して、

「戸塚は弁護料さえ支払わない」と全く事実に反する誹謗を行ったことなどはその典型であろうと思います。

また、私共の弁護人に対するいわれのない誹謗・中傷を行うことによって、他の弁護士に代えさせようと各コーチに迫った事実も、数多く明らかになっております。

更に、私の聴き及ぶ限りにおいて、参考人である場合は捜査 当局の事情聴取に応ずるか否かは、刑事訴訟法上本人の全く 自由な意志によるものだとのことであるにも拘わらず、捜査当局 はこの原則を頭から無視し、スクールでの訓練を終わり、やっと元 気に登校することができるようになった子供の通学先の中学校へ 押しかけ、授業中に校長室で強引に事情聴取を行い、保護者 の立会を拒否し、訓練を終わった生徒の自宅へ押しかけ、そっと しておいて欲しいと願う両親の切なる希望を無視し、調書が気に 入らないから調べ直すと称してつきまとい、遂にはその少年を家 出にまで追込んだり、事情聴取に応じない時は少年院に送り込んでやると脅迫した捜査員さえあります。また、本人の意志を無 視してスクールから連れ出し精神病院へ送り込んだ事実もあり、 支援者に対しても、嫌がらせのため、その実家付近で必要もない 聞き込みを行った例もあります。

この席でその全てを語ることはとうていできませんが、小川君の 死亡以来、過去1年に及ぶ捜査当局の行為が、先に述べた如き理不尽な行為の繰返しであったことを、そして、今後この法廷 に提出されるであろう証拠の多くが、先に述べたような状況のもと で作られて来たものであることを、裁判所におかれては何よりもまず御銘記頂きたいと考えるものであります。

次に、私は多くの被疑事実により起訴されております。もとより、 お亡くなりになった方には大変お気の毒に思いますし、私自身 1 番残念なことと考えています。また、そのいづれについても自らが 真に行ったこと、関わったことについて事実を曲げて申し開きをしよ うなどとは一切考えておりません。

むしろ、可能な限り自らの信ずるところを、この事件における審理の場で率直に披歴し、そのための主張・立証の努力を弁護人の協力のもとに続けたいと逮捕以来終始考えて参りましたし、その考え方は今も変わるところはありません。また、この気持ちは、ここに出廷している他のコーチの諸君も、皆同様であろうと考えます。

ところが、本件の第1回公判に臨んだ検察官の態度は、私共のこのような意志を完全に裏切ったものであり。密室における取

調に際し、同コーチに対して居丈高に臨んだ態度とは全く逆のものであって、私共をガッカリさせるに十分なものでありました。

まず、検察官は前述のような手段で収集したであろう膨大な 証拠のうち、重要な部分をひたすら隠し続け、私共及び弁護人 に閲覧さえ許そうとしなかったのであります。

また、不明確を極める公訴事実に弁護人の求釈明に対し、殆ど答えようともしなかったのであります。

私は法律のことはよく分かりませんが、絶大な権力を欲しいままに行使し、しかも先に述べたような手段を弄して証拠を収集しながら、これによって収集した証拠の重要な部分を、殆ど被告人や弁護人に閲覧もさせず、その防御権を妨害することによって、不意討ち的手段により、早期に私共を断罪しようとするが如き態度は、姑息極まるものであって、仮にも、公益の代表者のとるべきフェアな態度であるとは、とうてい考えられないのであります。

もし、検察官がフェアな態度で事前に証拠を開示し、弁護人が事前に提出していた求釈明に対しても真摯にこれに応じていたならば、私は、公訴事実の全てについて第1回公判において詳細かつ明確な罪状認否を行うつもりであり、これによって本件の争点はより明確となった筈であり、迅速かつ実質的な審理が可能となった筈であります。

しかるに、自らが公益の代表者であることを忘却した、検察官の前述のような姑息な態度によって、罪状認否を含まないこの意見陳述を行わざるを得ないことを私は心から残念に思うものであります。

_

さて、私は昭和 50 年に沖縄海洋博を記念して行われた、第 2回太平洋横断レースに優勝した後の、昭和 51 年秋頃から同 52 年春までの間に、全国 8 ヶ所に「戸塚宏ジュニアヨットスクー ル」を開設しました。

これは、「欧米のヨット先進国なみの実力を持つヨットマンを育てる」ことを目的としたものであり、ひいてはこのヨットスクールに参加する少年たちに「ヨットを通じて頑健な肉体、独立心、連帯感、集中力、がまん強さなどを培わせようとするものであり、また、自然と触れ合い、自然の持つ美しさ、その厳しさを体験することによってより自然を大切にする心を育て、自然の偉大さを知る機会を

与えよう」(「開校のあいさつ」より)というものであり、その期間は1年間、月2回であり、冬期及び夏期には、2泊3日合宿も行いました。

私が、私自身の夢を子供たちに託すべく開設した「戸塚宏ジュニアヨットスクール」は、その後、順調な発展を続けていたのでありますが、たまたま、昭和52年4月、名古屋校に小学校5年生の情緒障害児が入校しました。この少年は極度の学校嫌いで、それまで児童相談所に行ったり専門施設に預けられるなどしたのでありますが全く効果がなく、思いあぐねた父親の意思で入校することになったものでありますが、入校後数ヶ月で上記症状は完全に回復し、毎日登校するようになったのであります。そして、この事実が次第に知れわたるところとなったため、情緒障害児を持つ全国の両親から私のもとへ問い合わせが殺到し、多くの情緒障害児が、以後上記ヨットスクールへ入校するようになったのであります。そして、その多くが回復した結果、上記ヨットスクールにおける訓練がこれらの情緒障害児の回復にも著しい効果があることが結果として実証されることとなったのであります。

先に述べた通り、私は、偶然の出来事が契機となり、かつこのような子供を抱えた家族の悲痛な訴えを聴かさせるに及んで、むしろ、当初の自らの意思とは異なった方向へ歩み出さざるを得ない結果になったのでした。そして、入校を希望される多くの人々の要望に応えるため、昭和52年12月には情緒障害児のための特別合宿というコースを併設したのであります。

その間、私は私なりに我が国における情緒障害児の実情について、色々調べてみました。

それによって私が知り得たことは、結論から先に申し上げるならば、まことに深刻な情緒障害児の実情でした。即ち、情緒障害児とは情緒的不安定ないし緊張によって不適応な情緒反応を示し、様々な問題行動、神経症的反応ないし、病的反応を呈する子供を言い、吃音児、神経性習癖児、緘黙(かんもく)児、登校拒否児、非行児、夜尿児、などがその代表的なものであると言われております(黎明書房 講座情緒障害児第4巻「登校拒否児」刊行のことばから)。文部省の統計によりますと、情緒障害が原因の大部分を占める登校拒否児(学校嫌い)の長期欠席者は、小・中学生で約1万2千人(52年)ですが、統計は氷

山の一角と言われており、国では47年から10年計画で情緒障害児特別学級の設置をはじめ、53年までに約千の学級が全国に開設されているとのことであり、この種の行政的対応としては、かつて例のない急激な増え方であると関係者はその数字をあげています。

ある意味で社会問題とも言えるこうした実態に対して、指導、教育、治療面での対策は、「実態も指導方法も、解明されていない面が多く、研究中」(文部省初中局特殊教育課)という状態で、文部省でもこの問題について専門的にデータを集め研究する部門として「情緒障害教育研究室」を53年から発足させた段階であり、本格的な対策は模索の域を出ていなかったのであります。

また、当時、行われていた社会的な対応としては、自治体の福祉事務所の中にある家庭児童相談所や、全国 153 の主要都市に設置されている児童相談所の窓口で、相談から指導、治療へのアドバイスを行っているのがほとんどの例でありますが、この面でも、心理判定員など専門指導者は数が少なく、雑多な相談事項の一部として扱われている例が多いし、治療が必要と判断されても、その専門施設は公共のものでは情緒障害児短期治療施設が全国で11ヶ所、収容人員は500人ほどという現状で、とてもさばききれない状態であり、名古屋市の例では、電話相談に月間千件を越える登校拒否児の相談があると言われています。

ほかに、大学病院などの心理医学専門の医師の指導も行われていますが、根本的に情緒障害への対応という面での方法論は確立されておらず、相談員、心理判定員、セラピスト(心理療養師)、精神神経科医といった分野の人々が、それぞれの立場で、様々な治療上の苦労をし、試行錯誤を繰り返しているのが現状であり、自治体で1ヶ月程度の合宿治療を行っているところもあるとのことであります。

私が、自らの調査によって、当時知り得た事実は以上のようなものであり、現に、登校拒否児に代表される多数の情緒障害児が発生し続けているのに、これに対する行政機関の対策はまことに不十分なものであり、むしろ無きに等しいと言って過言でないと言えるようなものでした。

そして、私の主宰するスクールへ入校を希望する子供の殆んどが、僅かに存在する上記のような相談所や施設をめぐり歩き、はかばかしい結果を得られないまま思いあぐねて、私のスクールの門を叩いた人々でした。

自ら体験した者にしか、このような子供を持った家庭の悲惨さを理解できないとは思いますが、その実情は私にとっても想像を絶するものでありました。その全てをここで語ることは不可能ですが、殆どの親は子供の暴行により受傷しており、中には子供の暴力により両親とも骨折したり、半身不随になった親さえありました。そして、両親の多くが、1度は子供を殺して自分も死ぬことまでを覚悟した経験を持っておりました。

このような親に対し児童相談所の係官は「あなたは、15年かかってこのような子供にしたのだから、これから 15年かけて治すよう努力しなさい」と言ったとのことでした。

また、全ての施設は両親が子供を施設まで連れて来るよう要求し、自ら出向いてくれるところは1ヶ所もなかったとのことでした。

私共のスクールでは、上記のような実態の中で、御両親の何とか連れに来て欲しいとの切実な願いを拒絶し難く、昭和 54 年頃から子供を家まで連れに行き、保護者の承諾を得てスクールまで連れてくることに踏み切ったのでした。

その間、警察・検察庁からこれが犯罪にあたると注意や警告を 受けた事実は只1度もなく、むしろ警察官が子供の所在地まで 同行してくれたり、斧をもって暴れ回る子供を、パトカーでかけつ けた警官が私共に協力してスクールの車に押し込んでくれたよう な事実も数多くありました。

ところが、本件の捜査が始まるや一転して、捜査当局はこれを 逮捕監禁罪であるとして私共及び支援者を逮捕し起訴したので あります。

次に、戸塚ヨットスクールについて、捜査当局は、これを組織的暴力集団であると頭から決めつけ、専ら殴る蹴るの暴行を朝から晩まで訓練生に加え続けたかの如く主張し、私が逮捕されて以来のマスコミの報道も、大なり小なりこれと軌を一にするものであります。

しかし、上記のような主張や報道がいかに虚構に満ちたものであり、真実に反するものであるかは、スクールにおける毎日の訓練のスケジュールを一見すれば明らかなところであります。

即ち、戸塚ヨットスクールにおいては毎日午前8時から12時までと、午後1時から5時までは、専ら海上におけるヨットによる帆走訓練を行っており、陸上における訓練はその準備運動として午前6時から7時まで行われるラジオ体操、ランニング、体力トレーニングのみであります。

そして、体罰を加えることがあるのは、この準備運動の行われる 1時間に限られるのであり、海上におけるヨットの帆走訓練が日 課の中心でありその時間帯における体罰などは極めて少ないの であります。

もともと、戸塚ヨットスクールは、その名称からも明らかなとおり、 海上におけるヨットによる訓練を中心とするものであり、これを抜き にした訓練などはおよそ考えられないのであります、捜査当局や 一部のマスコミが、好んで喧伝する所謂シゴキによって情緒障害 児が回復する筈はないのであります。一口に言えば、子供をヨットに乗せて沖へ連れ出し、孤立無援で海や風という自然と闘わせることによって精神力を鍛え、やり遂げた満足感により自信をつけさせようとするのが私共の採用している方法なのであります。

そして、ヨットによる訓練は英国の王室内及び貴族がその子弟の教育のために数百年も前から採用している優れた方法でもあります。

戸塚ヨットスクールが、あたかも所謂シゴキのみを行う施設であるかの如く主張し報道することは、極端に事実を歪曲した誹謗・中傷以外の何ものでもないことを強調したいと思います。

情緒障害児を回復させるための教育には、種々の方法があろうと私は考えております。

もとより私は教育の専門家ではありませんし、私自身が行ってきた方法は、現実の体験の中から生まれてきた実践的なものであり、教育学や心理学の専門家の主張されるような高遠な理論に裏打ちされたものではありません。

しかし、戸塚ヨットスクールへ入校したことによって回復した多くの子供がいることは、紛れもない事実であり、否定し難い真実であります。

これまで教育や心理学の専門家と称せられる人々をはじめ多くの人々が私共のスクールのやり方に強い批判を加えられました。 勿論、教育や心理学について門外漢でしかない私の方法に批判があることは当然であり、批判は批判として謙虚に受けとめる に決してやぶさかではないつもりです。

しかし、他人の方法に厳しい批判を加える以上、批判者自身も自らの積極的な代案を、換言すれば情緒障害児を回復に導くためのより優れた青写真を示すべきであろうと考えるのであります。

批判のみによって、この深刻な社会問題は、決して解決されないのです。しかし、今まで戸塚ヨットスクールに対して、多くの批判はあっても、誰一人として積極的に私の採用している方法に代わる具体案を示された人はありませんでした。

このような事実に、社会問題としていち早く取組まなければならない筈の国や県の態度も上記と同様でした。

私は、このような態度は少なくとも責任ある者のとるべき態度で あるとはとうてい考えられないのであります。

最後に、情緒障害児問題の持つ深刻さの故に私共のスクールでは一時入校希望者が殺到し、設備や体制の面で不十分な面が生じたことは事実であります。

しかし、私及び各コーチは、そのような状況の中で情緒障害児の問題に全力をあげて正面から取組んで参りました。決して営利のみのための手段でなかったことも事実であります。

しかし、私共の真意とは全く逆に、捜査当局は意図的に営利目的のみの組織的暴力集団という名で世論操作を行い、その現象面のみを取りあげ断罪しようと意図しているのであります。自ら直ちに取組むべき深刻な社会問題を放置しながら、これに必死に取組もうとした微力な人間を、専ら批判するのみに終始し、遂には捜査権の行使の名において強制力を用いこれを抹殺しようとする態度に対し、私は限りない憤りを覚えるものであります。私が6月13日の逮捕以来完全黙秘を続けたのも、私共の行

動に一片の理解も示さず、上記のような自らの一方的評価を私 に押しつけようとした、捜査当局の不公正な態度に対する抗議 のためのものであります。

どうか裁判所におかれてはこの事件の社会的背景、及び本質が奈辺にあったかという点についても、充分目を据えた公正な立場で、審理されるよう切望する次第であります。

第四章 拘置所日記(I)

59年12月27日

朝...ゴマメ、ミソ汁(里イモ、トウフ)

昼…カレーライス、福神漬、ゆでタマゴ1個、ミカン1個

タ…アジの塩焼き、貝柱(カマボコ)のフライ、レバー・ホウレン草・ モヤシの炊め物、漬物

願い事…面会用メモ携行願い、発信(2通)、宅下げ願いパンフレット、新聞コピー等)、更新願い(「幸福論」等)

AM10:15...運動(徒歩 3,300 歩、腕立て伏せ 100 回)

PM 1:45...血圧測定 170/100(!)

PM 2:00…差し入れ(『プレジデント』『週刊宝石』『航空情報』 他写真 5 枚)

PM 2:50...面会(石原慎太郎氏とその秘書の栗原氏、妻の幸子 約30分間)

PM 4:00...差し入れ(衣類)

* * *

なんと、石原慎太郎氏が面会に来てくれた。この忙しい時期に、 忙しい人が来てくれたのだ。感謝にたえない。ここへ来るのには半 日は潰さねばならないだろうに、ありがたいことだ。 石原氏はこちらへ向かう新幹線の車中で、春日一幸氏と一緒 だったそうだ。春日氏も我々に深い理解を示してくれている由、 実に元気づけられる思いがする。

石原氏は、

「今さらながら自分も驚いている、ともかく頑張れ」

と激励してくれた。我々の件を通して改めて、日本の裁判制度を 見直す気になったと言う。

刑事裁判といえば、従来はごく少数の"悪いやつ"を懲らしめる 正義の府、という捉え方がなされてきた。しかし、マスコミの過当 競争の中で"悪役"に仕立てあげられた者をも"いけにえ"として裁 かねばならなくなってきているのだ。

我々は、その"いけにえ"の1つにされた。

自分の顔見知り、関係者がそのような境遇に陥れられ、石原 氏もやむなく腰を上げざるを得なくなったわけだ。文春に掲載され た彼の論文「戸塚宏 もうひとつの暗黒裁判」は法曹界にかなり の波紋を与えたようで、判事や検事、両者がかなりナーバスになってきたと聞く。この攻撃はジワジワと効いてきそうなので楽しみだ。 また、氏は香山健一氏にも我々の指導方針について機会あるごとに話してくれている。私からの香山氏への手紙も、わざわざ届けてくれる。

石原慎太郎氏は私にとって、ヨットの大先輩である。私がヨットを始めた頃、既に当時の日本のヨットマンの頂点にいた人物だ。 私が大学に入りたての時、石原氏は香港―マニラ間で行われる「サウスチャイナ・シー・ヨットレース」に参加。これが日本籍ヨットが海外レースに出場した最初のことだった。

当時、私は大学のクラブのスナイプ級(ディンギーと呼ばれる 2 人乗りの小型艇)でヨット訓練に励み、ディンギーのシーズンオフ (その頃は救助艇が整っておらず、ウエットスーツも買えなかったので、ヨットにもシーズンオフがあった)には、先輩の持っていた 21 フィートのクルーザー(大型艇)"チタ I "に潜り込ませてもらい、1 年中ヨットだけの生活を送っていたのだ。

石原氏がサウスチャイナ・シー・レースに参加した艇は、35 フィートの新船"コンテッサ II "だったが、21 フィート級で大型艇だと思っていた私にとって、その艇は想像を絶する大きさのヨットだった。"コンテッサ II "はその後も長く、日本の外洋レース界の花形として活躍し、10 年後に沖縄復帰を記念して行われた「沖縄—三崎レース」出場を最後に大レースからは遠ざかった。

が、その頃の石原氏のもう1つの所有艇"コンテッサIII"はロサンゼルス―ホノルル間で行われる「トランス・パック」レース用に作られたもので、常時ホノルルに置かれていた。"コンテッサIII"は2度「トランス・パック」に出場しており、2度目のレースの時には、我々も"チタII"で出場したという関わりがある。

レース中、我々は"コンテッサエ"と日本語で言葉を交わし合ったものだが、「トランス・パック」のレース史上、艇と艇が日本語でやりとりしたのは初めてのことだったと思う。

そんなこともあり、私が乗り込んでいた"チタ"(I~Ⅲ)は当時、 ヨット界で活躍した艇であったので、石原氏の書くヨットに関する 文章の中には、時々、あの頃の私が登場している。もちろん、無 名でである。

つまり、私は同じ時期に、同じ海でヨットレースをやった石原氏 の仲間の一員だ、と言うことができる。

海の仲間の絆は強い。

私の窮状を石原氏の知るところとなり、昔のヨット仲間を捨ておけない、という気持ちもあったのだろう、石原氏は「戸塚ヨット事件」裁判の現実を国会で論議するべく、質問に立ってくれたのだ。

その時、与野党の議員たちから、

「まだ戸塚は閉じ込められているのか」

という驚きの声があがったそうだ。

自民党の若手議員からも、

「こんな無茶がまかり通っているのは検察官諮問委員会が有名無実の状態になっているからだ。この諮問委員会を実質的なものとして復活させねばだめだ!

との声も聞かれたという。

私は以前から慎太郎氏には「悪いのは裁判官」と、何度も口を酸っぱくして話してきていた。が、無論、我々が見舞われている現状を招いたのは検察側の意図によるものである。政府与党の若手議員の中から、こういう意見が出てきたということだけでも、我々が徹底して抵抗姿勢をとってきた甲斐があるというものである。

世の中、そう急に変わるものではない。しかし、変化は徐々に進んでいく。我々も、その遅々とした変化に、わずかでも影響を与えている、と思えば、これから先も闘い続ける勇気が湧いてくる。

60年1月1日

朝…丸餅2個、ミソ汁(野菜)、大根ナマス、タクワン、折詰(小 鯛塩焼き、レンコン酢、キュウリ、昆布巻、ゴマメ、タマゴ焼き、キ ントン、紅白カマボコ、筆ショウガ、ウィンナ、黒マメ、白マメ、ワラビ、 何かのフライ、ミカン半分)、白飯

昼…鶏と野菜の煮物、大豆昆布佃煮、澄まし(タマゴ、ナルト) タ…スキヤキ、タクワン

特食…羊羹2切れ、あられ、バナナ

年賀状来信...24通

一日中ラジオ放送があり、うるさい。

* * *

ここへ来て2度目の正月だが、何の感激もない。昨年と比べると非常に冷静で「好きなようにしやがれ」という開き直りがあるように思う。

朝食に出た折詰は見事なほど昨年と同じだが、正月の三が日は白飯となるのがありがたい。何よりもこの白飯が1番、うまい。 また大きな丸餅2個も三が日ずっとつくし、大晦日から正月三日までは、毎日「特食」が出る。

大晦日 飴1袋 ミカン2個

元旦 羊羹2切れ あられ1袋 バナナ

2日 ぜんざい 梅干し ミカン2個 リンゴ1個

3日 栗マンジュウ 菓子パン リンゴ

といった塩梅である。昨年同様、食べ過ぎで苦しい。正月の間は 日曜日と同じで運動時間もなく、面会もない。全然体を動かさ ないのに、食べる物だけ普段より多いから、腹がきつくなってしまう のは致し方あるまい。それでも残らず食べる。

昨年の正月、山口コーチが手紙をくれたのが思い出される。「 今年こそは出たいものだ」と、彼は書いてきた。

その時、私はまさか今年中にここを出られないほど「日本の民主 主義」も腐り切ってはいまいと思っていた。そこまで裁判所も馬鹿 ではあるまいと思った。

なのに、我々はなんと2度目の正月を、ここでこうして迎えたのだ。

昨日の大晦日は「紅白歌合戦」の聴けるように、午前零時までラジオが鳴っていた。元旦は休日のため起床は午前8時。睡眠時間は8時間になるわけである。いつもは本就寝が午後9時、起床は午前7時だ。だから10時間も睡眠時間がある。この時間に本を読むことは"違反"だそうで、仕方なく考えごとをしているか、うつらうつらしているかしかない。まったくもったいない話である。

今年も正月用にパズルの本を2冊差し入れてもらったが、やってみると結構面白く、原稿を書く合間を縫って1つずつ解いていく。答えを見たい誘惑が強く、それを抑えるのが大変である。

面会は年内が12月28日まで、明けると三が日はなし。この間は房内に座りっ放しで、運動時間もない。餅に始まって食事の量は多いし、間食もたくさんあるので腹が重い。正月は腹の張る季節というわけだ。人間、動かないことが1番良くないようである。

つまり、自由に動けないということが、人間にとって最も辛い仕 置きだ、と言うことができるのだ。

正月といえば思い出すのが57年の正月のことだ。

河和の公民館を借りて迎えた最後の正月なわけだが、河和で 正月を迎えるようになってからは不思議と晴天に恵まれることが 多く、この時も美しい初日の出を拝むことができた。

海の上で初日の出を見ようと、スクール自慢のカッターを引っ張り出し、500mほどの沖に碇(いかり)を降ろして待っていた。そのうちに子供たちがヤード(帆桁)の上にあがって遊び始めたのはいいが、みんなで舟を揺すっているうちに次第に揺れが大きくなってしまい、とうとう舟は横倒しになったのだ。

カッターはマストの先を海面にほんの少し突き出した格好で沈 没してしまったのだが、この"事件"に際して、私のとった行動には、 自分で言うのも変だが、実に私自身、考えさせられるものだった。

カッターに乗っていたのはコーチ 2 名と子供が 10 名。中には私 の長女(当時 7 歳)が混じっていた。

舟が横倒しになると同時に、私には自分の子供しか見えなくなり、自分の子供の声しか聞こえなくなった。そして、すぐに私はそこまで泳いで行って子供を自分の背中に乗せ、私はホッと一息ついたのである。

そこまで行ってようやく私は、

「他の子供は?」

と思ったのだ。

その事実に気がつき、私は私自身にゾッとした。

幸いにして、そこに乗り込んでいた子供たちは訓練生活の長い子ばかりだった。中には、このハプニングに大喜びで泳いでいる者もいたくらいで事無きを得た。日頃の"かざぐるま"訓練でひっくり返り慣れていたから、冬の海に投げ出されても何ともなかったわけである。訓練の浅い子供たちであったら、ただでは済まなかっただろうと思う。

その夜、私は自分のとった興味深い行動について、じっくりと考え直していた。

カッターが倒れてから、自分の背中に娘を乗せるまでの行動は 思い出せるのだが、その時私の頭の中がどうなっていたのか、意識 がどうであったか、全く思い出さないのだった。 つまり"無意識"だったのだ。

意識的行動は大脳新皮質から命令として出てくるものだ。ところが無意識的行動の一部は、こうした命令系統とは違って引き起こされている。それだから行為中の頭の中を思い出すことができないのだ。

その命令は新皮質ではなく辺縁系で構成された精神、すなわち「本能」によって出されていた、ということであろう。とっさの行動とは、そういうメカニズムになっているらしい。

そこに私の娘がいたから娘を第一に助けようとした。娘がいなければ、そこにいる1番弱い子を助けようとしただろうし、また自分が命の危険を感じるような状況であったとしたら、自分が助かろうとする行動をとったに違いない。

この話をすると、

「そんなことだからオマエは......」

と、眉をひそめる人も多かった。実に理性的な反応と言うべきだろう。

しかし、現代社会では生命の危険や、明日をも知れぬ深刻な不安状況といったものから隔絶されたところに人々が暮らしている。そこでは誰も、理性に優先してしまう「とっさの行動」をとる必要がない、天災、事故、病気といった危機的状況に追い込まれない限り、誰もが常に自分の行動を「理性的」に行っていると言える。が、だからといって「とっさの行動」を否定したり、非難したりすることができるだろうか。

「高級レストランで上等のワインを飲みながら飢えた民衆を憂える」サロン談議で、飢餓問題を解決できないのと同様、火事場から遠く離れた場所にいて、燃えさかるビルの中から自分ひとり、命からがら逃げ出してきた人の行動をとやかく言うことはできまい。飢えの問題を解決するには、飢えに苦しんでいる人たちの現場へ行かなければ、その問題を解決するどころか、本当に考えることすらできないのだ。

情緒障害児の問題が、まさにこれと同じケースだと言える。

情緒障害とは一体何か。その障害に冒された子供たちとはどんな子供たちか。

そうだ。その態度が情緒障害児の大量生産を助長したのではないか。

彼らの問題を真剣に考えるためには、彼らの真の姿と、彼らの 周囲にいる肉親たちがどう考え、悩み、対処しているかという「現場」にまで足を運ばなければなるまい。

彼らの問題を専門に扱う医師や施設に、その問題を押しつけるだけで「問題解決」と思い込み、専門外というレッテルを貼られた人間がこれに関わると批判する。これでは「問題解決」になるはずがない。しかも、批判されている人間こそが、専門家と言われる医師たちよりも深く「現場」にどっぷりと浸っているというのに、である。

情緒障害と言われるその「情緒」とは、大脳新皮質に関わるものでなく、その辺腐系より生じる原始的な感情のことを指す言葉である。いわば本能的感情とも言える。人間はその原始段階の「情緒」あるいは「情動」といったものを、新皮質を通して、いわゆる「感情」に変調していると言われる。すなわち、様々な「感情」のルーツが、こうした「情動」なのである。

情緒障害児は、そこの根っこのところがおかしくなっている。

したがって「感情」をコントロールすることもできず、それによって 喚起される「行動」も理性で抑制することができなくなってしまって いる。どうしてそうなるのか、それが情緒障害児問題の、真の「問題」のありかだと、私は思うのだ。

人間社会では往々にして「理性は高級、本能は低級」という 見方をする。しかし、本能がなければ理性も成り立たない。優劣、 高級か低級かを比較する前に、本能は理性に先行している、と いう冷厳な事実がある。そのことを抜きに、人間の行動を考えたり できるものではないのである。

人間は20億年の進化の末にできあがった。だから不要のものがあれば既に退化したりなくなったりしているはずだ。いま我々にあるものは肉体も精神も「必要だからある」のである。それなのに"本能"はみっともない、"怒り"は否定する、"恐怖"はダメ、とごく簡単に否定してしまう。特に「愛」を強調する進歩的と称する人たちは

人間の感情はその進化の順序に従って、

DNA→脳幹→辺縁系→新皮質

と次第に変調・増幅されて生じる。したがって情緒障害児の異常な精神を考える時に新皮質の部分ばかり考えていてもダメである。

DNAが狂っていては手のほどこしようはない。このレベルは一 応正常と考えて話を進めざるを得ない。我々は次の脳幹、辺縁 系の両方がおかしいのが情緒障害だと思っている。この両方が未 熟あるいは能力不足なのだ。だからこそトレーニングしてやればよ い。これがヨットスクールのやり方なのだ。

脳幹や辺縁系が未熟なのは子供の生活が心身ともにあまりにも「文明的」だからであり、それだから能力不足になる。「理性的部分」にかかった過剰な圧迫が、ルーツあるいは土台となっている「本能的部分」を酷使しているからくたびれて能力不足になる。情緒障害児は社会が文明化、複雑化してきた歴史の中で大きく問題になってきたという点からも、文明病の一種と言わなければなるまい。

文明が理性の象徴とすれば、その繁栄の陰に圧迫された本能、情緒障害がシャム双生児のように寄り添っている。陋劣(ろうれつ)なもの、低級なものと退けてしまっていては、いつまでも解決にはならない。臭いものに蓋をしたところで、それは一時しのぎに過ぎない。臭いを解消したければ、臭いの元から断たなきゃダメ、なのである。

嫌なものを見ずに解決はない。情緒障害児問題は、あくまで「 現場」で解決していかねばならないと、私は信じている。

60年3月18日

朝…ゴマメ、ミソ汁(里イモ、油アゲ)

昼...ハヤシライス、ゆでタマゴ1個、福神漬、リンゴ

タ...テンプラ(イワシ、レンコン、サツマイモ)、ホウレン草、角煮

願い事…面会用メモ携行願い、更新願い(『五輪書』、「戸塚宏 もうひとつの暗黒裁判」コピー等)、廃棄願い(『舵』 = ヨット雑誌)、宅下げ願い(月刊『現代』『文藝春秋』)、発信(『週刊プレイボーイ』用原稿22枚)

午前中…『プレイボーイ』人生相談用の原稿書き

PM 1:15...入浴

PM 1:40...来信(2诵)

PM 3:15...面会(幸子)

PM 3:45...保安課長来房(雑誌の宅下げを理由もなく認めないというのでケンカする)

* * *

月刊誌、週刊誌の宅下げは、原則として認められないようである。自分たちのことが掲載されている記事や、それに関連する記事、参考にしたいと思う記事を保存しておくために宅下げを申請すると、

「理由なし」

というセリフがおうむ返しに返ってくる。

また、そのような不当な扱いに抗議すると、

「嫌なら購入も差し入れも認めない」

と、こうなる。

『文藝春秋』に掲載された石原慎太郎氏の論文「戸塚宏 も うひとつの暗黒裁判」に対する論議が、同誌の次号に特集されたので、これを保存しようと思って願い出たところ、保安課長が私の房までやって来て「それは認められない」と言った。

「そんなに保存したいのなら書き写しておけぱいいじゃないか」 と言うのである。私は、この議論の不毛さに頭を抱えながらも反 論した。

「活字になっていなければ意味がないことが分からんのか?」 「それならもう1冊買えばいい」 なんたる問答。なんたる論理だろう。手足をもがれたような状態 で自由を奪われている私に、

「もっと無駄な金を遣え」と強制しているのだ。

月刊誌や週刊誌といえども私の私有財産じゃないか。国家というのは、「私有財産を守るためにある」というのが真実じゃないか。 その国家が、我々の私有財産を守るどころか侵しているのだ。しかしこんなことを言ったって彼らには分かりはしまい。日本はお役人のためにある国だ。

検察があくまで我々を拘置して保釈を認めないでいる理由は、 色々とあろう。その中には、こんな狭い所に閉じ込めておいて、長 期間の運動不足や圧迫感から健康面、精神衛生面から我々 を破綻(はたん)させようという狙いの他に、単純に、物理的に、経 済面から破滅させようとの目論見も含まれているのである。

生業を奪い、収入の途を閉ざし、しかも費用をかけさせる。裁判が長びくことで我々の弁護士費用は多大なものになっている。 その上日常的な細々とした生活費さえも浪費させようという陰湿な狙いだ。

このような悪魔の意向を汲(く)んで、裁判所、拘置所等が一丸となって協力態勢を組み、我々に襲いかかってくる。これほどまで 畳みかからなければ、強大な権力をもってしても我々を屈伏させることができないと思っているようだ。

敵は焦っている。

週刊誌を廃棄させるのは、その冊数があまりにも多く、当局でチェックする事務が繁雑を極めるからだろう。その点は理解できる。 理解した上で、我々は当局側に協力さえ惜しんではいないのである。

我々のように同じ容疑で逮捕され、大勢で収監されている場合には、1冊の雑誌を我々の間でぐるぐる回し読みすればいい。 我々の経済的理由から見ても、当局側の作業面から見ても、その方が合理的であることは明らかなはずだ。 そう提案しても、 到底これは認められはしない。理由は、例によって、 「証拠隠滅のおそれがある」

ということだそうだ。

のでなく、ある意味で納得のいく考え方にのっとったやり方であった ことを分かってもらえる、と思ったのだ。

集英社の『週刊プレイポーイ』から人生相談の回答者をやって もらえないか、という依頼を受けた時、私はいささか迷った。

我々の闘いを茶化したり、単に好奇の目でとらえられる危険を 感じないわけにはいかなかったからである。

しかし『プレイボーイ』が若者読者の大きな支持を受け、毎週 80 万近いという発行部数を誇っている点は捨てがたい。そう考え て引き受けることにしたのだった。

私がそのページを使って広く伝えたいと思ったのは、情緒障害を 含めたいわゆる心身症、神経症に類別される"文明病"は、精神 的な理由からだけでなく生理的な根拠があって引き起こされてい る、という考え方である。長い間、私が実際に毎日つき合ってきた 重度の情緒障害児たちは、いずれも「心の病」を治療してくれる はずの精神病院からさえ見放された子供たちだ。専門医がどうし て彼らの「心の病」を治してやれなかったのか?それは「心の病」の 病因が大脳新皮質で発現される心にあるとしか考えていないせ いじゃないだろうか。

私は、その病因を、心という人間的なものにではなく、もっと動物的、さらには生物的なところにあると考えている。そして、その淵源は、全ての理性的思考をコントロールするとされる大脳新皮質にではなく、むしろ精神の「素」を作る"脳幹"にこそあるのではないか、と考えているのである。つまり"脳幹"の疾患が情緒障害の病因であり、治療のアプローチはこの"脳幹"のトレーニングから入るべきだ、ということなのだ。

私はこの考えを「脳幹論」と呼んでいる。

80 万読者を相手に、私が人生相談の形を借りて主張したかったのは、この「脳幹論」に基づいた様々なケースに応じた考え方だったのである。その考え方を広く世間一般に理解してもらうことができれば、私たちが「戸塚ヨットスクール」で長年に渡って築きあげてきた訓練のノウハウが、まったくのでたらめや気まぐれから出たも

オーストリア、ウィーンの動物行動学者コンラート・ローレンツ (Konrad Lorenz)は、ノーベル賞受賞学者で"近代行動学の 父"と呼ばれているが、その業績は、動物の行動を研究することで 本能的行動を人間の営為と比較し、近代から現代にかけての 文明万能の考え方に警鐘を鳴らした点にある。

人間性を特徴づける理性的行動をあまりにも高級視する反面、動物的本能的性向を低級なものと決めつける危険性を唱えた最初の比較行動学の権威。ローレンツの考え方は、そのまま私の「脳幹論」のバックボーンを支えてくれている。人間性は原始的動物性から連続した延長線上にあり、動物性の基盤なくして人間性の完成もあり得ない。私の言う「脳幹論」は、この動物性、本能性の基盤を、しっかりと作れ、と主張するものなのだ。

文明の高度に発達した現代社会は、自然界の動物が置かれている状況とは対極に位置していて、そこに暮らしている唯一の「動物」である人間には過剰とも言える安逸を保障している。この点が、人間と動物との最大の違いなのである。

文明のぬるま湯に浸った人間には、肉体的精神的な行為が不足になりがちで、存在を成立せしめている膨大な数の細胞の1つ1つに最低限必要な負荷がかからなくなるおそれが生じている。そして、その負荷が不足してしまった時、細胞は不用性萎縮を起こす。使わないものは縮んでしまう。自然界では当然の現象が起こるのである。無駄なものは要らない。

この不用性萎縮が脳幹や辺縁系に起こったケースが、いわゆる 情緒障害を引き起こす——というのが、私の推論である。

情緒障害児を扱った者は誰でも気づくのが、無気力、登校拒否、家庭内暴力、非行といった精神的な障害を直すためにきているはずの子供たちが、高血圧、偏頭痛、失神発作、血液異常、アレルギー、胃腸潰瘍、肝炎、腎炎、糖尿病、不眠、皮膚炎……等の心身症もあわせもっているということである。そしてヨットトレーニングで両方が直ってしまうという事実は、ともに機能的

な障害であり、原因は同じということを示唆する。また強迫神経症や不安神経症も直るのを見ると情緒障害なるものも神経症なのではないかと思われる。

また、少々理屈っぽくなるけれど、人間は動物なのだからその進化を考えれば人間に備わっているものは全て行動のためにある。 肉体、精神の両方がだ。これは精神至上主義の人には耐えられないことかもしれないが、仕方のない事実である。

情報——情報処理——行動

これが動物の行動パターンであり、情報処理の部分が精神が 受け持つ部分であり、「精神的行動」とも言えるだろう。そうすると 最後の行動は「肉体的行動」ということになる。

精神的行動は脳でなされるが、これはいきなり新皮質でするのではなく、

DNA→脳幹→辺縁系→新皮質

と順次、変調・増幅され、人間らしい精神になる。だから精神障害児が精神的に異常に見えても、新皮質(いわゆる大脳)のせいであるとは断定できず、むしろ心身症を伴っている事実からも脳幹をこそ疑うべきだと思うのだ。化粧映えが悪いのは化粧の仕方が悪いのでなく素顔が悪いのだということになる。

脳はコンピュータに例えられる。人間の脳はハードウエアとしては、 メインフレームコンピュータなど足下にも寄せつけぬ素晴らしい能力(ハードウエアは「能力」と考えると分かりやすい)を持っている。 その能力を発揮させるのがソフトウェアである。能力(ハードウェア) の発揮(ソフトウエア)という具合になる。

さて人間のソフトウエアはどうなっているのだろうか。実はソフトウエアを創るのが教育にほかならない。この教育が悪いから問題児が多発するのだ、という考えが現在、マスコミで騒ぎ立てられている教育改革を進めさせている。果たして問題はそんなことなのだろうか、というのが我々の脳幹論のモチーフなのだ。

コンピュータと人間の違いは生きているかどうか、ということだ。

脳というハードウエアは生きている限り「使わなければ萎縮する」 という宿命から逃れることはできない。特に精神の素を作り、肉体 のホメオスタシス(恒常性)を司る脳幹は、文明がもたらした精神 的肉体的な過度の安逸によって萎縮し、その能力が下がってい ると考えられる。

この脳幹の弱った状態のところへ、マスコミによる情報のたれ流 しという精神的過負荷がかかるため、脳幹の機能はすぐパンクし てしまい、その結果が心身症、神経症であるという仮説を我々は 考えている。

腹が減ると怒りっぽくなる。疲れると怒りっぽくなる。暑さが続くと 食欲がなくなる。風邪は万病のもと……、このように脳幹のオー バーワークは他のことで肉体、精神のバランスを崩すという形で現 れてしまう。これらは脳幹の機能には限度があり、1つのことにか かりっきりになると、他がおろそかになってしまうことを示している。 情報たれ流しによる精神的ストレスの持続、虚弱脳幹、この2 つが重なれば情緒障害のできあがりに結びつく。大人にもある、 病気がち、不定愁訴、うつ状態、はしゃぎすぎ……全て同じこと だと言えるだろう。まず脳幹をトレーニングすることが何よりも大切 である。

ヨットで太平洋を横断するとすればどのような準備をするだろうか。まず、ハードウエアとして丈夫で整備のいき届いたヨット、そしてソフトウエアとして、ヨット操縦法、航海術、整備の腕、豊富な経験等が必要である。

今の教育は、水漏れが激しく、マストは折れそう、セールは破れ そう、エンジンはいつ止まるか分からず、舵は壊れかけている。そし てヨットの操縦ができず、整備の腕はゼロ、経験もなく、ただ航海 術のみ机上で修得させ(これのみが出世の役に立つと考えている)、 子供たちをいきなり外洋へおっぽり出すようなものになり果ててい る。子供の航海にどこまでも母親がついて行きたくもなろうというも のだ。

第四章 拘置所日記(Ⅱ)

60年3月19日

朝...ナットウ、梅干し、ミソ汁(モヤシ、トウフ)

昼...卵丼、アジ塩焼き、大根おろし、シューマイ、煮豆

タ…ピラフ、中華スープ、紅ショウガ

願い事...面会用メモ携行願い、発信願い(2通)

AM11:20...面会(幸子)

PM 1:15...保安課呼び出し(昨日速達発信済み『プレイボーイ』用原稿の件。昨日の朝に速達で出したのに、まだ所内にあったため、そのことでモメる)

PM 2:20…差し入れ(衆議院予算委員会議筆録 16号、大量の間食品 = 甘納豆、菓子、羊羹、牛肉缶詰、パイナップル缶詰)

PM 6:10...来信(3通、うち1通は石原慎太郎氏より)

* * *

昨日の朝、速達で出した原稿がまだ所内にある。

しかも、内容を一部削除しろ、と言う。

検閲は証拠隠滅や、所外の証人に対する強迫を防ぐためのもののはずである。しかるに、ただ単に検察や拘置所にとって都合のよろしくないことが書かれていると、これに引っかかってしまうのだ。 曰く、

「管理運営上問題がある」

何でもこのセリフで押し切ってしまう。

そこで、

「具体的にどんな問題があるのか」

と訊いてみた。返答はいつもの通り。

「答える必要はない」

さらに、

「どうして答える必要がないと思うのか」

と問えば、またまた、

「法律には答えねばならないとは書かれてないからだ」

と返ってきた。100年経ってもこう答え続けているがよかろう。

石原慎太郎氏から手紙が来た。

東京の消印は14日で、受け取りは19日。別の便りは神奈川 の消印18日である。慎太郎氏の手紙は1日で着くところを5 日間もかけて届いているわけだ。偶然ではない。

こういう重要な手紙に限っていつも遅れるのである。今日に始まったことではない。

そういった手紙が"どこ"を巡って遅れて届くのか、保安課長は、

「遅れたのは郵便局のせいだ」

とおっしゃる。それはつまり、法務省のせいではなく、郵政省のせいだというわけだ。

郵政省の皆さま、どうして大事な手紙だけを選んで配達を遅らせているのですか。 教えて下さい。

だが考えてもみろ。私が保釈されない理由は「証拠隠滅のおそれがある」ということだけである。「逃亡のおそれがある」といっても、我々にはこの先やりたいこと、やらねばならないことが山ほどある。あほらしくて逃げる理由も暇もない。それに逃亡のおそれ、なるものは拘置が1年も続いてから、なぜか裁判所が付け加えてきたものに過ぎない。私が拘置所に閉じ込められている唯一の理由は「証拠隠滅のおそれ」これ一点であると言える。そのたった1つの理由だけで、私は完全に自由を奪われるばかりでなく、拘置所内での不当極まる扱いを受け続けているのだ。

私の現在の立場は刑事被告人である。だが裁判で争っている 以上、私は罪人ではない。にもかかわらず、2年以上の長きに 渡って完全に自由を束縛され、何をするにも「願い事」をしなけれ ばならぬという屈辱的な生活を強いられているのである。 保釈の身になれば、裁判の審判がどう出ようと、それまでは立場上現在と変わりがないのに、なんら一般人と変わりない生活が送れるはずだ。それなのに、私はそれができない。その理由が「証拠隠滅のおそれがある」という一点だけなのだ。しかも、検察側の言う「証拠」である証人たちの調書は全部とり終えているというのに、である。

2年以上も前に起訴されて以来、通常なら私は保釈されて普通の生活に戻っていたはずである。だが、現実には十年一日のごとき拘置所の中で、様々な"不思議"と出遭いながら極めて"不自由"な生活を余儀なくされている。

健康診断に関しても、実に"不思議"な目に遭わされた。

監獄法では、3か月に1度(年齢によっては月に1度)は収監されている者の健康診断をせねぱならないことになっている。

私は入所以来、ずっと健康診断を要求し続けてきたのだが、最初にそれを受けることができたのは、なんと入所して1年が経った頃だった。

拘置所に移監される前、1か月余り入れられていた警察署の 代用監獄では、週に1度健康診断が行われ、その頃の私の血 圧は130~125/85~75と、正常だった。ところが、拘置所生活 1年を経て測った血圧は、178~107と急上昇していたのだ。

口惜しさをこらえてじっとしている、運動ができない、閉所にこもり、日光を浴びないでいる、という状況が人間にどのような影響を与えるか。精神面はもちろん、肉体的な面に大きな変化が表れてくる。

無論、全てが悪い方に変化する。

皮膚はガサガサになって張りが失われ、水の弾きが悪くなる。

歯ぐきのあちこちが痛くなり、歯自体も弱くなったみたいに頼りなくなる。

体の各部の関節が痛み出し、特に手足の指の関節はリュウマ チ症状を呈してくる。

髪の毛はどんどん抜け落ちる。

ちょっと動くと心臓が激しく打ち、動悸(どうき)を感じるようになる。

目が弱り、視力が極端に低下する。

ぎつくり腰になりやすくなる。

体表のあちこちに妙な発疹が現れ、頭にデキ物ができる。

これら全ての症状が、単に「証拠隠滅のおそれがある」と一方的に決めつけられただけで、私の身の上にふりかかっているわけである。

これは拘置ではない。既に刑罰になっている。

症状を訴えようとしても、まともに話を聞こうともしない。自分の 金で治療しようとしても、薬品類の購買は許されていない。症状 は悪化するほかない。

肉体的衰えが精神に及ぼす影響は大きい。誰だってそうである。 検察が我々の保釈を認めようとしないのは、身体の弱った我々が 根負けして、検察の言いなりになって供述するようになるのが狙 いなのである。「証拠隠滅のおそれ」があるから保釈しないのでは なく、「検察側に都合のいい証拠」となる証言を我々から得たい ために保釈を許さないのである。

彼らはただ気長に待つだけでいい。しかし、我々は毎日をただ送るということだけで、既に大きな苦痛になっている。これでは"根比べ"にもなっていないではないか。あまりにもアンフェアな"根比べ"だ。

遂に、明後日から降圧剤を服(の)むことになった。血圧の上昇が危険な状態にまで近づいたということだ。

なんとも口惜しいではないか。

60年4月3日

朝...ノリ佃煮、ミソ汁(ネギ、ワカメ)

昼…けんちん汁、辛子和え(キャベツ、モヤシ、竹輪)、アミ佃煮 タ…メンチカツ、ネギ入りタマゴ焼き、澄まし、漬物

戸塚ヨットスクール 48 / 118 「獄中記」

願い事…面会用メモ携行願い、宅下げ願い(本1冊)、発信願い(2通)、2号願箋(『私が直す!』ゲラ刷りコピー)

AM9:50...運動(徒走 2000 歩、徒歩 3000 歩、腕立て伏せ 500 回、腹筋 100 回、上体捻り 10 回のところで時間切れ)

AM11:10...面会(幸子)、日本外洋帆走協会の雑誌『オフショ アー』から我々の裁判のことについての原稿依頼があったこと、締め切りは 15 日の由。雑誌『全貌』に連載中の論文「幸福論」の出版に関する問い合わせがあったとのこと。

* * *

2号願箋というのは、パンフレットやコピー、新聞、雑誌の切り 抜き等を仮出しする時の「願箋」のことである。拘置所が我々収 監者の私物を"領置"しており、その物品の種類によって仮出しす る時の「願箋」の号数が違ってくるらしい。慣れない職員は、こっち が「2号願箋」を要求してもキョトンとしている。何のことか分から ないのである。

そういえば、今日、イラン人が入所してきて、職員たちはテンテコマイをしていた。職員も大変といえば大変である。

2号願箋を出したのは、飛鳥新社から私の逮捕直後に出版された自著『私が直す!』が、角川文庫に収められることになったので、追加原稿を書いた分のゲラが送られてきたのを仮出しする目的だった。

また、雑誌『全貌』に連載していた私の論文「幸福論」が出版されそうだという話を面会の時に妻から聞かされた。「幸福論」は私の主張する「脳幹論」を補強するために書いたもので、いわば前者はソフトウエアに関する内容、後者はハードウエアについて、と言っていいだろう。

『週刊プレイボーイ』に連載されている「熱血戸塚宏の人生相談」は、正直に言って依頼を受けた時は迷った。軽佻浮薄(けいちょうふはく)の時代と言われ、"軽チャー文化"などと呼ばれている最近の風潮。その最先端を行くような若者雑誌が、以前から"トッカマスク"なるキャラクターを登場させていたことは知っていた。

が、何といっても80万人の読者を持つ雑誌であることは無視できず、私は自分の信じることをより多くの人に伝えることを第一義と考え、依頼をお引き受けすることにしたのだった。

持論である「脳幹論」の立場から問題を考察、徹底して信念 を貴く姿勢から様々な読者の悩みに回答していくことが、私の基 本的な態度である。「プレイボーイ」誌はそこのところをよく理解し てくれ、文章も手際よくまとめられている。

薄っぺらな若者向け週刊誌だなどと少しでも考えた私が間違っていた。なかなかどうして、この雑誌はしっかりしている。軟体動物を装った脊椎動物、ガッチリした1本の線が通っていなければ、80万部という莫大な発行部数に耐えられるものではない、ということが分かった気がする。また、その背スジが通っているからこそ、多くの読者の支持を勝ち取ることができたのだろう。

自著の文庫化といい、雑誌連載分の単行本化の話といい、獄中で原稿を書く他することのない私にとっては、まさに救われるふうなニュースである。私の考えと、これまで実践してきたことを少しでも多くの人に知ってもらうことが、これから先いつまで続くとも知れない我々の"闘い"を展開する上で、どんなにか励みになることか。とにかく明るいニュースだった。

"外界"から私に宛てたニュースを運んできてくれるのは、来信以外ではほとんど、妻の幸子である。時にはただの雑談に終わることもあるが、幸子は私と"外界"の間をメッセンジャーのように往復してくれ、2日と空けずに拘置所へ足を運んでくる。

市内の自宅から拘置所までは、車で 20 分ほどだ。近いとはいえ、差し入れ、面会は私だけではない。他の 7 人のコーチの世話もある。2 年間で何回足を運んでくれただろうか。

それより何より、どんな事情にせよ、「傷害致死」の刑事被告人を夫に持ち、一家の大黒柱を拘置所に閉じ込められたままになった妻という立場が、何とも辛い。

それでも幸子はグチひとつこぼさず尽くしてくれる。

子供を抱え、一家を支えるべき私を失いながら、家庭を切り回し、子供を学校へ送り込んでから拘置所へ通う毎日。私の信念に従い、我々の裁判闘争を擁護し、大きな力となってくれている妻。

考えてみれば私と連れ添ってきた 14 年間というもの、現在 我々一家が見舞われている最悪の状況ほどではなかったにせよ、 幸子にとっての生活は苦しいことばかり多くて、楽しみの少ない 日々だったと思う。

ヨットに血道をあげ、満足に家にも居ない夫が、やがて情緒障害児の問題に真正面から取り組むようになり、家庭とは名ばかりの親子の場は、そのまま訓練と事件の連続の場となってしまった。

感謝して感謝し尽くせるものでないことは分かっている。

そして、遂には今のような状況に巻き込んでしまったことを残念 に思う。申し訳ない気持ちで一杯だが、これも謝って済むというも のでないことも承知している。

大変な自信家だと言われもするし、他人の意見に耳を貸さない男だとも呼ばれた私である。自分では気がつかなくとも、周囲は私のことをそう見ているのかも知れない。そんな男と一緒にやってきた妻の苦労を、私は本当には分かってやっていないのかも知れない。

それでも、おまえは尽くしてくれている。毎日のように、捕われの 夫のもとに足を運び、風車に立ち向かうドン・キホーテのように、 権力に歯むかおうとしている頑固な男のために、おまえはせっせと 差し入れを持ち、メッセージを届けにやってきてくれる。並大抵な ことじゃない。

私に敢えて「自信家」の称号を許してもらうなら、幸子、おまえが私や、私のスクールのコーチたちが挑もうとしているこの"闘い"の助けとなってくれるのは、我々と一緒に訓練の現場を体験してきたからにほかならない、と確信する。情緒障害の子供たちと面と向かい、つき合い、彼らを鍛え、彼らを立ち直らせてきた我々の現場を、同じように体験し、彼らが生き生きとした表情を取り戻していく過程を見てきたからに違いない、と私は信じている。

我々は間違っていない。

そのことを私が信じているのと同じように、おまえも確信しているからなのだ。

だが、私がこれまでのことをおまえに心から感謝し、また謝ることができるのは、まだまだ先のことのようだ。おまえに礼を言う前に、私は、私やおまえが持っている信念を貫き通さなければならないからだ。これは私の闘いであり、そして同時に、おまえの闘いでもあるのだから。

60年4月22日

朝…角煮、ミソ汁(ネギ、トウフ)

昼...オカラ、酢の物(イカ、キュウリ、キャベツ、ニンジン)、ノリ佃煮 タ...焼きソバ、中華スープ、紅ショウガ

願い事…宅下げ願い(本1冊、『ニキーチン夫妻と七人の子供』)、面会用メモ携行願い、領置願い(手紙1通)、廃棄願い(コピー)、仮出し願い(本1冊『金魂巻』)、2号願箋(『週刊トピック』春日一幸氏の政治日記コピー、石原慎太郎氏の手紙コピー)、発信2通

AM10:15...面会(幸子、T君=日曜スクールの生徒)

AM10:50...来信(3通)

土曜日のため、昼からは何もなし。午後は晴れたのだが、午前 中は雨だったので運動は中止になってしまった。

* * *

我々は雨で運動できなかったが、昼には雨が上がり、今日はプロ野球の開幕戦が行われた。

第1戦、中日は小松でヤクルトに勝った。3対2だ。

面会の時、T君が進路相談にやってきた。彼は今年の高校入 試に失敗してしまったため、この1年間を何とか有効に使いたい、 と言ってきたのだ。

近頃はこういう発想のできる受験生はいまい。そういう考えを容れる受験生の両親もいまい。普通なら、受験に失敗するや否や、

翌年の入試に向けて、子供は勉強に追いまくられ、親は追い立てるに違いない。

どうすればいいかと相談を受け、私は、

「カツオ船にでも乗り込んだらどうだ」

と答えた。

T君のハードウエアは、我々のトレーニングでできている。これからはその基礎構造の上にソフトウエアを作り、磨いていくことだ。 T 君もご両親も少しびっくりしたようだが、知人に頼み、乗船させてもらった。

人間の肉体・精神のソフトウエアの基本は第一次産業で得られる。人間といえども動物であるかぎり、まず生きること、種族を保存することが、存在理由の第一、第二になる。

そしておそらく彼には農業、牧畜より漁業の方が向いているだろう。

この「ソフトウエアの基本」をがっちりと創っておかなければ、「自分は何のために生きるのか」と自問することを目的化する、懐疑主義の哀れな文化人になってしまう。

T君からの手紙によると、カツオ船でのT君は、他の新入りが 脱落していく中で1人たくましく成長し続けているようだ。彼にとっ てこの1年はロスどころか貴重な1年になっている。T君もご両 親も、そして私も彼の今後に新たな希望と欲が出てきた。「かわ いい子には旅をさせろ」とはよく言ったものである。

宅下げした『ニキーチン夫妻と七人の子供』は、ソ連の子育て の本であるが、非常に面白かった。

実践の記録であり、事実が全てだという力強い説得力がある。

世界のどんな親もが、このような子育て、教育をすることができれば、我が「戸塚ヨットスクール」も、単なるスポーツクラブでいられたのだ。情緒障害児を立ち直らせる場としての存在になど、なる必要はなかったのである。

この本の中には、物知り顔した学者や評論家が口にする屁理 屈に固めた理論なんか足元にも及ばない「実践」が書き込まれている。子育ての実際の場、としての迫真力がある。 とはいえ、やはりこの本も私たちと同様、非難の嵐を潜り抜けて きたようだ。

今日受け取った手紙のうち1通は、広島拘置所に収監されているKさんからのものである。捜査・裁判のいい加減さに対する不満と一緒に、Kさんの不満は健康管理に対して向けられており、これが40数枚にも及ぶ便箋に綴られていた。

Kさんの健康に対する不安はかなりのもので、こんな風に書いてきた。

「自分は再生不良性貧血であり、このままではあと1年の寿命とも言われている。拘置所の医師に相談しても、3年は大丈夫などと言って治療もしてくれない。私はまだ若い。死にたくない。何とかならないだろうか1

驚くべき書面である。 K さんはまだ 28 歳。 この文面がもし事実なら、大変なことであり、 大至急調査をする必要があろう。

私はしばしば拘置所の職員とモメる。

それは拘置所が我々の人権を過剰に抑圧しており、そうすることが当たり前であるかのように考えているからである。

我々が拘置されている"理由"は、「証拠隠滅のおそれがある」 というものなのだ。裁判が終われば無罪になる可能性も持った人間に対し、その"理由"とは全く関係のない部分でも自由が奪われ、人権が抑圧されているのは理不尽だ。

健康管理に関する当然の権利も蹂躙(じゅうりん)され、拘置 所の医者は、収容者をロクに診察しもしないし、相談してもトン チンカンな答えしか返ってこないのもいるくらいだ。そして何より信じ られないのは、医者までもが拘置所のシキタリに調子を合わせて、 えらく威丈高なのである。収容者を人間扱いしていないところがあ るのだ。だから、私は医者ともしょっちゅうケンカしている。

Kさんの場合は、そうした例の最もひどいケースだろう。被告の健康、いや命までも、そんなものはどうでもいい、といった感がある。

Kさんは裁判官に宛てても窮状を訴える手紙を出しているそう だが、ナシのつぶてだそうだ。裁判官あてに訴えるのは見当違いで あろうが、内容が内容だけに誰も無視できないものだ。裁判官は 法廷でだけ威厳を保っていればいいとでも言うのだろうか。被告が 自分にかけられている容疑についてどうこう言ってくるというのでは ない。拘置所で受けている待遇によって、自分の命が危険にさら されているということを訴えているだけである。検察の一方的な訴 えは聞くが、被告の哀訴など聞く耳持たん、ということか。

一体どうなっているのだ。

第四章 拘置所日記(Ⅲ)

60年4月25日

朝...コウナゴ佃煮、ミソ汁(モヤシ、ワカメ)

昼...チキンのトマト煮、大豆昆布佃煮、クリームシチュー

夕...八宝菜、干塩鱈

願い事…面会用メモ携行願い、発信願い(1通)、領置願い (手紙2通)、更新願い(春日一幸氏からの手紙コピー、石原慎 太郎氏からの手紙コピー)

AM9:15...運動(徒歩 4500 歩のみ)

PM1:20...面会(松本先生)

PM2:30...差し入れ(パイン缶詰、松本先生より)

PM5:40...来信(3通)

* * *

近頃、気がつくと立ち上がったり掃除をしたりする時、必ずとザに手をあてている。運動の時間が40分間と短いため、走る、歩く、腕立て伏せで終わってしまう。これでは背筋、腹筋が著しく弱くなるのは当たり前だ。少々走っても、こんな程度の運動では、下半身の衰えも進んでしまう。

4月9日からはそれまでのメニューを一新して、体全体をまん べんなく動かすように工夫した。走1000歩、腕立て伏せ100回、 背骨の捻り運動100回、腹筋50回、背筋100回、スクワット 50 回——これを 1 ラウンドのサーキットとし、2 ~ 3 ラウンド半で 運動時間が終わりになる。

一昨日、運動が終わって房に戻り、汗を拭いてから正座していると15分ほどして、背中全体が何となくおかしくなり、さらに10分ほど経つと腰椎のあたりがどんよりと重い感じになった。軽いギックリ腰かなと思い、松本先生に問い合わせてもらったら、今日わざわざ面会に来て下さったわけだ。

松本先生は実にウデのいいカイロプラクティックの先生で、ヨットスクールに毎週2日来て頂き、子供たちの脊椎側わんなどといった骨格の矯正を無料でやってもらい、我々を大いに援助してくれた方である。

ヨットだけでは長時間かかってしまう矯正も、カイロプラクティックを併用すると非常に直りが早く、松本先生の恩恵を被った子供はたくさんいる。もっとも、カイロの施術はかなりの激痛が伴うこともあり、松本先生の善意も、当の子供たちにはなかなか伝わりにくかった。素直に感謝する子はほとんどいなかったし、そもそも、それが善意の治療だという、その「善意」ということさえ分からないのである。情けないが、それが悲しい現実だった。

松本先生がせっかく面会に来てくれても、拘置所が、私を直接 診察治療できるように融通をきかせてとりはからってくれる、という ようなことがあるはずもない。わずかに、アクリル透明板越しに私の 背骨を見てもらうだけである。この"診察"で松本先生の診断は、

「第三腰椎がほんの少しよじれている」

と出て、治療法を聞かせてもらい、その後 1 週間ほどで私は完全 に治してしまった。

今日受け取った来信の1通はS氏からの手紙で、私が月刊 『現代』に寄稿した記事、「修羅場を見ずに子供が救えるか」を 読んで疑問を感じた点について書いてこられた。

S氏の疑問点は、次の2つである。

①一体、ヨットスクールのやっていたことは教育なのか、治療なのか? そこがハッキリしない。

②マスコミ批判をマスコミに乗せて展開するのは矛盾ではないか?

この2点だ。

まず簡単に②の疑問について書いてみよう。民主主義の制度 下では絶対権力の存在を認められていない。司法、行政、立法 はそれぞれがお互いを牽制し合う仕組みになっている。

ところが不思議なことに、マスコミにはこれを審査、弾劾する「権力」が存在しない。つまり、民主主義社会の中にあって、マスコミだけが「絶対権力」を欲しいままにしている存在だと言うことができるのだ。

したがって、何者もマスコミに対して「権力」を行使できず、そん なことができるとすれば、それは同じマスコミにしかできないのである。

マスコミの暴走を止めることができるのは、マスコミ自身にしかあり得ない。私がマスコミ批判をマスコミに発表するのも、そうした背景があるからである。

さて、もう一方の疑問①について、我々が「戸塚ヨットスクール」 でやってきた活動は教育なのか、治療なのか?S氏の疑問は素 朴にして当然、かつ根本的な疑問であると言えよう。

ほとんどの人は無意識的に、非行や登校拒否、家庭内暴力、いじめといった素行の「治療」と「教育」とを同一線上に考えていると思われる。しかし、そのような情緒障害から起こる素行は「脳幹論」で説明したように、「心身症」と同様の理由から生じており、これを直そうとすることは医学的な「治療」のようなものだ。事実、登校拒否と「心身症」を併発している子供を預かった場合、その両方が同時に治癒するのである。

ある人から「仏教を勉強してみろ」としきりに勧められ、最初は 面倒臭いと思いながら、しぶしぶ読んでみて、これまで自分が仏 教に対して抱いていた想像がまったくの的ハズレであったことが分 かった。私が分かったのは、仏教というのは進歩の科学である、と いう点だった。 仏教の教えのスタート地点には「諸行無常」――全てが変化するという考え方がある。そこから発して、我々がいかにして進歩したらよいかという現実的かつ科学的な方法論を述べていることが分かったのである。

今問題にしている「治療」と「教育」もこの考え方で解明してみ よう。

次の図のように、肉体や精神がマイナスになってしまった状態が「病気」である。これをゼロの方向、快方へと変化させるのが本人の自然治癒力であり、その変化を助けるのが薬やカウンセリングといった「治療」だ。

「治療」はあくまで補助的なものであり、本人の自然治癒力が主役だ。我々がスクールでやってきた「治療」は、この自然治癒力をトレーニングすることによって強化しようとするものであり、薬品を投与したり、手術して腫瘍(しゅよう)を摘出したりする、患者と全く関与しない外的な治療とは一線を画している。

「教育」は進歩を目指したもので、ゼロからプラスの方向へ変化させるため、本人の自己向上能力を刺激するものである。だからゼロまできていない子供に教育はできないと思った方がいい。進歩するのは必ず本人が努力するからであって、他人が強制的に進歩させることなどできるものではない。

教育者は、ただ効率のいいトレーニング法を指示するだけに留まり、あとは本人の向上欲、それに伴った実践を待つしかないのである。

そこを勘違いしてはいけない。

「自分が子供を進歩させた」

と考えてしまっては、すぐに脱線する。

ところが、子供が進歩したのを見て、すぐにその功績は全て自分にある、と考えてしまう「教育者」がほとんどだというのが現実なのである。そういう彼らの尺度で測ると、我々の方法に対して「強制」「暴力」「自主性無視」「画一的」といった批判が出てくることになるのだ。

「治療」も「教育」も、実現するのは常に当の本人の能力である。 医者やセラピスト、教育者といった脇役たちは、単に補助的役割 を果たすだけなのだ。仏教ではこの正しい教育法、治癒法を「因 縁果報」とたった4文字で解明している。そして、本人の自然治 癒力、向上欲という本能的な指向性は、いずれも「脳幹」に発し ていることに注目したいと思う。

たとえば、登校拒否の子がいるとする。明らかに情緒障害児である。こういう精神的に「ゼロ」の状態にまで達していない子供に、無理にゼロからプラスへ向けた「教育」をしようとすると、どうなるか?その結果が、いま全国を襲っている"教育荒廃"の嵐である。

子供はマイナスの状態にいる。なのにプラスを押しつけても、その間にあるべき「ゼロ」の状態がポッカリと抜けているのだから、うまくいくはずがない。第一、学校に来ない子を学校で「教育」することは不可能なのである。学校という教育機関は、基本的に「ゼロ」の状態に立った子供をプラスへ向ける「教育」を施す場所なのである。

だが、現実には、学校へ登校してくる子供たちの中にも情緒障害の予備軍が大勢いる。学校の教師たちの仕事は、そういう子供たちを、まず「ゼロ」の状態に引っ張り上げる「治療」をせねばならない、ということになる。つまり、現代においては、一昔前なら考えもつかなかった「治療」までが、教育者の肩にのしかかっている、ということが言えるのだ。

しかるに、実際の学校教育の現場はどうなっているか。受験戦争の激化、その参戦者の低年齢化が進み、学校はどこでも入試テクニックの詰め込みに汲々(きゅうきゅう)としている。マイナス状態の子供をまずは「ゼロ」へと引き上げ、そこからプラスへ向けるといったプロセスを踏んでいる余裕がないし、「教育」の前段階としての「治療」のノウハウを持っていない、というのが実状である。

このままでは"教育荒廃"はなくならない。誰もが想像する通り、 それは消えうせてしまうどころか、逆にどんどん増殖し、猛威を振る い続けるに違いないのだ。 こうした絶望的状況を好転させ、何よりもそのドロ沼から子供たちを救い上げるために必要なことは、単に制度上の"教育改革" などではなく、病気の状況に追い込まれている子供たちのマイナスから「ゼロ」へ、そしてやがてはプラスへと向かう本能(自然治癒力、向上心)を効果的にトレーニングしてやることだと思うのだ。このために脳幹トレーニングを行うのである。

病気の原因は何か?それは本来、人間ならば誰もが備えているはずの本能的な向上能力を衰弱させている、「脳幹」の不用性萎縮症状であると私は考えている。私がヨットを使い、スクールでやってきたことは、この「脳幹」の働きを活発化し、正常な状態、つまり「ゼロ」の状態に戻すためのトレーニングである。ハードウエアの完成が「治癒」で、ソフトウエアの育成が「教育」である。

したがって、最初の疑問に今ここで答えるとするなら、我々の活動は「治療」の分野に属したものだったと言うことができよう。

が、忘れて欲しくないのは、それは外的な、一方的な施術によって病源を払拭(ふっしょく)しようとする外科的な治療ではない、ということだ。前述したように、本来的治療とは、あくまで患者本人の自然治癒力にまたなければならないものなのである。我々の施した「治療」は、どこまでいっても補助的なものに過ぎないという点。

そして、子供たちが「ゼロ」の状態に立ち戻った時、同時にプラスへ向けての「教育」がスタートすることも見逃してはいけない。 我々は「教育」を施す立場でもなければ、そうした事実もない。が、 我々のやってきた活動は、子供たちが正常に「教育」を受けられるような状態になるまでの、補佐をするということでもあったから、「 教育」と無縁だったと言うつもりもまた、ない。昔の子供は、社会的要因のために「治癒」が不要であったに過ぎない。そして昔から、「治癒」と「教育」は入り混じって同時進行していたのだ。

子供たちの進歩は、病気から回復、向上に向かって連続したものである。その補助をする「治療」と「教育」もまた、当然、連続したもの、入り混じったものなのである。我々が教育の現状を知れば知るほど、「ゼロ」地点に立ち戻った子供たちを、自信を持って荒廃した学校へと送り込む気になれないのも、分かってもらえると思う。

情緒障害児の問題は、ただ単に、当の子供1人の問題ではない。彼らを生み出した学校、家庭、そしてそれらを呑み込んだ現代社会そのものに関わる問題である。

私 1 人が、私とコーチたちで活動してきた「戸塚ヨットスクール」 だけが、このあまりにも巨(おお)きな問題に決着をつけようとしても 無理なことだ。我々にやれることは、預けられた情緒障害児たち の「脳幹」トレーニングを促し、彼らが弾き出されてきた荒涼とした 社会に対してもう1度、立ち向かっていく能力を回復できるよう、 力づけてやることしかない。

我々のやってきたことは何か?と問われれば、とりあえずは「治療」に類することだと答えるほかはない。ややこしいことだが、現代社会では治療も教育の一部になってしまっている。しかし、我々が毎日直面していた現場は、ただヨット訓練をしているというだけのものだ。それは「治療」の現場というよりは、そこに携わっている私やコーチたちの、情緒障害という"難関"と闘っている子供たちの将来に対する、「祈り」の現場と言った方が適していると思うのである。

60年5月1日

朝...タクワン、ミソ汁(ネギ、トウフ)

昼…豆入りトマトシチュー、エビ玉、ナッパ塩漬け

タ…カツ丼、キュウリ漬物、甘夏柑1個、漬物

願い事…面会用メモ携行願い、宅下げ願い(洗濯物)、領置願い手紙1通)、更新願い(春日一幸氏質問趣意書コピー、訴訟用書類)

AM9:35...面会(幸子)

PM1:05...運動(徒歩 3000 歩、松本先生に教わった腰椎運動)

PM2:30…差し入れ(切手、中部読売新聞家庭版 = 健康と食品に関する特集記事、便箋)

PM4:45...差し入れ(法務委員会議事録 13 号、新聞コピー)

* * *

甘夏柑など見るのも嫌だった私が、拘置所に入ってからというもの、自分で「うまい」と思って食べることに驚いている。肉体がそういう食物を要求しているのだろう。同じように閉じ込められている可児コーチが「甘いものが好きになった」と書いてきたが、まったく、食べる物の嗜好まで変わってしまうのだから、大変なことである。

陽に当たる時間が極端に少なく、ほとんど身動きもできず、運動時間はわずかしかないときた上、入浴も厳しく制限されているのだから、体質が変わらないわけがない。よりにもよって、我々は毎日海に出て、一日中陽に当たって過ごしてきた人種なのだから。

面会に来た幸子に、資料として「白壁新聞」を飛鳥新社へ送るように言っておいた。この「白壁新聞」というのは、拘置所にいるコーチたちのための新聞で(拘置所の所在地が白壁である)、山口コーチの奥さんが苦心して編集、発行しているものだ。他に、我々を支援してくれている「戸塚ヨットスクール後援会」の発行する「かざぐるま通信」という会報もある。これも送っておくように伝えておいた。

さて、今日読んだ新聞には、実に興味深い記事が載っていた (新聞は前日の夕刊とその日の朝刊が、拘置所当局の手で"好ましくない"個所を抹消された上で、昼前から夕方にかけて配られる)。

"のぞきに逆転無罪"というのが、その記事の大見出しである。

56年夏、A子さんが入浴中の風呂場を誰かがノゾいていたのに気づき、A子さんはすぐに110番。目黒署員が駆けつけ、現場から250m先の路上を歩いていたBさんを連行、A子さんが「犯人」と証言したのでBさんは「現行犯逮捕」された、という事件があった。

Bさんは警察の取り調べに対しては犯行を否認したが、検察の 調べで「自白」、そのため住居侵入罪で起訴された。一審では有 罪、罰金1万円、執行猶予2年。

が、二審の東京高裁で、この日、小野慶二裁判長はBさんに対して一転「無罪」を言い渡したと、新聞に報じられていたのだ。

記事によると、小野裁判長の無罪判決の理由は次のようなものだった。

「被害者の女性(A子さん)は 110 番しただけで犯人を追跡していない。一方、通報を受けた警察官は被害者に聞かされた犯人の人相、服装に合致する男を現場から 250m離れた場所で見つけただけ。これでは Bさんを ノゾキの男と同一人物とする連続性がなく、Bさんを現行犯逮捕したのは違法。また、被害者は近視であり、Bさんを犯人とした証言の信憑(しんぴょう)性は薄い。違法逮捕された Bさんを拘置したのは当然、違法であり、違法拘置中の Bさんの自白には全く証拠能力はない」

こう言われてみると、無罪判決はごく当たり前のように聞こえる。 しかし、こうしたごく当たり前の判決が、ごくごく珍しいから、新聞ダネになっているというのは事実である。

この記事を読み、私はヘンリー・デンカーの小説『復讐法廷』 (文春文庫)を思い出した。裁判官の仕事は、被告が罪を犯した かどうかを明らかにすることではなく、検察の主張と手続きが、一 点の非の打ちどころもなく正しいかどうか、をチェックすることなのだ。 日本人には馴染みにくいことかも知れないが、判事の役割は江 戸時代の町奉行とは根本的に違っている。裁判官は罪人を裁く 機能を持っているのではなく、検事側と弁護側の主張をそれぞれ 吟味し、いずれに妥当性があるかを裁定する役割を負っているの である。

民主主義と三権分立は不可分のものだ。司法、行政、立法 がお互いをチェックし合うという構図は、一つ司法の中にも生きて いるのだ。裁判において検察、弁護士、判事はそれぞれ独自の 立場を貫かねばならない。

ところが、日本では"民主主義"そのものが借り物であるために、 こうした構造が理解されず、裁判といえば裁判官が被告を"裁く もの"と決めてかかっているのである。

ノゾキが無罪になったのは"現行犯逮捕"できないはずの B さんを、不当に逮捕拘置してしまったという警察による"手続きミス"が

理由だった。これは『復讐法廷』という小説の内容と非常に似ているのだ。

保釈中の黒人が強姦事件を起こす。そしてその件で保釈になった男が、今度は強姦・強盗殺人を犯す。彼は路上を通行中にパトロール警官に現行犯逮捕され、犯行を自供。さらに現場に付着していた血液、精液が合致、持っていた盗品の証拠も揃い、検察は有罪を確信して起訴したのだ。

が、黒人は予審の段階で無罪判決を受ける。捜査にあたった警察が重大な"手続きミス"を2つ犯していたからである。

第一に、犯人とその黒人を結ぶ連続性がなく、現場付近を歩いていただけの黒人を現行犯逮捕する根拠がない。不当逮捕である。

第二に、保釈中の被疑者を取り調べる時は、現在進行中の 裁判の弁護士が立ち会うことなしにはできない、という規定がある。 警察当局はこれを無視してしまったのだ。

この2つの"手続きミス"が重なった上でのいかなる自白、証拠も"不当"なものとなる。裁判官は、この黒人が犯人であることを確信しながら、彼を無罪にせざるを得なかったのだ。常識では信じられないことと思う。しかし、これが、我々が民主主義を享受する上で支払わねばならぬ代価なのだ。

被害者の母親は失意のあまり死んでしまい、父親は"復讐"を誓う。あまりにも常習犯罪者に対して有利な裁判制度に、"復讐"を誓うのだった。

彼の復讐は、自分が犯罪を犯し、有罪になることで遂行されるはずだった。つまり、同じように犯罪を犯し、常習犯は無罪になるのに、善良でつつましやかに生きてきた男がひとたび罪を犯すと有罪になる。この不公平な対比を世に問い、広く一般に現行の裁判制度の矛盾を訴えて"復讐"しようとしたわけだ。

父親はピストルを買い、犯人の黒人を射殺し、その足で警察に 自首する。警察はすぐに検事を呼び、取り調べの模様を全てビデオに録画して完璧に行われる。なぜそこまでしなければならないのかと言うと、もし被告が裁判中に「弁護士を呼んでくれなかった」とか「取り調べ中に脅された」と主張した時、そんな事実がなかったことを証明できるようにするためである。 自首して警察に検挙された際、父親は「弁護士は要らない」と 言う。すると警察は一切取り調べをしようとせず、検事がやって来 るまでは男に何もしゃべらせず、自分たちもしゃべらないように気を つける。ここまで徹底して神経を遣うのである。

自白によると、父親の犯意は明確、凶器に使われたピストル、 目撃者の証言、死体の状況が全て出揃い、完全な殺人罪が 成立した。

しかし、裁判は意外な方向へと展開していくのだ。

判事、弁護人、そして検事までもが、殺人者の父親を、何とか 「殺人罪」から「過失致死」にしようとするのだった。

殺人なら刑は懲役 15 年以上、過失致死であれば 1 年以下である。だが"復讐"に燃える父親は殺人犯となって目的を達成するために、頑強に「殺人」を主張する。

審理が進むにつれ、父親の殺人罪有罪確定は間違いないように思われてくる。その時、陪審員は「犯意」の有無が被告の「自供」でしか証明されない点に着目する。「犯意」がない「殺人」はあり得ない。そして被告の「自供」を証拠として認めるかどうかは陪審員の権利であることを利用し、自白を証拠として採用しないことによって被告には「犯意」があったかどうかを立証できない、と裁定を下すのだった。

娘を強姦され殺された父親の、強姦魔殺人は"無罪"になる。

この小説の主人公は2つある。1つは"法の公正な手続き"、もう1つは"犯意"だ。

捜査や取り調べの過程に1つでも手続きミスがあれば、それの 結果得られたどんな証拠も無効になり、裁判が成立し得なくなる、 ということだ。民主的な裁判はそうだ、とこの小説は物語っている。

日本はどうだろうか。警察も検察も、我々が弁護士と連絡をとるのを妨害したし、取り調べ中の脅し、すかし、だましは日常茶飯事、さらに「犯意」など証明のしようもない監禁致死事件には死体がない。もう1件の傷害致死事件は2年も前に捜査を完了して放置してあったものだ。つまり、事件にできなかった。このように致死事件としては1番肝腎なところが抜けているのに、検察

は無理矢理事件にでっちあげてしまう。民主主義国の裁判としては考えられないことなのだ。

しかしもっと悪質なのは裁判官である。「法の公正な手続き」に 平気で目をつぶる。検察の言うことは何でも正しい、信用する、 被告は当然有罪として被告に君臨する。「無罪の推定を受ける 権利」など日本には存在しない。裁判官によって、この民主的裁 判の大原則は木端微塵に打ちくだかれてしまっている。日本においては法の番人のはずの裁判官が実は法の盗人なのだ。このようなわけで我々は2年以上も不当に監禁されている。そしてここでは被告に認められているはずの権利は、拘置所の「所内規 則」というシロモノに無視されている。それが我が国の現状である。

犯意の問題も軽視されている。この小説は、犯意がなければ 殺人という犯罪を構成しないというトリックを使って、犯意のある 殺人犯を無罪にしてしまったわけであるが、日本では事情は全く 逆である。とても犯意があるとは思えない被告に、無理に犯意が あったとして犯罪を押しつけてくるのだ。我々に冠せられた罪名は、 「傷害致死」である。目的(犯意)を持って被害者を傷つけていた、 とうそぶくのである。こんないいがかりを受け入れるわけにはいかな い。

"犯意"とは、何らかの利益を得るために持つものであろう。他人の持っている価値を奪うか、自分の価値を守るため。我々が子供を傷つけて何の利益があるというのだ。我々の目的は、子供を直すことであり、傷つけて利益を得ようとすることなど、どう考えてもあり得るはずもないことである。そのような"商売"はこの自由経済の国では成り立たない。

このようなゴリ押しは、百歩譲って検察の本質なのかも知れないとしよう。しかし、承服できないのは、検察側の言い分に裁判所が全く同調する、ということだ。我々の裁判を"暗黒裁判"にしているのは、裁判官なのである。

横田コーチが手紙をくれた。その中に、次のようなくだりが出てき た。 「これは裁判なんてものじゃない。判事、検事、マスコミの野合に よる刑言い渡しの儀式だ」

まさに、言い得て妙、と言える。

判事・検事をチェックするものは2つある。1つは国会の弾劾 裁判、検察官適格審査会であり、もう1つはマスコミだ。このマスコミが、弱者である国民(被告)の立場に立って両者をチェックする どころか、逆に強者たる判事・検事の立場に立って被告の攻撃 に憂き身をやつす。日本のマスコミは、刑事裁判に関しては国民の立場に立って権力に立ち向かうものではなくなってしまっている。

ロッキード裁判のコーチャン、クラッターの免責は、角栄憎しの念が本来チェックし合うべき、裁判所、検察、マスコミに加えて、あろうことか国会までが「協力」して憲法違反をやってのけるというファッショぶりである。第1~第4権力全てが協力すれば、そりゃ怖いものなしだろう。しかし、それでは太平洋戦争まっしぐらだった戦前の悲惨な状況と、何ら違いがないだろう。世界の恥さらしであろう。マスコミが一枚加わっているところが何とも情けない。

検察、裁判所、マスコミの"談合"による裁判の最もよい例が、 全日空の雫石事件ではないだろうか。

あの事件は、航路をはずれた全日空機が航路に戻ろうとして、 速度の遅い自衛隊機に追突した事件のはずである。

「自衛隊が悪いに決まっている」というマスコミの思い込みが、被害者と加害者を逆転させ、いったんそれが"真実"となってしまうと、"世論"なるものにずるずると引っ張られ、訂正する勇気もなく、弱い者に罪をかぶせて、知らぬ顔の半兵衛を決め込む。検察も裁判所も、当然それを知っているはずなのに、被害者を被告にし、有罪にしてしまう。これでマスコミと検察の顔が立つし、裁判所もどこからも文句を言われないですむのだ。被告がわめいたところで誰にも聞こえやしない。マスコミは没にしてしまうのだから。

我々の裁判を報道する新聞記事も、検察の意向に沿って編集されているようだ。いつだったか、吉川幸嗣君の死因についての記事についても、そうだった。

ヨットスクールで死亡した少年の死因を鑑定した医師は「出血性肺炎」を主張していたのだが、検事は鑑定医に、

「その鑑定は 100 パーセント確実か、絶対にそうか」

と迫った。鑑定医の答えは、

「この世の中に"絶対"などということはあり得ません」 そして、翌日の新聞には次のような見出しが躍ったのだ。

「鑑定医、外傷性ショック死を否定せず」

その通りだろう。しかし、それならぱ鑑定医は、殺人も自殺も餓死もまた否定していないことになる。これが"世論操作"でなくて何だろうか。

記事の見出しを見た読者は誰でも、

「やっぱり検察側の言う通り、青年は外傷性ショック死で死亡したのか!

と思うほかはない。99 パーセントの確実性を無視し、残りの1パーセントをデフォルメ、クローズアップして、自分たちの作り上げた話を押し通そうというのだ。

石原慎太郎氏が、アメリカ人記者と話している時に、日本の刑事裁判での有罪確定率が99.8%にものぼるという話題になった。 米人記者は、

「恐ろしい。 君たち日本人はそれで不安を感じないのか?」 と訊いたという。

被告の人権を守るために設けられた刑事訴訟法という法律がある限り、これを正当に機能させていれば、有罪確定率が100%近くになることなど考えられないことである。

『復讐法廷』の中で検事がこう言う場面が出てくる。明らかに犯 人である黒人を無罪にせざるを得なくなった後——

「10人の犯罪者が無罪になるかも知れない。しかしそれは、1人の無実の人間が有罪になるのを防ぐためには、仕方がないことなのだ」

アメリカでの刑事裁判有罪確定率は30%ほどだという。『復讐法廷』の検事がうめくように吐いたセリフは、我々が民主主義に対して払う"代価"の大きさを言い表している。そして、この言葉は、決して日本の検察が口にできない言葉なのである。

第五章 勝利の日まで(I)

獄中からの『週刊プレイボーイ』や『全貌』といった雑誌連載に伴って、全国の方から手紙を頂くようになりました。また、私が獄中で仄聞(そくぶん)できたラジオ放送での発言、読みかじった新聞、雑誌での発言に対して手紙を出した知識人、有名人の方々からも、随分と返事を頂いています。

日本中が私たち「戸塚ヨットスクール」の敵に回って罵詈雑言 (ばりぞうごん)を浴びせかけている時に、

「それは違うのではないか」

と疑問を呈することは、非常に勇気のいることだと思います。

私が逮捕された前後、マスコミは最もヒステリックな調子で連日、 私たちを攻撃、非難し続けていましたが、あの頃私が日本中を 駆け回りながら、堂々と「戸塚ヨット」を応援してくれる多くの人々 にも出会い、感激したことが思い出されます。拘置所に閉じ込め られてからは、もちろん私がじかにそうした方たちに会うことは不可 能となってしまったわけですが、時折、私の房内に舞い込んで来 る激励の手紙を読むと、会って話すことはできなくとも、感激で胸 が一杯になり、涙が出そうになってしまいます。本当にありがたいこ とです。

石原慎太郎氏をはじめ、私たちの味方であることを宣言することは、その人の置かれている立場、地位が確乎(かっこ)としていればいるほど、通常では憚(はばか)られるものだと思います。しかるに、獄中にいる私たちを堂々と弁護してくれた著名人もたくさんおられるのです。小室直樹氏、村松剛氏、鮎川信夫氏、立川談志師

匠、竹村健一氏、ビートたけし氏......。これらの人々を並べてみると、自ずから1つの共通点があるように思えてきます。

私はヨットで太平洋をこれまでに4回、渡ってきています。それで何を得てきたか、と言えば、まず何よりも実感として残っていることは、その度に「開き直れる」ようになったということです。自信がつくというのか、何と言っていいのか、他人のことを気にせず己の信じる方向へ迷いなく突き進むことができる、そのための気力と体力を蓄えてきた、と言うことができます。考えるに、太平洋を1人で渡り切るという体験をする前までは、何とか「他人とうまくやる」方法を策して己をごまかしていたような気がします。

外洋を走るクルーザーのレースは勝つことが目的ですから、少しでも速く人よりも走るために、無理をすることが必要になるんです。 私は昭和50年、沖縄海洋博開催を記念して行われたサンフランシスコ—沖縄間の太平洋単独横断レースに出場、2位以下に5日間以上の大差をつけて優勝しましたが、この時は15分間ずつ眠ってヨットを操作する、という無理をして勝ったのです。

レース後この話が公にされ、医者や学者の先生方は、

「不可能だ」

とおっしゃったそうですが、不可能かどうかを論じてもしようがありません。実際にそうやって誰よりも速くヨットを操ってレースを乗り切ったのですから。

もちろん想像を超えるほど厳しい試練であることは言うまでもありません。しかも、外洋では他人が救助してくれることはあてにはできません。

この、人をアテにできない、という要素が「開き直り」を養成し、 精神を鍛える理由なのではないかと思います。「決して他人に依 存しない」ということを身につけるには、外洋レースが最も効果的 なのではないかと、私は思うのです。

逮捕され、拘置所に閉じ込められ、ほとんどの自由を奪われて 罪人扱いをされているこの私を、弁護してくれる著名人の人たち を思い浮かべると、皆それぞれの世界で、

「我が道を行く」

スタイルを感じさせられるのです。各々の自分のジャンルの中で、 決まって個性的な地歩を固めていて、尚かつそのスタンスをより前 進させようと活発に動いている。その姿勢が共通しているように思 えます。

定見にとらわれず、固定概念や一般常識に惑わされずに自分の目、自分の頭で物を見据え、自分の体で行動する——それはたった1人で外洋を渡ろうとする時に、最も力を発揮する資質と言ってもいいでしょう。

最初にヨットスクールを思い立った時、私は、外洋レースこそが 人間を鍛える、と思い込んでいました。そして後に実際に、子供 の訓練をクルーザーで実施したのです。

ですが、この試みは見事に失敗してしまいました。

理由は色々と考えられます。いきなり子供に外洋というのは無理があったこともあるでしょう。しかし、最も大きな理由は、周囲が初めから「無理」と決めつけ、そうしたいわば冒険的、異端的なトレーニングを許そうとしなかった日本の環境が、訓練そのものを充分に実現させなかったということです。

多少とも外洋レース艇の要素を持ち込んで、その上、救助可能な岸近くでトレーニングするのにふさわしいヨットを目指して設計したのが、ヨットスクールの使用船「かざぐるま」です。

このスクール艇は、長さ約3.5m、幅は約1.3m。舳先(へさき)は鋭角的にとがっていますが、船尾の方はのっぺりと平面になっています。クサビ形をしていると言っていいでしょう。この艇の特徴はずんぐりとした船型にもかかわらず、初心者用のディンギーとしては、実に操作が難しいという点にあります。高さ5.2mの帆をあげると、風を受け、実に転覆しやすい構造になっている。正確な操作をスムーズにやらなければ、「かざぐるま」はいとも簡単に横転してしまうわけです。

習い始めだから、まだ初心者だからと、初めから甘い気持ちでいれば、上達が遅くなることはあっても、操作に関して真剣に取り組みやすくなるということはありません。何度でも海に落ちるがいい。ライフジャケットさえつけていれば、訓練生の子供が溺れてしまうことはないのです。どうせヨットに挑戦するなら、ヨットを操作し、風を読んで艇を走らせるとはどんなことか、厳しい状況で体に浸み込ませた方がいい。これが私の考えだったのです。

「戸塚ヨットスクール」を卒業し、ヨットの世界にのめり込むことによって登校拒否を克服し、その後外洋ヨットレースに出場するようになった子がいます。彼は中学時代は野球部に所属し、高校まではすんなり進学したのですが、高校に入ってからはクラブ活動を辞めてしまい、勉強にも身が入らなくなって生活はルーズになっていきました。次第に学校をズル体みするようになり、遂には典型的な"登校拒否児"になっていたのです。

東山洋一君という、その男の子は、ある日親に連れられて私たちの所へやって来ました。とりたてて運動神経がいいわけでもない、ここへやって来る他の子供と何の変わりもない子供だったと記憶しています。いや、それよりむしろ、ヨット技術の飲み込みは他の子供たちに後れをとっていた方だと思います。

その東山君が、私たちと一緒に訓練を始めてからわずか2年後の56年、サンフランシスコ―神戸間で行われた「第3回太平洋横断シングルハンド・ヨットレース」に出場し、見事52日間で完走、堂々5位に入賞するヨットマンに成長したのです。

東山君はこのレースの後で1冊の本を書いています。『太平洋にかけた青春』(舵社刊・海洋文庫シリーズ)というタイトルのこの著書は、登校拒否児だった東山君が、ヨット訓練と太平洋を横断するたった1人のレースを通じて、いかに燃え、いかに大きくなったかを記した貴重な青春の記録と言えます。その本の中から、少し引用してみましょう。

≪朝は6時に起こされ、朝食前に体力作りのための体操がある。 まず、砂浜でのランニング。それから7時過ぎまでのたっぷり1時間が、今までダラダラと生活してきた僕たちにとっては、"しごき"にも似た厳しい時間となる。筋力、持久力をつけるために、腕立て伏せを中心に、腹筋、背筋、屈伸、2人1組で足を持ってもらい手で階段を上下する運動など。そうとう身体に自信のある人でも、この1時間は厳しいなんていうものではないと思う。しかも、途中でくたぱってしまうと、コーチに叩かれ、蹴られ、泣きわめきながらでも終わりまでやらされるのである。 朝食後は、午前、午後とも海上でのヨットの練習である。(昼食の時間だけ上陸する。)しかし、海上でも、一体、ヨットに乗るために来ているのか、怒鳴られるために来ているのか、判断がつかないような状態。練習艇は、"かざぐるま"と呼ばれる1人乗り1枚帆のディンギーである。

しかし、生まれて初めてヨットに乗るのだから、当然、前に進むはずがない。おまけに風が強い日だったので、艇は何度も沈(チン = ヨットが横転すること)を繰り返す。今にして思えば、実際の風は順風だったのだが、その時は"強風"に感じた。もう死にものぐるいであった。

初めのうちは専任のコーチが 1 人ついて教えてくれるのだが、僕はどうしようもなく覚えが悪い。コーチに言われたことに"ハイ、ハイ"と頷くのだが、艇は意志通りに動かない。

"舵を放すな!"、"セール(帆)をよく見ろ!"、"周りを見ろ!"、"シート(セールを調整する綱)を引け!"、"ハイク・アウト(風で傾こうとする艇を、風上側に身体を乗り出して体重で抑えること)しる!"。

その他、色々のことを言われるのだが、蹴とぱされても、叩かれても、海へドポン!と落とされてもダメたった。毎日、身体のあちこちが痛かった。殴られたり、蹴とぱされたりした個所が、ズキン、ズキン。

無我夢中でやったシートの出し入れで、手の平はボロボロ。身体中がヒリヒリ。おまけに朝の体操でヒドイ筋肉痛。

「クッソー、なんてこった。思っていたのと全く様子が違うナー。イ テテテ、クッソー」というのが本音だった。参った、まいった。

練習が終わったアトは当然ズブ濡れ。となると、楽しみは、練習後のお風呂と食事。お風呂は冷えた身体を温めてくれる点ではとても良いのだが、ただ、あちこちの傷に熱いお湯がズキズキとしみてつらかった。食事は、自宅でブラブラしていた時に比べ、特に高級な物を食べさせてもらったわけではないが(むしろ、粗食に近い物なのに)、海面で散々にしごかれたアトだけに、それでもすごく美味く感じた。"食事がうまい"ということが、こんなに素晴らしいことだったとは! 改めて充実感のようなものを感じた。

就寝には特別の意味があった。

確かに、身も心もゆっくりできるという意味においては、時間も長いことだし、最高なのだが、しかし、その頃の僕は、夜眠る前に必ずあることを考えていた。

それは「どうか、明日という日が来ませんように!」ということだった。

なぜなら、夜がこのままズッと続けば、翌日の練習も無いわけだから…。そして早朝トレーニングも、ヨットのトレーニングも無くなるし……。今思えば、まるで子供のようなことを考えていた。しかし、朝は必ず来るし、厳しいトレーニングもまた必ずやって来た。≫

「ヨットでもやらせてみよう」と思い立った父親の提案に、興味を動かされた東山君が、我が「戸塚ヨットスクール」に入校した直後の頃の様子です。生やさしい状況でないことは、東山君の文章からも伝わると思います。

が、その厳しい訓練の中から、彼は次第にヨットに目覚め、新しい"目標"を見い出すようになります。どんなに大きな"夢"であろうと、本人がそれを"目標"に据えた瞬間、彼はもはや情緒障害からの脱皮の第一歩を踏み出したと言えるでしょう。目標を持つということは、人生が生きるに値すると知ることでもあるのです。

≪この年の9月から翌年の3月まで、∃ット・スクールでのトレーニングは続いた。

少しずつではあるが、ヨットの動かし方、ヨットと風の関係、ヨットと海との関係などが解りかけてきた。

頭で理解するというより、身体に叩き込まれ、身体が覚えてきた という方が正解がもしれない。

ヨットが、ある程度思うように動かせるようになってくると同時に、 戸塚校長から聞かされていた外洋レースに対する憧れが、ムクム クと頭をもたげてきた。この前、校長から話を聞いた時、別れ際に 校長が言われた言葉が気になっていた。

――「おまえもレースに出たいのなら、出してやるゾ」

そして、それは、どうしても抑えられない感情となっていった。一 方では、まだ、ヨット・スクールに入って1年間、やっとこさディンギ ーが動かせる程度の実力で、何を言っているか、という自分の声も聞こえた。 けれど、熱くこみ上げてくるような外洋レースへの思いは、実力のないことへの不安など、どこかへ吹き飛ばしてしまいそうだった。

1年前、何の目的も得られず、何をやってもつまらなく感じ、そして、その結果、高校への登校拒否というカタチでしか自分の存在を表現できなかったことを考えると、まさに、天と地、月とスッポン。我ながら、ヨットの奥の深さを思い知らされたような気がした。

1980年の冬、思い切って戸塚校長にその気持ちをぶつけてみた。

「太平洋横断シングルハンド・レースに参加したいのです――」 一瞬、大きく、とてつもなく大きく、人生の流れが変わったような気がした。何となく目頭まで熱くなった。

「本気で参加したいのか?」

「はい。参加させて下さい」

「よし、そんなに参加したいのなら、協力してやろう。しかし、太平洋を1人で渡って来るのは、東山、おまえなんだゾ」

「はい」

何かがドンドンと変わっていく。何かが、こみ上げてくる。

合宿所の外では、冬の北々西の冷たい季節風が吹き、木々は大きく揺れていた。その木も何か寒そうに見えたが、僕の心は、ホントに熱くなっていた。

しかし、レースに参加するには、莫大な資金が必要となる。スポンサーや乗る艇を探さなければならない。参加したいと言ってみたものの、僕にはアテが全く無い。が、この時の戸塚校長の"言葉"は絶大な響きを持っていた。僕には、そう感じられた。≫

獄中にいて、気がつくと考えているのは、いつも《人間》のことです。私たち《人間》は常に干渉し合い、依存し合って私たちの住む社会を作り上げています。が、情緒障害児と呼ばれる子供たちは、自分もその一員であるはずの社会から拒否され、弾き飛ばされ、自らも社会を拒否し、その中へ飛び込んで行こうとする意欲を失ってしまった《人間》なのです。

つまり、≪人間≫が≪人間≫を疎外している。

社会のせいだ、世の中が悪い、と言うのは簡単です。簡単だが、 それでは問題の解決にはならない。それではどうすればいいのか。

一個の≪人間≫として、他人に依存せずに自分の≪人間≫と しての存在を確立できるだけの力をつけることです。そこから社会 へ飛び込んで行けるだけの勇気も、意欲も湧いてくるはず。

獄中にいても、世の中の≪人間≫たちのことがよく見えます。手紙をくれる人たち。面会に来てくれる人たち。いや、私たちを不当に拘置している側の人でさえ、同じ≪人間≫なのです。むしろこうやって一日中、じっと動かずに、ただ目に映るものを観察するしかない境遇にあるからこそ、他人を、そして自分自身のことをじっくりと見据えることができるのかも知れません。

あまりにも長い間、狭い所に時間の流れから隔絶されて放っておかれると、ふと自分は本当に生きているのか、実際に存在しているのかどうか、信じられなくなる瞬間が訪れます。

今までやってきたことは、実は夢でも見ていたことじゃないのか。 今ここに、こんな狭い所に押し込められているのはウソじゃないか。 そんな気分に襲われたりもします。

手元にある資料をパラパラとめくると、ほんの数年前の出来事がよみがえってきますが、何だか随分昔のことのように思えてくるのです。名古屋地裁に提出された私たちの弁護団による「意見陳述書」の中に、私やコーチたちが直面していた、情緒障害児との現場を伝える個所が出てきました。そこから少々引用してみます。

≪① 例えば、戸塚∃ットスクールに中学3年生の男の子を預けたことがある母親の1人は、

「事故が続いても戸塚ヨットスクールを訪れる親が絶えないと聞きますが、その気持は本当によく分かるんです」と前置して次のように述べたという。

「小さい時からわがまま一杯に育てたせいか、いわゆる登校拒否になりましてね。もう、朝になるのが嫌でした。学校へ行きたくない、と部屋にこもったっきり出てこない。何とか引っ張り出しても、

今度はトイレの中にこもってしまう。トイレのドアを外側からぶち破ったこともしばしばでした。会社に行っている主人に電話をかけようとすると電話線を切ってしまう。揚句の果ては火をつけられたこともあったくらいです。もちろん暴力もありました。

もう、これ以上はどうしようもない。このままの状態が続けば、私が息子を殺すか、息子に私が殺されるか、どちらかだというところまで追い込まれました。それほどひどかったんです。死んでくれても構わない――正直言って、それぐらいの気持でした」

② また、ある父親は、最近次のように訴えている。

「中学に入った頃から、息子が登校拒否になり、家庭内で暴力もふるうようになった。児童相談所や神経科の医師、心理学者など、考えつくところには当たってみましたが、効果は、全くありませんでした。学校?とつくに見放されています。

そのうち、私は胃潰瘍になるし、女房はノイローゼですよ。完全に家庭崩壊の一歩手前です。それで、戸塚ヨットスクールに預けようと思いましたら、この騒ぎ。どうすればいいんでしょう?私や女房に悪いところがあれば認めます。しかし、そうこうしていくうちに息子は、どんどん悪くなっていくんです。1日も早く何とかしなければ、息子はダメになってしまう。

家の中はメチャクチャです。

どこに入れても治る見込みがないから、現実に治った子を持つ親が勧める戸塚ヨットスクールに頼るしか、方法がないんです。そうじゃありませんか。病気を治してくれるなら、正直言って、どこでもいい。どこか、いい所があったら教えて下さい」

③ 一男二女の末娘が、中学生の頃、万引きで補導されてから、 目に見えてワルになり、毎日、学校に出かけるふりをして遊び回り、 暴走族と付き合うようになってしまったと嘆く母親は、こう訴えてい る。

「戸塚をひどいところだと批判する人たちに私は聞いたんです。 暴走族の子供達と1度でも口をきいたことがありますか、非行少 女と言われる子が何を考え、どういうことをやっているか知っていま すか、と。 皆さん、そんなこと何も知らへんでしょう。そういう子を預かるというのはほんま大変なんです。子供たちを叩いたんがいけんと言うけれど、私かて、何度娘と取っ組み合いのケンカをやったか分かりません。いっそ、娘を殺して、みんなで死んでしまおうかしらと思ったことも1度や2度ではありません。

戸塚ヨットスクールが悪いかどうかとか、殴るのがええか悪いかなんて次元のことやない。その子が一生ダメなままで終わるか、それでも何とか立ち直るキッカケがつかめるか、その境目にいるということなんです。あの子がダメなままやったら、もう私は死んでも死にきれません。これは、世間の人が言うような"子捨て"や"無責任"やないんです。子を捨てられるくらいなら、そして、本当に無責任なら、もうとっくに投げ出しています。そんなこと誰ができますか......」》

さらに、もう1つの例が同じ陳述書の中にありました。この少年 のケースは、別の意味でも印象深いので引用しておきます。

《ここに、その間の実情を示す好例がある。昭和 57 年 6 月から 同年 11 月の末まで戸塚ヨットスクールにいた、16 歳のある少年 A君の例である。

この少年の母親は次のように述べている。

「この子は、小学校時代はごく当たり前の子供でした。友達も多く、どちらかといえば腕白坊主というタイプで、算数が得意でした。主人の体が弱いので、私が店に出てはいましたけど、夕食はいつも一緒にとるようにしていましたし、年に1度は旅行にも行っていました。1人息子ですから、できるだけのことはしました。かまい過ぎたのかもしれません。でも、けっして過保護には育てていませんし、溺愛したのでもないと思います。成績は中くらいでした」

ところが、A君は、中学に入ると、いわゆるツッパリグループと付き合うようになってしまい、2年生になると、登校拒否が始まり、6月になると、全く登校しなくなってしまったのである。

「登校拒否の原因は、息子の友達が私どもの家庭の悪口を言ったのがキッカケだったそうです。担任の先生も心配して、うちを訪

ねてくれましたけれど、息子は嫌がって"その敷居の内側に一歩でも入ってみろ"と言う始末でした。

私も困ってしまい、精神科の先生を訪ねたりしましたが、とにかく "本人を連れて来い"と言うぱかり。ひどい先生になると"腕ずくでも連れて来い。そうすれば入院させる"と言いながら、"薬を投与しても3年はかかりますよ。ま、このまま3年間放っておくのと大差はないな。3年たって、本人が鮨屋の小僧にでもなろうかと、言い出すのを待つしかないな"と言うんです。私は、どうしていいのか分かりませんでした!

A君は中学を卒業し、暴力をふるうようにもなった。しかし、母親が児童相談所に行くと、18歳までは、子供を預かるのがタテマエになっているのだが、A君は義務教育が終わっているからダメだと断られたのである。

心理学の先生、県の衛生センターの先生、誰もが具体的なアドバイスをしてくれなかったと言う。逆に、「もう子供を捨てなさい。 自分の子供と思わないことです」とケンもホロロ。

しかし、そうこうしているうちに、A君の家庭内暴力はエスカレートしていった。棒で両親を殴る。障子、ガラス、フスマなど跡形もなくなっていた。タンスの中からは、洋服を引っ張り出し、カッターナイフで切り裂く。そのナイフを持って、両親を追いかけ回す。

A君のこうした行動は夜ばかりだった。昼間はおとなしく、部屋に閉じこもったままで、夜になると親、祖母までがケガを負わされるようになり、このままでは殺されると思って、とうとう両親は家を出てしまった。A君だけがその家に残ったのである。

食事は、A君の寝ている間に、母親が冷蔵庫に入れに行っていたが、これでも"危険"になった。家の軒下のサオに、3食分の弁当をぶら下げることにしたという。

しかし、それでもA君は、自転車で食料を届けに来た母親の姿を見ると、追いかけてきて殴る蹴るの暴力をふるっていた。

「殺せるものなら殺したいとすら思いました。息子は、長い間陽に当たっていないので、顔は真っ白。太って、動きも鈍くなっていました。戸塚ヨットスクールのことは、2月にテレビを見ていたので、捜し回って、5月にやっと見つけました。2件の死亡事故のことも

知っていました。 でも"死んでも仕方ない。 イチかバチかだ"と思い、 迷いはありませんでした」≫

第五章 勝利の日まで(Ⅱ)

この少年のケースが、どうして印象深いのかと言うと、私と同じように不当に拘置されている1人である山口コーチが、後にこの少年のご両親の依頼で引き取りに行った時のことを文章にしていて、それが私の胸を熱くするからです。

私は拘置所に長い間起居しながら、私と同じ罪名で拘置され、 あくまで信念を曲げずに検察に対して徹底抗戦の姿勢を貫いて いるコーチたちのことを思うと、どうしても胸にこみあげてくるものを 禁じ得ません。山口コーチの手記を読んでみて下さい。

≪私はAコーチと共に、依頼を受けたその家に着いたのは午前 6時過ぎである。だからこの日は午前4時過ぎに目を覚まし、A コーチの迎えの車を待っていた。Aコーチはもっと早く起きたことに なる。

何故こんなに早く起きて目的地に着かなければならないかというと、第一に、先方が近所の眼を気遣うが為の対策と、寝込みを襲うと言えば乱暴な言い方だけど、本人が家庭内暴力等狂暴で手のつけられないと判断した場合だ。

ご多分に漏れず、この生徒も登校拒否、家庭内暴力で好き 放題振る舞っているらしく、当然私も緊張し、ひと筋縄ではいか ないことを予想した。

先ほど、「家に着いた」と書いたが、これは正確には家でなく事 務所兼工場である。

どういうことかと言うと、この家庭の本家は、この家の息子に占拠されてしまっており、祖母はじめ父母全員がこの事務所兼工場に避難してきているのである。

ならば息子の食事は自炊か、と思うのだけれど、母親が毎食届けており、顔を合わすと暴力を振るわれるので、軒先にこそっと置

いてくるという、全く信じられない話なのだ。こんな話を事務所兼工場の前の道路で話され、とりあえず行ってみようじゃないか、ということで、

「案内して下さい」

と言うと、

「道順を教えますから、あなた方で行って下さい」 と言う。相当恐怖感を持っているらしい。

仕方なく、我々2人で、教えられた通り、その家の前まで言ったのだけれど、さすが私もAコーチも、母親の異常な態度がただものではないので二の足を踏み、

「ここは身内の人に(息子に)話をして貰う方が得策じゃないか」 ということになった。

その家は、平屋建てで、立派な松も植わっており、玄関は閉まっていたが、その横の軽トラックをすり抜け、納屋の戸をそっと開ければ中へ入れるようであった。チラッと中を覗くと、旧家らしく土間など見えるのだけれど、茶ワンは散らかりっ放し、固まった飯粒は散乱、古新聞はそこいら中にこれも散乱していた。殺人現場の跡でもこうは乱れていないだろうという状態である。

事務所兼工場に戻り、我々の考えを言うと、母親は親戚の者に行ってもらうからと承諾したが、母親が来る気はこれっぽっちもないようであった。

親戚の人が来る前に「家」から息子が出かけると都合が悪いので、我々はすぐ「家」に戻ることにした。ところが家の前で待っていても、親戚の人はなかなか現われないので、2人は意を決して突撃(ホントそんな気持ち)することにし、私が先頭に立ち、納屋の戸から"こんにちは"と言っても返事がないので、茶ワン、固まった飯粒、新聞等の隙間をそろりそろりと進んで行った。

土間といい、奥にある部屋の散らかり具合といい、まるで幽霊屋敷。その奥の部屋に彼は寝ているようで、私は声を掛けようとした。すると突然彼は、フトンの傍においてあった新聞にくるまれていた柳刃包丁を抜き、むっくり起き上り身構えるのである。

私はびつくりして、後からそろりそろりついて来ていたAコーチを追い越し、一目散に逃げた。

何しろ以前にも包丁を持った生徒と対峙し、何ともしづらかった 経験が2度程あるので、こっちも必死である。

彼は追い掛けてくる様子はなかったが、ふと自分の足元を見るとゾウリが片方脱げていた。

包丁くらいで逃げていては何とも締まらない話だけれど、こんな 事で命を落したくない。

そうこうしている内、親戚の人が来たが、彼を説得してくれる様 子がない。

児童の保護者は義務教育期間中は就学させる義務を負っているのだから、そのように育てなかった親、又は登校拒否するのは保護者の責任だ、と言うのは簡単だけれど、ここまでになった子供を、それでも親の責任で就学させろ、それが義務だ、と言えるだろうか?

そして、その時親は「国、地方公共団体」のどこへ協力を求め ればいいのだろう。

協議の結果、実力行使しかないということで、玄関の前に我々の車を横付けすることになった。もし暴れても近所への迷惑は最小限に抑えようという考えだ。

その親戚の人は、玄関横の軽トラックを移動させようと車に乗り 込み、エンジンをかけると、例の息子が急に飛び出して来た。しか も手にバットを持っているではないか。彼は何を思ったか親戚の叔 父さんめがけて、つまり軽トラックのフロントガラスめがけてバットを 一振り、私はやぱいと思ったが、なんの手段もなく、しかし、フロン トガラスは割れず、今度は叔父さんが彼をめがけて車を前進させ たのである。何ともすさまじい光景であった。

そんな攻防が済むと、彼は傍に居た私達めがけて追いかけて来る。ここは取りあえず退散とばかり、我々の車の方に逃げたのだが、彼はバットをその車のボンネットに思いきり叩きつけて行くと、又、 叔父さんを追い回したのである。

私は、Aコーチに、彼の容貌、態度からして、我々のヨットスクールで到底扱えるタイプじゃないんじゃないか、スクールで問題を起こされてはたまらんから、気の毒だけどお断りしよう、と進言した。

しかし私より遥かにスクールでの経験が長いAコーチは、このような子供こそどうにかしてやらなければならない、といった態度で腕組みをし、じっと考えていたが、その結論を出さずじまいで30分ばかり過ぎた。

もうこの時間になると、普通なら学生は、それぞれ学校へ通い 出す頃だろう。私の目の前にも、学生がうさん臭そうな眼差しを 向けて通り過ぎてゆく。しかし今ここでバットを振り下ろした若者は

時間が経つと、親戚の人達が何人も集まって来て、彼の行く先を捜しておられた。そしてまた何分がすると、本人は裏から家に入ったらしく、親戚の人は盛んに説得しているようであった。

我々も家に入りその話の内容を聞いていると、盛んに父母に対する不満を言っているらしく、アイツ等が悪い、ヨットスクールなど行かないと1人、駄々をこねている様子で、これではいつまで話していても埒(らち)があかない事を、親戚の代表者のような方にそっと耳打ちをし、強制的にでも連れて行くことの了解を得て、コーチ2人ですばやく両手を押さえ、車まで連れて来た。そして車に乗せたのである。

この間、御両親は、初めから最後まで顔を見せなかった。それ程、意思の疎通を欠いていたのだろう。何とも寂しい限りだ。親を責められるだろうか?(中略)

車に乗せ、落ち着いた彼に、「なんで包丁なんか向けるんだ!」 と聞くと、彼は、

「泥棒だと思ったからです」

なるほど「こんにちは」と言ったきり静かに侵入して行ったので、こ ちらも迂闊(うかつ)ではあった。

しかし、寝間のすぐ横にいつでも取り出せるよう刃物を置いてお くというのは、異常としか言いようがない。世相不安な「侍(さむらい)」の時代ではないのだから。気の毒に思っても仕方がないのだ が、彼は登校拒否、家庭内暴力を起こしていることで、社会から 隔絶された「自分」というものを1番よく知っており、そこへ侵入す るありとあらゆるものを排斥しようと過敏になり、このような不必要 な防備をするのだろう。無残としか言いようがない。

彼はスクールへ来てからは、最初とまどい気味であったが徐々に やる気を見せ、ヨットも、体操もこなし、下膨した顔、締まりのない 体も締まりを見せ、同程度の高校生と並べても見劣りしないくら いになった。

私は彼がバットを持って暴れている顔を見て、Aコーチに、「スクールで問題を起こされてはたまらんからお断りしよう」と恐しくなって言ったが、即断せず、腕組みをして考えていたAコーチが仏様のように思えた。≫

私同様、コーチたちもここ名古屋拘置所で痛めつけられています。「戸塚ヨットスクール」は、自慢じゃありませんが、職員にとって、まことに劣悪な労働条件であったと言わざるを得ません。家族にも満足に会えない。自分の勤めている所がマスコミの集中砲火を浴びて非難される。預かっている子供たちは暴れ回る。その後始末をしに、毎日あちこちを謝って歩かねばならない。スクールから逃げ出した子供たちが自転車や食べ物、装飾品を盗んだりするのは日常茶飯事だったのです。

中には自動車泥棒をやってのけたり、空屋に逃げ込んで隠れているうちに畳の上で焚火をしてボヤ騒ぎを起こした子供までいるんです。山の中に逃げて行って何日も下りて来ない者、人質をとって家の中にたてこもる者、警察に保護を求めてウソ八百を並べる者、自殺を企てる者......。

こうした子供たちがいることが発覚すると、"世間"は決まって子供たちを思いっきり"温かい"手で迎えてやろうとします。子供の言い分を1から10まで信用して、私たちが虐待し、いじめ、どうしようもないところまで子供を追い込んだから、子供が耐え切れなくなって逃亡したのだと思い込んでしまうのです。その結果、私たちはサディスティックな狂った集団にされ、そこへ子供を送り込んだ親は情け無用の悪人呼ばわりをされてしまう。しかし、"世間"とその代表者たる教育者・評論家は、子供を本気で直す意志も能力もない。ただ「愛の教育」という新しい精神主義を、無批判に信奉

しているだけです。若者を戦場にかりたてていった大和魂と、同質 のものに過ぎません。

こんなことがしょっちゅう起こっていたのです。このアホらしい大騒ぎに、コーチたちが耐えているのは、情緒障害の子供たちの悲惨さを身をもって知り、それを確かに直すことができるんだという自信に裏打ちされていたからだと思うのです。

また、事実、私たちは何人もの情緒障害児たちを立ち直らせて きたのです。実績があるんです。

ところが、警察や検察は、そのコーチたちに向かって、

「君たちのやっていたことは初めから犯罪だったのだ」

と言うのです。

「問題児は公的な機関や施設に任せておけばいいのだ。 君たちがしゃしゃり出ることはない。 そんなところに出しゃぱるからこういうことになるんだ」

などと言い放ったりするのです。もとより、警察や検察の連中にとって、情緒障害児の問題など、どうでもいいことなのでしょう。

更にはこんなことも言ってのけたそうです。

「君たちは大した罪にはならないよ。主謀者はトツカだ。あいつは 君たちを見捨てたらしいよ。弁護料も払わないと言ってる。なのに トツカが黙否を続けているから拘置が長くなるし、罪も重くなるん だ。まあ 10 年間は保釈はないだろうな。君たちはだまされている んだから、ちゃんとした供述書を早く作って、サッサと出たらどうか ね」

検察に都合のいい"調書"を作るために、彼らはどんなことでもデッチ上げるつもりのようです。

しかし、コーチたちはひるみません。一緒に情緒障害児に向かい合った私たちは、同じ1つの想いでつながれているからです。

この子たちは立ち直れる――。

その熱い想いが続く以上、私たちの"闘い"は終わることがありません。

2年以上もの拘置生活を、頼んでできるものではありません。 私は本当に、この拘置所のどこか、同じ屋根の下にいるコーチたちのことを思うと、胸が熱くなり、また山口コーチが書いていたのと同じように、彼らのことが仏様のように思えてくるのです。

* * *

私が逮捕されて2年目にあたる今年の6月12日から13日にかけて、名古屋の各テレビ局は一斉に私たちの長期拘置について取り上げたようです。その中の1つ、中京TVの記者と名古屋地裁の加藤次席検事のやりとりを抄録してみましょう。

<記者> 検察側の執ような質問によって、(スクールの元訓練生が)間違った証言をしていた可能性があることが、戸塚弁護側によって示されました。弁護側はこの例が示すように、検察側が握っている証拠の中には、戸塚校長らにとって有利になるものが多いとして証拠の公開を強く要請、併せてすぐにも保釈すべきであると求めています。

<加藤検事> 変な論文みたいなものを外へ流したり、あるいはこのオ、裁判になるとですね、応援団のような者が来て旗を裁判所の前に出したりですね、こういうような行動はですね、結局、関係人に対して、証人となるような人に対して圧力をかけ

お分かりかと思うが、どうも記者の訊きたいところと検事の答えが 噛み合っていないのです。とにかく「傷害致死」という罪名で起訴 してしまった検察は、今となっては面子にかけても態度は変えられ ないということでしょう。更にまた、加藤検事は自分たちが保釈を 決定するのが当たり前と思っているようです。こうした独善の支配 こそが、日本の裁判の実態なのです。

また、後援会の方が裁判所の前で旗を立て始めたのは、今年になってからのことなのです。それ以前は旗など持ち出しはしなかった。それなのに「旗を立てるから保釈しない」というのはおかしい。第一、旗を立てたから"証拠隠滅"のおそれが出てくるというのは一体どういうわけなのか?

それから、私の「へんな論文」がなぜ証拠隠滅になるのか。検察の気に入らないことをする奴、言い替えれば、検察官に手柄を立てさせず、官僚としての検察官の出世を遅れさせる奴は拘置所

から出してやらない。加藤検事はそう言っているのです。これが日本の検事の素顔であり、本音であります。自分たちが傷害致死と言えば傷害致死なのだ、というおごりが当然のことになっている。 保釈しないのが"原則"などとは刑訴法のどこに書いてあるのか。 彼らがいかに無理な起訴をし、いかに無理な拘置を続けているか、ということを、加藤検事が自供してしまっているのです。こちらがまともに話をしようとしても到底無理なことが分かると思います。

今年になって、後援会の役員が総入れ替えされ、役員は全て スクール訓練生の父兄の方になりました。会長は矢野道子さん です。

旗を立てるようになったのも彼女の考えですし、他にどう配りや 広報活動に力を入れて頂いているわけです。ところが、最近、彼 女の勤めていた会社が倒産してしまったというニュースが入りまし た。

その後で矢野さんが面会に来てくれました。その時、彼女はこう言ったのです。

「これで後援会の活動に專念できる」

私はその言葉を聞いて、思わず胸に熱いものがこみ上げてきま した。

矢野さんに限らずに、私たちのスクールに我が子を預けた父兄の方々が、今も大勢捕われの私たちを応援してくれています。私はその温かい支援の手を、これ以上ないほどにありがたいと感じながら、同時に大きな責任感を覚え、また強い自信が湧いてくるのを感じもします。

負けられない!

ここでギブアップしてしまっては、絶対にいけない。私にはまだまだ やらなくちゃならない仕事があると、痛いほどその気持ちを強くする のです。

情緒障害児問題は、私たちの裁判とは関わりなく、今現在も 日本中で進行中の重大な問題です。私がこれからやらなけれぱ ならないと考えていることの1つは、ある種の"動物実験"です。 私が掲げている仮説「脳幹論」に基づき、脳幹機能を刺激し、 トレーニングすることによって「精神力の強い」ネズミを作る実験を 考えているわけです。これによって、脳幹が情緒障害との相関関 係を持っていることが証明されれば、より広範な規模での情緒障 害についての研究が進められるようになるでしょう。

もちろん、このような実験の成果は、10年15年と長い、地道な努力がなければ得られるものではありません。しかし、誰かがやり始めなければ、いつまで経っても「情緒障害」という病気は、どんなカウンセラーにも、どんな医者にも原因のハッキリしない"不治の病"のままなのです。このような長期的な計画のためにも、私にとって「後援会」の存在は、何より力強い味方だと思います。

後援会の父兄の皆さん、弁護してくれる著名人の方たち、そして全国の支援者の皆さん、これまで私がヨットを通じて色々なことを教わった先輩たち、美浜町にスクールを作ってから、私たちの活動を温かく見守ってきてくれた地元の方々、無料で整体を引き受けてくれた松本先生、食事や風呂のことで甘えっ放しの旅館「角屋」の岩本さんご夫妻、好意的に、客観的に私たちの活動を観察し、報道してくれたシャーナリストの人たち、そしてコーチたちとその家族の方々、妻の幸子、私が感謝してやまない人たちは大勢います。あなた方の温かい支援があるから、私は何度も励まされ、くじけずにやってこられた。また、これからもやっていけるのだと思います。

しかし、何よりも私の気持ちを動かし、使命感を燃やしてくれる のは、他ならぬ訓練生たちです。

卒業生から獄中の私に時々手紙が送られてきます。その1通 を紹介してみましょう。

「お元気ですか?私は元気で働いています。仕事にはだいぶ慣れましたが、慣れた分だけどんどん嫌な仕事が増えていくみたいです。従業員の間の問題とか......。

でも仕方ないんですよね、どこでも同じだもの......。よくヨットスクールにいた時のことを思い出します。ヨットスクールにいた時の方が楽しかったなぁーなんて、勝手なことを思う時もあります。甘えてるんでしょうけど、寂しくて寂しくて仕方ありません。

それでも甘えてなんかいられませんよネ! ヨットスクール根性で 頑張らねば!!」

もちろん、卒業生や、その父兄からの手紙は、こういう内容のも のぱかりではありません。

途中でスクールを逃げ出し、そのまま家に閉じこもり、あるいはまた元の非行グループとつき合い始め、以前と変わらないか、それよりももっとひどい状態になってしまったという報告が綴られている手紙も届きます。

私には今、その子供たちを直接、もう1度預かって直してあげたい気持ちで一杯です。

その気持ちは前にも増して、より一層強くなるばかりです。ですが、ご承知のように、私は捕われの身。この身を焦がすような想いで、私は私の"闘い"を続けていかなければなりません。

しかしながら、私たちの元を巣立って行った卒業生が大勢いること。そして、これからも「戸塚ヨットスクール」へ入り、私たちと一緒に"やり直したい"と思っている子供たち、父兄たちがいることを、体で感じます。

そのことが消えてしまわないうちは、私がどんな境遇にいるにせよ、 それでも私が直す!と叫ばないではいられないのです。

それでも私が直す!

これが私の心からのメッセージです。

[編集注記]

本書編集上の経緯について若干の注記を致します。

あらためて記すまでもなく、著者戸塚宏氏は長期拘置中の身であり、様々な基本的人権を制限されております。表現・通信の自由についても同様であります。手紙、面会の形でしか著者と交通できず、それには厳格な検閲が伴います。

こうした条件下で、本書は主要には手紙のやりとりと原稿の宅 下げという手順を踏んで編集されました。

本書に収録された原稿量の2倍ほどの原稿が編集部に届き、 それが再構成と一部文章の整理を経て、初校ゲラとして作成されました。このゲラに、差し入れ、宅下げという手順を通して著者の手直しが加えられました。

さらに再校ゲラについては、著者の手紙による指示を受けて手 直しされ、決定稿の完成を見た次第です。

先に述べたように煩瑣な手続を経たため、当初の出版予定よりも大変に遅れた出版となりましたが、ようやく著者の痛切な声が公のものとなったことを、著者とともに喜びたいと思います。

本書が成るにあたって尽力を惜しまれなかった戸塚幸子氏、飯田康之氏、戸塚ヨットスクール関係者各位に心からお礼申し上げます。

飛鳥新社 出版部

資料 I 意見陳述書 (I)

≪資料Ⅰ≫

意見陳述書

被告人 戸塚宏外八名

上記の者らに対する御庁昭和 58 年(わ)第 1018 号傷害致死等被告事件に関する弁護人らの意見は、次のとおりである昭和 58 年 12 月 23 日

弁護人 青木俊二

伊神喜弘

今 井 安 榮

加藤 豊

服 部 優

細井土夫

山本秀師

名古屋地方裁判所刑事第四部 御中

被告事件に関する弁護人の意見

目次

はじめに 戸塚ヨットスクール刑事事件をめぐる総括的問題点

第一 適正手続の原則を踏みはずした強権的捜査批判

___(その 1)____

第二 同上—(その2)—

第三 検察官の嫌疑の実体形成過程における問題

第四 本件公判における検察官の姿勢について

---証拠開示の問題点など---

第五 本件公判審理の在り方について

---マスコミ報道との関連も含めて---

第六 本件の社会的性質とその背景

第七 おわりに

被告事件に関する弁護人の意見

はじめに

一 昭和 58 年 5 月 26 日、戸塚ヨットスクールの可児コーチ外 5 名が、暴走族に対する傷害不法逮捕罪等で愛知県警察本部の指揮のもと半田警察署に逮捕された。この時をもって嵐とも言うべき一連の捜査が始まった。

警察からの弁護人への連絡を受け、弁護活動を開始し、戸塚ヨットスクール河和合宿所へ駈けつけた弁護人の見たものは、合宿所の周囲を包囲している驚くほどの多数の報道陣であり、入口を閉め、屋外には生徒もコーチも1人も見られない合宿所の姿であった。中に入ると、黙々と現場検証を続けている県警鑑識課の警察官や逮捕されなかったコーチらが思い思いに動いている一方、あたりの状況とは無関係に何かを思いつめたようにうつむいて椅子に座っている2人の母親の存在が異様であった。合宿所1階フロアーを見据え、血痕反応を調べている鑑識係員の姿は、あたかも殺人事件の現場検証のようであり、周辺は立入禁止の札が立てられ警察官以外は排除され、緊張した雰囲気に包まれている様子を想像させるものである。しかるに、コーチらが移動している中で、じっとして動かず時々何やらコーチに事情でも説明していると思われる母親の姿を見ると、弁護人は、少し前に可児コーチらが逮捕されたという事実は何もなかったかのようであり、いつものように戸塚ヨットスクールが活動を続けているかのごとき錯覚にとらわれた。

親は、自分の子供を戸塚ヨットスクールへ入校させようと依頼に来て交渉しているところであったのである。コーチらが6名も逮捕され、機能停止となり、少し前には機動隊や警察車が合宿所をとりまき、報道陣でごった返していたであろう戸塚ヨットスクールの合宿所において、いちはやく我が子を合宿所から連れて帰るというのではなく、その反対になお子供を入校させようとしている母親の姿は、今日の情緒障害児と呼ばれる子供たちを取り巻く深刻な状況を象徴しているかのようであった。

マスコミは、コーチらの逮捕以前からの報道に一層の拍車をかけ「暴走族をリンチ」とセンセーショナルに報道をはじめ、新聞紙面からは 戸塚ヨットスクールの字が見られない日がない程連日、警察の捜査姿勢とあたかも軌を一にして戸塚ヨットスクール批判をし続けたのであった。

警察は、延べ1万3千人にのぼる捜査員を動員し、捜査範囲も33都道府県に広げ、事情聴取した参考人や被害者は合計約300人に達し、証拠物件など570点、供述調書や捜査報告書を積みあげると約7mの高さになるほどの大捜査を行ない、最終段階

で検察庁は境野コーチを逮捕し、戸塚ヨットスクールを壊滅させ、警察において同年 11 月 14 日、検察庁において 12 月 14 日、約半年に渡った一連の戸塚ヨットスクール関係事件の捜査を終えた。暑い夏を経て捜査の嵐は去った。

検察・警察の捜査により、一体何が解決したであろうか。可児コーチらが逮捕されたあの日、肩を丸めうつむきながら何度も何度も頭を下げながら話をしていた2人の母親の子供たちはどうなったであろうか。母親と子供のいる、あの家庭はどうなったであろうか。閉鎖を余儀なくさせられた戸塚ヨットスクールの後に残った訓練生たちは、その後情緒障害から立ち直れたのであろうか。戸塚ヨットスクールの一連の捜査を契機として、全国の情緒障害の子供たちに救済の手はさしのべられたであろうか。県や市の情緒障害児の問題に取り組む公共機関などは、果して有効な方策を見い出し情緒障害児問題に回答を出したであろうか。

警察・検察の強制捜査による治安的解決は、情緒障害児をめぐる根本問題に何らの解決を生み出すことはなく、かえって問題の解決を複雑にしてしまった。そればかりか戸塚被告人らを刑事被告人の座に無理やり据えつける新たな事態をもたらしたのであった。

戸塚ヨットスクールは、登校拒否などの情緒障害児を対象としたヨット訓練を行ない多くの成果をあげてきた。その間、見学裕次君、吉川幸嗣君など訓練生が死亡する不幸な出来事も生じた。そして、戸塚ヨットスクールの情緒障害児へのヨット訓練をめぐり評価が大きく2つに分かれた。批判がある一方で警察において、コーチらが子供たちを家庭に迎えに行った際には、パトカーで警察官が出向き子供を戸塚ヨットスクールへ連れていく手助けを何度もしたり、親が警察に子供のことを相談すると戸塚ヨットスクールを紹介したり、県や市の教育委員会その他公共機関からの戸塚宏氏に対する講演依頼が数多くあったり、裁判所の刑事事件でも被告人が戸塚ヨットスクールで訓練を受けることをもって有利な結論を出したりしたことがあるなど、戸塚ヨットスクールへの評価が見られる多くの例があった。

このように、戸塚ヨットスクールに対する世間の評価が二分しているような状況のもとで、戸塚宏氏らを刑事被告人として、即ち、法に触れた犯罪者として断じてしまったことに完全な正当性を見出しえるであろうか。延べ1万3千人にのぼる捜査員によって収集した証拠物牛など570点、約7mに及ぶ供述調書等は、果して万人を納得せしめる適格性を有しているであろうか。そのためには、あらゆる人々の批判にさらされ投げかけられた批判に耐える証拠があって、はじめて戸塚宏氏らを断罪しうることは言うまでもないことである。

そうでなければ、刑事被告人の座に戸塚宏氏らを据えたこと自身も批難されなければならないことになる。もしそうなれば、警察・検察が行なった長期の大捜査がいったい何のためだったのか逆に問われなければならないであろう。

二 戸塚ヨットスクールをめぐる一連の刑事被告事件は稀に見る特異性を有している。

第1に、警察・検察は捜査の過程において戸塚ヨットスクールという個人の私的集団を暴力的体質、犯罪的存在と決めつけ、その 社会的存在を抹殺してしまったこと。 第2に、公判において、警察・検察の大捜査の中で収集された膨大な量の証拠資料について戸塚被告人らに有利な証拠はもちろんのこと全証拠について、被告弁護側は捜査の適法性に充分な検討を加える機会が検察官によって奪われていること、ひいては防禦権の行使ができないことである。即ち、裁判所・検察庁・弁護士会の法曹三者による、第一審強化方策地方協議会での合意事項である、遅くとも公判期日の1週間前位を目処に弁護人が証拠書類を閲覧・謄写をなしうるように書類の整理に努力する旨、および全証拠が弁護人に事前に開示されている現在の刑事裁判の形態を無視し、被皆人調書、参考人調書など有罪立証に欠かせない重要書類を検察官は開示しようとせず、刑事裁判における当事者間における武器対等の原則を尊重しようとしないため被告弁護人らは、捜査段階と同様、なす術がないことである。

そして第3に、検察官の公判における方針は、被告人ら全員を有罪判決に持ち込むことを至上命題とし、そのために被告弁護側に 防禦の機会を与えず不意打ち的な立証を狙っていること、即ち起訴状記載の特定を欠くことにより争点を不明確にし漠然とさせた上で 立証活動を行ない、被告弁護側には意識的な防禦をさせる機会を奪って実体形成を行ない有罪を獲得しようと考えられることである。

第1の点については、捜査の過程で私的集団の社会的存在を抹殺することは捜査権限を逸脱したものと言わざるを得ない。とりわけコーチらの逮捕は何段階かに分けて徐々に逮捕の必要性理由を欠くコーチをも逮捕し、最終的に全コーチを逮捕してしまったことである。戸塚被告人らを逮捕した段階以降、加藤忠志コーチらは大きく制約はされたものの通常のヨット訓練活動を続けていたものであり、他方警察・検察の捜査活動にも何らの支障を生じさせることはしなかったにもかかわらず、警察・検察は順次コーチらの逮捕を続けた。加藤忠志コーチ以降の逮捕では、コーチらの逮捕によりただちに戸塚ヨットスクールの存続が困難となり、しかも多くの訓練生が合宿所で共同生活を送ることができず混乱状態になることが前から問題とされていたはずである。戸塚ヨットスクールつぶしを狙った逮捕が続けられたと言わざるを得ず、特に加藤、小杉コーチらが起訴後保釈になっている事実は、そもそも逮捕しなくとも任意の取調べで充分たりることを物語っていると思われる。このように個人の私的集団に対し暴力体質・犯罪的存在などという一定の反社会性を示すレッテルを貼りつけ、捜査の名目でその存在を抹殺することは、異端の排除・抹殺という社会防衛論を実行するものであって、もはや犯罪捜査という警察・検察の権能には認められない、許されないものである。また被告人らの関係で言えば、自らのよってたつ社会的活動の場を完全に奪われたという心理的重圧感は、はかりしれないものがある。こうした、重圧感のもとでの被疑者取調、公判活動は大きな問題である。

第2、第3については、後に改めて詳論するところであるのでここでは、このように検察の証拠開示を固く拒む態度は突然の検察官の証人申請、それに対する被告弁護側の反論準備などどうしてもある程度時間を要することになり訴訟の遅延をもたらすものであって、一方で検察官が公判審理を月3回全日開廷と求めている態度と矛盾するばかりか、証拠不開示によりえん罪の危険性も感じられるのであり、そもそも公益の代表者という検察官の存在理念そのものと相容れないものであることを付言するにとどめる。

何よりも本件は、現代社会の複雑化、荒廃化の中で、ここ近年急激に急増した登校拒否、校内暴力、家庭内暴力などの問題を 持った悩める子供たちに、立ち向った一私的グループが一方的に犯罪者と断罪されようとしている事件である。被告人の数、公訴事実 の数、内容における複雑さと相まって、大規模な事件でもある。 被告人らの刑事責任を問うことは同時に社会構造の在り方を問うことにもなる二面性、立体性を有している大事件であると言うべきである。

今、ここに、全国民の注視する中で近代刑法理論の基本原則、刑事訴訟法の原則に削った審理を通じ、後世における批判に耐える刑事司法における正義が実現されなければならないと考える。

以下、戸塚ヨットスクール刑事事件の捜査における証拠収集活動全般に関することから述べることとする。

第一 適正手続の原則を踏みはずした強権的捜査批判

(その1)

一 捜査における適正手続とは何か

刑事訴訟法における捜査は、任意捜査が原則である。それは憲法上の原則でもあり、身柄の拘束は最少限に止められなければならないのである。身柄を拘束された場合は、ただちにその理由が告げられ、弁護人の選任が保障されなければならない。 身柄の拘束場所は、裁判所の勾留裁判があった以降は拘置所に勾留されることが原則であって、警察留置場に勾留されることはない。 被疑者と弁護人との接見は十分に行なわれるべきことは言うまでもなく、その上で捜査官は、被疑者の弁解を充分に聞きながら取調べを行なうのであって、自白の獲得が自己目的化されるべきではない。 証拠収集は、自白よりも科学的物的証拠によるべきである。

_

1 「いわゆる暴走族事件」における逮捕の問題点

「いわゆる暴走族事件」について可児コーチら6名が半田警察署に傷害罪等で逮捕された。同時に、暴走族の少年も3名が兇器 準備集合罪で逮捕され、表面的には喧嘩両成敗的な強制捜査であったが、捜査の主力は戸塚ヨットスクールのコーチらにあったのは 言うまでもなく、その後も事態はコーチらの連続逮捕へと連なっていっている。翻って考えるに、そもそも可児コーチらの逮捕が必要であっ たか疑問である。当時すでに小川真人君の事件では捜査が始まっており、事件の重大性から言えば、いわゆる暴走族事件の比ではない。小川真人君事件は、コーチらへの任意出頭が求められ、すでにコーチの中には半田警察署へ出頭した者もあり、また訓練生に対する事情聴取についても取調べは進行していた状況であった。この事件も戸塚ヨットスクール内の、しかも常に複数の人々の存在する中での事件であるから法律的には共謀が当然に問題となるのである。

この事件が任意捜査で進行していたのは、戸塚宏ら全関係者に罪証隠滅、逃亡などのおそれなどなかったからである。しかるに事件 発生後 1ヶ月程経過していきなりより軽微である「いわゆる暴走族事件」で強制捜査に踏みきる理由はどこにもないのである。任意捜査で充分たりたはずである。

戸塚ヨットスクール 74 / 118 「獄中記」

あえて強制逮捕に踏み切ったのは「いわゆる暴走族事件」へのマスコミの攻撃と相まって、一挙に小川真人君事件を刑事事件として 固めようとする警察・検察の姿勢の転換があったと言わざるを得ない。実質的には、小川真人君事件を警察的に処理するための別件 的逮捕であったと言うぺきである。ここに警察的には解決すべきでない問題をあえて警察的に対応しようとした誤まりがある。後の小川 真人君事件は、案の定、勾留期間が切れない間に引き続いて逮捕し、同時に戸塚被告人らにも及んだのである。小川真人君事件 の取調べは、法律上容認されている期間の2倍の身柄拘束時間で心理的に追い込まれている被告人らに自白を求めたもので問題 であろう。

2 その後の戸塚宏氏らの逮捕の問題点

(1) 昭和 58年6月13日、戸塚宏氏が東京で逮捕された。「いわゆる暴走族事件」で可児コーチらがすでに逮捕された以降、戸塚宏氏は訓練生への指導を行なう一方、多くの講演依頼を受けて全国各地で講演をしたりなど、以前と変わらぬ行動を続けていたところ、東京でいきなり逮捕され手錠をかけられ新幹線で護送され半田警察署へ引致された。戸塚被告人は、公衆の中を複数の捜査員に取り囲まれて連行されたが、あたかも全国指名手配された強盗殺人犯人の逮捕劇と似ているものがあった。

逮捕の前に戸塚被告人が半田署からの呼び出しを受けたことはなかった。もし、半田警察署が任意出頭の方法を講じたならぱ戸塚 被告人は、講演などで合宿所や自宅を離れることなく出頭に応じていたことは間違いないことである。実際、これまで見学裕次君事件、 吉川幸嗣君事件では自ら警察・検察庁へ何度も出頭し、取調べを受け終了していたのであった。

捜査機関も、全関係者に対し任意捜査に終始していたのであった。小川真人君事件についても同様であろう。任意捜査に徹することに支障はなかったはずである。しかるに一片の呼び出しもなく、かつ逃亡中でもないのにわざわざ東京で逮捕したのは必要性を欠くものであって不当である。仮りに逮捕するにしても自宅や合宿所にいる時に可能であったはずである。連行の方法も工夫できたはずである。

加藤忠志コーチの時は手錠なしに連行されていたのであった。

このように、さらしものにして大捕物劇を演じるかのような強制捜査はプライバシーを著しく踏みにじったものであり、かつ任意捜査の原則からはずれたもので、実質上違法性を帯びるものである。

(2) 境野コーチは、吉川幸嗣君事件のみで逮捕された。しかも、同コーチの逮捕をもって全コーチが逮捕されることとなり、戸塚ヨットスクールが存続不可能となる時になされたのである。

境野コーチは、すでに吉川幸嗣君事件については警察・検察の取調べを受け終了していたのである。しかも見学裕次・吉川幸嗣君の両事件の終局処分について検察官会同では前者を不起訴処分とし、後者を結論保留とした。そして、吉川幸嗣君事件についてはその後2年間余、コーチや訓練生に対する捜査を引き続き継続した様子は見られず、実質上は空白期間が経過していたのである。しかるに、いわゆる暴走族事件・小川真人君事件などによるコーチらの逮捕に伴ない刑事事件として立件できるものは逮捕するかのよう

にして逮捕されたのが境野コーチであった。逮捕の理由も必要もない逮捕である。実際、境野コーチが黙秘権を行使していても、既に 以前から供述調書ができあがっていたから逮捕による被疑者の自己防衛として認められている唯一の黙秘権が何の意味も持ちえない 逮捕であった。

境野コーチの逮捕は当初から供述を得る必要性がないもので身柄を拘束するだけの意味しかなく、その結果戸塚ヨットスクールの機能停止を意図としたものであることが却って明白となっている。しかも空白期間を2年おいた後、急遽、証拠を新たに作り公判請求を行なったことは公正な捜査を経ずしてなしたもので公訴権の濫用にあたるものであろう。

3 分散留置による取調べ

いわゆる暴走族事件の逮捕と共にコーチらは半田署を中心に分散留置された。碧南署、東海署、常滑署、そして県警本部、遠くなると刈谷署などに留置された。更に、加藤忠志コーチらが逮捕されると江南警察署にまで留置された。 起訴後は、戸塚被告人を除く全コーチが中村警察署、北、熱田、西、南署など代用監獄に留置され、しかも起訴後は再び留置場所を警察署から別の警察署へ移監させるなどされた。

このように、愛知県の広範囲に渡って分散留置された結果として、弁護人の捜査弁護活動は著しく制約された。名古屋を中心として仕事をしている弁護人らにとっては、1人の被疑者に接見するのにも大変な労力を費すのに、このように広域に渡る分散留置のため実質上は弁護活動が著しく困難とならざるを得なかった。

警察・検察にとってもわざわざ江南署や常滑署まで大量の証拠書類や証拠物を運搬し取調べを行なう必要はないのであった。それにもかかわらず分散留置を行なった目的は、コーチらを分散留置させ、弁護人との接見を著しく困難とさせた上、心理的に孤立状態に追い込み自白を求めようとしたところにあると言える。現実に取調べ警察から孤立状態のもとでいかに自白を求められようとしたかは被告人らが口々に訴えたところである。

4 長期勾留に対する被疑者の人権

戸塚被告人外のコーチは、逮捕後約 150 日間余に及ぶ身柄の拘束を受け、中には3 度に渡って逮捕されている被告人も多い。

裁判所は、検察官の勾留請求および勾留延長所請求の時に身柄の拘束について司法官憲として憲法・刑事訴訟法に則してチェックする立場にある。法律上の厳密な運用によって身柄が拘束されるのは例外とする憲法上の原則を貫き人権保障機能を果たしうるところである。

しかるに、戸塚被告人外の勾留は安易に認め、警察・検察の捜査活動をそのまま容認してしまったきらいがないではない。

現実には、一連の死亡事件についてはこれまで任意捜査が続けてこられ、それで充分に捜査がなし得てきたこと、また戸塚ヨットスクールのコーチらの行なっている活動の社会性を正確に把握すれば、ただちに強制捜査とするには距離があったはずである。逮捕に伴なってただちに犯罪者扱いされるという人権配慮の極めて乏しい現状と、我が国のみがいたずらに長期間の身柄拘束を認めた法の運用がなされている刑事司法の面での後進性とを配慮すれば、逮捕・勾留に対する裁判所による抑制の必要性は高かったと言うべきであるが、果たして裁判所が人権擁護にふさわしい機能を果たしえたか強く疑問が残ると言わざるを得ない。

証拠物の捜索・差押にしても捜査の必要性を安易に追認し、事件との関連性の解釈を拡大して無制約的に押収物を警察が獲得するのを肯定した点も疑問である。今後、厳密に証拠能力の検討を要するところである。

5 検察官による弁護人と被疑者との接見交通権の妨害

昭和 58 年 6 月 13 日戸塚・竹村被告人の逮捕により、弁護人のそれまでの弁護活動が一変した。即ち、戸塚被告人が取調べに対し黙秘権を行使するのと勾留開始と機を同じくして検察官は、憲法・刑事訴訟法によって保障されている弁護人の接見交通権を一般的に禁止する暴挙を行なった。以後、全被勾留者に対し弁護人の接見を禁止し、検察官が日時、時間を指定する具体的指定書を持参しない限り接見をさせないというものであった。このため警察署に接見に行った弁護人らは、その場で接見をすることができなくなり、検察官の接見禁止の裁判所による取消を得て、現実に接見を実現するため準抗告を裁判所へ申立てることを余儀なくされた。検察官の強行姿勢は、1 人の被疑者の接見禁止が裁判所によって取消されたからといって、他の被疑者について裁判所の決定を尊重して変更するなどということはなかったので、弁護人は接見が不可能とされた毎ごとに準抗告を申立てざるを得なかった。

また更に、検察官の接見禁止によって弁護人の接見交通権が別の意味でも侵害されたのは、コーチらが被疑者であるのみならず、 公判請求された被告人の身分をも有しているので、弁護人が起訴状の内容など公判の打ち合わせを行なうため接見をしようとしても 依然として接見が禁止されたことである。被告人として弁護人の弁護を受けるのは刑事訴訟のかなめであって憲法上の原則である。検 察官はそれをも禁止したため相当長期間、弁護人と裁判所との公判の打ち合わせが出来ないという深刻な事態が生じたことは特記さ れるべきことである。

検察官の弁護人の接見禁止は執拗をきわめ、裁判所の接見禁止取消決定を持参して、弁護人がコーチに接見に警察に赴いてもなお接見を禁止し続け「具体的指定書を持参しない限り接見はさせない。準抗告をして下さい」というものであった。検察官は刑事裁判における裁判所の判断を執行する立場にあり、被告人に対する有罪判決の執行などは、国家の威信にかけて行なうにもかかわらず、自らに向けられた裁判所の判断即ち接見禁止を取消しする決定には従わないばかりか、完全に黙殺したのであった。法に挑戦する者を絶対に許さない検察官が、裁判所の示した具体的な法に自ら挑戦したのであった。

裁判所は、遂に、検察官の接見妨害を取消した上で、自ら接見を認める日時まで指定する異例の決定を行ない、弁護人の接見交通を現実に可能とさせ、検察官の法の無視から救済しさえもしたのであった。また、それでも接見禁止の取消を求め相次ぐ準抗告に対し、裁判所の上席裁判官が深刻な接見妨害の事態を憂慮し、名古屋地方検察庁の刑事部長検事に弁護人の接見交通権の保障のため異例の勧告を行なうに至った。これは検察官の捜査の在り方に対する厳しい批判が裁判所によってなされたものとみなければならない。

その結果、弁護人はコーチらとの接見が可能とはなった。しかし、24 時間の身柄を確保し、長時間の取調べを連日続けている警察・ 検察官に比べ、3 日に1 回 20 分程度のコーチらとの接見は弁護に値することをなしうるには程遠いものであった。既に述べたように代 用監獄に分散留置されているコーチらに、弁護人は多くの時間をかけて接見に行き短時間の接見をして、更に次の遠く離れた警察留 置場へとかけずり回らざるを得ず、実質上の弁護活動を行なうことは著しく困難であった。

このように検察官は、裁判所の決定まで無視し、弁護人の弁護活動ができない状態のもとで、その間コーチらへの取調べを続けたのであった。身柄の拘束を受けた者が唯一外部から助けられる弁護人との接見が著しく妨害されたことを、弁護人は看過するつもりはない。

また証拠法上も、弁護人の接見交通権が違法に否定された間に得られた自白については多くの問題があり、のみならず検察官が今なお証拠を開示しようとしていない状況のもとで、大捜査によって得られた証拠の持つ危険性を決して軽視するのでなく、大いなる警戒心を抱き続けなければならない。

6 代用監獄を勾留場所としての捜査について

警察署の留置場は、監獄法で正式には代用監獄と呼ばれるもので、制度的には法務省施設である拘置所での身柄拘束に先立って逮捕に伴なう72時間の身柄拘束を警察署の留置場を使用するものである。しかるに現実には、この警察留置場が長期間捜査のため利用され、そこで実質上の捜査が完了すると拘置所へ移監するというような状態になっている。捜査機関が24時間被疑者を手中に置くことができるため、日弁連は以前から虚偽の自白を生み、誤判の温床となっているとして代用監獄の弊害を指摘し、その廃止を訴えていることは多くの国民に知られていることである。免田栄、財田川、大森勧銀事件、土田邸爆破事件など、ウソの自白が警察留置場での勾留によってもたらされる例が多く挙げられている。

戸塚ヨットスクールの一連の被疑事件のうち、裁判所が、戸塚、竹村他の被告人らについて勾留場所を名古屋拘置所としたのは、 黙秘する者、事実を争っている者は警察施設におくべきではないとする日弁連の主張を正しく理解したもので、極めて正しいものであった。

しかるに、検察官の準抗告により裁判所は、再び警察留置場を勾留場所としてしまったことは、裁判所の刑事被疑者の人権についての遅れた意識を露呈させたもので、遺憾であると言わざるを得ない。捜査の必要性を理由とするが、警察官が江南警察署や常滑警察署など広範囲に及んで証拠書類や証拠物を運びコーチらに示したりするなどの煩雑さの方が、かえって名古屋拘置所に一斉に勾留して取調べをする場合より、はるかに大きいはずである。検察官による境野コーチの逮捕は、ただちに名古屋拘置所に勾留することになったが、一体捜査の必要性がもともとなかったから名古屋拘置所へ勾留したということであろうか。

コーチらが被告人となってからは弁護人は、移監の申立を行ない拘置所への身柄移動を強く求めたが、検察官の反対に会い、なかなか身柄の移監は実現されなかった。検察官がこれほどまでに警察留置場での勾留に固執したのは、かえって、横田被告人のように東 戸塚ヨットスクール 78 / 118 海警察署からなお一層名古屋から遠方の常滑警察署に移監された例などから明らかなように、公判請求後も弁護人が公判打ち合わせなど防禦権の行使の準備のために接見することを妨害し、また前述の通り分散留置によるコーチらの孤立により自白獲得を得る目的があったからと言わざるを得ない。こうした代用監獄での取調べによる自白の証拠法上の問題は、今後問題とされるであろう。

資料 I 意見陳述書 (Ⅱ)

第二 適正手続の原則を踏みはずした強権的捜査批判

(その2)

- 一 本件被告事件が、現代の極めて重大な社会問題を背景としている点については、被告人らの意見の通りであって、その詳細は、ここで繰り返さないが、本件被告事件の裁判は、後世に残るものとして、裁判所におかれては被告弁護側に充分防禦の機会を与えられ、捜査の適法性に充分な検討を加えられ、公正且つ慎重な裁判を望む。
- 二 本件被告事件の性格について、検察官の見方は、これを従前の被告人らの身柄事件における検察官の意見等からしてみるに、 被告人らのヨットスクールについて、その存在意義や社会的背景には、これを直視せず、無目的、無差別ないじめの暴力集団と決めつ け、私設少年院、私設刑務所とまでに表現している有様で、全く偏見に満ちたものである。
 - 一部マスコミもこれに類した報道に偏したため被告人らは極端な偏見にさらされているのが現状である。

例えば、同スクールに、入校する生徒を連れて来ることについても、検察官は、これを逮捕・監禁として許し難い、悪質な犯行と言うのであるが、生徒をスクールに連行する際、親や出迎えた被告人らの手に負えない場合、現職の警察官が駆けつけて、生徒の体を車に押し込むなどして、連行に協力した例が幾多もある。被告人らの行為が悪質な犯行であれば、現職の警察官がこれに協力するなど、およそありえないのに、これが幾多もあるのは、少なくとも被告人の所為の違法性が極めて微妙であることを窺わせるに充分である。逮捕・監禁事件について、被害者とされる生徒の家族の対応をみても、ある生徒の場合、スクールのコーチらが逮捕されたことに驚いて、直ちに検察官宛に嘆願書を書いて、被告人らのスクールに対し恩義こそ感じても、コーチらの処罰を求めるなど思いもよらないと言っている。生徒の身の上と将来を、最も深刻に案ずる家族がこのように考えている例のあることを以てしても、検察官が先のように言うのは全く悪感情に基づく偏見と言わなければならない。

捜査機関の内にも、必ずしも、前記検察官の言うようには考えない見方もある。例えば、愛知県警本部長は、被告人らの所為について、親の委託がある限り、必ずしも犯罪と言えない旨述べたことがあり、スクールについては、将来立派な施設として立ち直って欲しい旨の希望を述べたこともある。本件捜査に当たった検察官の中にも、自分が司法試験に合格していなかったら、戸塚ヨットスクールのコーチになっていた旨述べた者もいる。これらを見れば、捜査関係者の中で要職にある者ですら、被告人らのスクールの存在意義を認め

る者がいるのに対し、名古屋地検は、これと異なって、境野コーチまで逮捕・勾留して、同スクールを抹殺する挙にまで突き進んでしまった。境野コーチの被疑事実は、昭和 55 年 11 月始頃の吉川幸嗣という生徒の死亡事故であったが、事故後約 3 年経過し、しかも、その間スクール側も任意捜査に協力して、捜査は支障なく進んで鑑定書も病死とされたことから、名古屋地検は一旦は、不起訴処分に固まったものであった。従って、境野コーチを逮捕・勾留することの理由・必要は、如何にも乏しいところ、戸塚校長以下主要なコーチが逮捕・勾留されて、残る主要なコーチであった境野コーチを逮捕すれば、スクール潰滅ということが分かっていても、同コーチの逮捕に踏み切ったのであって、所謂スクール潰しと言う他なく、前記県警本部長のコメントとは異なって、捜査の上で冷静を失ったものであった。

マスコミにおいても、新聞社系が、同スクールの批判を続けたのに対し、雑誌社系はスクールを擁護する分裂振りである。

現実に児童・生徒の教育に立つ教師の中にも同スクールの方法を支持する者も少なくないのである。

同スクールに対する評価について、時期的にみると、かつては、マスコミはこぞって同スクールを評価し、各地の教育委員会は、戸塚校 長に講演を依頼し、裁判所においてすら、同校長の提出した身柄引受書を評価して、寛大な処分をなした位であった。このように、極 めて短期間のうちに評価が 180 度異なるのは、本件被告事件の複雑性・困難性を物語るものである。

検察官は、被告人らが、子供達を無差別にいじめる暴力集団と酷評し、検察官は、これらの生徒の人権を守るかの如く言うが、検察官において、真に子供達の実のある将来を考えた上ではなく、被告人らこそ、生徒の家族と共に子供達の将来のため奮闘したのであること、次の一例で分かるはずである。

即ち、本件の主任検事は、他の捜査員を引き連れて、スクールに捜査に赴いた際、ある生徒から助けを求められ、これを救出すると称して、当時の校長代理に、その生徒をスクールから連れ出すことについて、同意を求めたところ、同校長代理が、親の同意を得ることと、その生徒を精神病院にだけは入れないことを求めて、その生徒を同検事が連れて行くことに同意した。同検事は司法警察員に父親を説得させた上、その生徒が、精神病院に行くなら、ここ、スクールにいると言ったのに、強引にスクールから連れ出させた。結局、その生徒は、半田署員の指導により精神病院に入れられたが、検査の結果、その生徒は精神病ではないことが分かった。しかし、その生徒は、薬づけにされ、何度も嘔吐し、薬がきいている間はおとなしいが、薬がきれると、又家庭内暴力が繰り返されているとのことである。これに対し、スクールにおいて、本人は、不自由であり、叩かれたこともあったが、徐々に立ち直りの意欲を見せ始め、自分が身体障害者であってもヨットの操縦の上では、他の生徒と対等に扱われ、操縦に進歩があれば、ほめられて、自信を回復しつつあった。これらを比較するに、先の検察官や司法警察員において、この生徒に対して、教育的配慮を加えたことは微塵も窺えない。捜査側は、この子が将来一人立ちして、実社会で生き抜くことについて、どのような思いやりを寄せたのであろうか。精神病院に放り込んで、事足れりとする姿勢は、それも、当該生徒と校長代理の反対を押し切ってまでした対応に、どのような人間味があるというのか。

上記検察官らとスクールのコーチらと比較して、どちらがヒューマンであるか問われるべきである。

もう1つ例をあげると、九州出身のある生徒の場合、両親がなく、祖母と成人の女性のいとこが保護者になっていたが、捜査員は、入院中の祖母の病床にまで押しかけて、祖母といとこの異議を押し切って、この生徒をスクールから退校させ、九州の自宅まで連れて行ったが、自宅には、誰も住んでおらず、捜査員は、この誰一人いない建物の前にこの少年1人を残して立ち去った。この生徒は、その後、結局1人で地堕落な生活を送ることとなって、保護者らは、検察庁に抗議するとまで言い出した。

ここにも、捜査側が、生徒を救出してあたかも正義を実現した、そして、被告人らの行為が、生徒の人権蹂躙であるかの如く言うが、 生徒の将来などどうなるか全く配慮していないのである。

この例は、捜査官がヨットスクールの生徒を連れ出し、自己の保護下に置いた際に、図らずも、生徒と生徒の家族が抱えている問題に突き当たり、何らかの対応に迫られた場面であった。このような例は、他にいくつもあるが、捜査官の対応は適切な施設を紹介するなどの手だてを講ずるでなく、精神病院に入れるか、さもなくば捨て去るかであって、些かも人間としての暖かみが見られない。捜査機関であるので、多くを求めるのは無理だというのであれば、せめて、この生徒らの抱えている問題の困難性を理解し、被告人らがこれに取り組んだことへの評価が幾何かでもあって然るべきである。黙るに、前述の通り、検察官は、被告人らを口を極めて批難するのみである。

三 検察官以下捜査員は、権力の行使に当たって求められる謙抑性を忘れ、ひたすら、被告人らを刑事事件において、抹殺せんとして、黙秘権を侵害して、自白を強要し、被告人の弁護を受ける権利を侵害した捜査を続けたものである。

捜査側は、被告人らに対し、本年5月以来半年以上の長期勾留の期間中、或は、脅迫し、或は、虚偽の事実を告げて、弁護人らと切り離すべく工作を繰り返し、被告人を孤立化させ、絶望させて、捜査官の意のままに供述させようとしたものである。その内容については、被告人東秀一らが意見陳述で詳細に述べた通りであるが、戸塚校長や他のコーチの誹謗中傷のみならず、弁護人らが、被告人らを食い物にするとか、別事件で黙秘を勧めて失敗し、裁判長に対し、泣いて謝ったなど、全く事実無根の事実を告げるに至っては、これぞ許し難い所為と言わなくてはならない。捜査員は、遂には、裁判所まで引き合いに出し、争えば重罰になるなどと申し向けて、まさしく脅したり、すかしたり、およそ正義を担うべき捜査機関にあるまじき所為である。これらは、刑事手続に暗い被告人らを不安の極致に陥れて、自白を迫ったものであり、古くから虚偽の自白を誘発する危険が多く、その違法・不当な点が強調され、それ故にこそ、黙秘権が憲法上の権利として認められたにも拘わらず、捜査員らは、これらの点を全く無視したものと言わざるを得ない。

四 捜査側の違法・不当な捜査は、少年事件にも及び、かつてあったスクール内での生徒間の暴力事件を把まえて、コーチらに協力した4名の少年を逮捕した主任検事は、この4名について、観護措置を請求したが、内2名については、請求を裁判所で却下され、残る2名のうち1名については、観護措置の決定は準抗告により取り消された(残り1名についてのみ、本人の資質・家族環境に鑑み、観護措置のまま家裁に送られた)。

この検察官の請求については、裁判所でも、事件に子供を巻き込むものとして首をかしげた位であった。

少年らの保護者が、子供の身の上を憂慮して、北海道・大阪・広島等から駆けつけて、検察官にひたすら寛大な処分を願い出たのに対し、検察官はこれら保護者に子供の将来について親身になって適切な助言をするでなく、又共に考えるでなく、一様にヨットスクールとの絶縁を求めた。我が子可愛さと、何ら抗すべき手だてもないことから、親達は、これに従容として従う他なかったのであった。検察官の意図は、少年事件それも、通常は看過されるような暴行事件までことさら立件し、少年らに供述を迫って、スクールの体質について意のままに調書を作成したものである。これは、一方で少年保護事件を悪用して、コーチらと生徒を分断し、スクールに関する偏見に満ちた証拠(供述調書)を作り上げたものであって、その合法性については、格別の検討を要するものである。

他の少年事件や成人の刑事事件でも、捜査側が、取調べの対象者に対し、スクールとの絶縁を執拗に求めており、この意図は、少年事件にも及んだものである。少年の保護者が、子供の将来への悪影響を憂慮して、取調べに応じなかったケースはいくつもあるが、これに対し、捜査員は家裁に送るとか、少年院に入れるとか、などと脅して強引に取調べに応じさせ、しかも、保護者の立ち会いもなしに一方的に調書を作成した例も又多くある。

これら少年に対する捜査側の対応には、少年法の精神、即ち当該少年の健全な育成など眼中になく、唯、被告人らの組織を解体・潰滅させ被告人らを処罰せんとするもので、厳しい弾劾を免れないものである。

五 捜査側は、被告人らの後援会の関係者に対し、何ら犯罪事実もなく本件捜査とも何ら関係のないのにその身辺調査を行っている 事実がある。これらは、上記関係者のプライバシーを侵害するものであって、その違法・不当なことは明らかであり、今後このようなことの ないよう強く求めるものである。

第三 検察官の嫌疑の実体形成過程における問題

(本文省略)

第四 本件公判における検察官の姿勢について

一 裁判所・検察官および弁護人の三者間において、本件についての公判前の第1回打合せが開催されたのは、本年7月13日である。それ以後、この公判前の打合せは本年10月31日の第1回公判期日に至るまで5回開催され、その後も本年11月21日には第6回目が開催されている。そして弁護人らは、これら合計6回の公判前の打合せおよび前回の公判期日を通じ、証拠の事前開示を再三、再四、要求してきた。しかるに、検察官は、被告人ら全員が公判廷において起訴状に記載された訴因についてこれを全部自白した上、自己が有罪であることを認める旨あらかじめ約束しない限り、弁護人らの要求する証拠の事前開示には応じられない、つまり被告人ら全員が公判廷において有罪の陳述をすることをあらかじめ約束するか、あるいは現実に公判廷で有罪の陳述をなすことが証拠開示を許可する前提条件であると主張し、依然として証拠を開示されようとしない。

しかしながら、検察者のこの主張は、証拠開示の必要性を無意味にするものであるぱかりか、被告人および弁護人の証拠開示の要求を逆手にとって、被告人に自白を迫るものである。更に、検察官は被告人らが公判廷での自白に応じない場合には、証拠を不意打ち的に使用し、訴因の不明確さと相まって被告人および弁護人が防御の対象を把握してこれに対する防御活動を充分に行い得ない間に有罪判決にもち込もうとしていることが窺われる。公益の代表者として、公正かつ適正であるべき検察官の態度としては、誠に遺憾と言わざるを得ない。

二 罪状認否と証拠開示

1 証拠の不開示が、誤判と審理の長期化の最大原因であり、またそれは国際的規準からも立ち遅れたものであることは、第1回公判期日において述べた通りである。

ところで、刑事訴訟法 317 条は「事実の認定は証拠による」として証拠裁判主義を表明し、犯罪事実を認定するには証拠能力を 有しかつ法定の方式による証拠調べを経た証拠によった「厳格な証明」が必要であると定めている。そして自白については、憲法 38 条 第3項で「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」と定め、これ を受けた刑事訴訟法 319 条第2項および同条第3項が「被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に 不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。この自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含 むと規定して、自白のみで被告人を有罪とすることができないこと、すなわち、自白には補強証拠が必要であって補強証拠がなければ 被告人を有罪にすることができない旨定めている。そこで、検察官の起訴状朗読後、被告人および弁護人がなす被告事件についての 意見陳述において、被告人が有罪もしくは無罪の陳述——罪状認否——を行うためには、あらかじめ検察官の手持ち証拠の閲覧謄写 が許可されていて、弁護人がこれを充分検討して公判に臨むことが必要である。なぜならば、検察官の手持ち証拠を検討した結果、 有罪を裏付ける証拠として自白のみしか存在しないと考えられる場合には、弁護人は前記の憲法および刑事訴訟法の規定に従い、 被告人の無罪を主張すべき責務があるからである。これに反し、事前開示がなされていない場合には、弁護人としてはこれを判断すべ き資料を持たない。だからといって、被告人に有罪の陳述を不用意に勧めることは、弁護権の放棄である。そればかりか、本件のように 共同被告人が存在する場合には、弁護人の被告人に対する重大な義務違反となる恐れさえある。すなわち、共同被告人の公判廷 における供述は、他の共同被告人に対しても証拠能力があるとの見解が存する。そこでこの見解に従って、例えば共同被告人甲およ び共同被告人乙が捜査段階では自白しているものの、補強証拠が存在しない場合を想定してみる。するとこの場合は、前記の憲法 および刑事訴訟法の規定により、被告人甲・乙はいずれも無罪となる。しかるに偶々、甲・乙が公判廷で不用意に自白をしたとすれば、 被告人甲のなした公判廷における自白は、共同被告人乙に対する関係では乙の自白についての補強証拠となり、逆に被告人乙のな した公判廷における自白は、共同被告人甲に対する関係では甲の自白についての補強証拠となるため、結局のところ、共同被告人 甲・乙はいずれも有罪となってしまうのである。単独犯の場合には、捜査段階で自白をした甲が、公判廷で再び自白をしたとしてもこれ らの自白は機会を異にしてなされただけであって、いずれも被告人甲本人の供述であることには変わりがないのであるから、この場合、公 判廷での甲の自白または捜査段階での自白のどちらかをもう一方の自白の補強証拠とすることはできないと考えられている。このことから 明らかなように、単独犯の場合に比較し、本件のように複数の被告人が共犯関係にあるとして起訴され、同一の訴訟手続において同 時に審判されている場合には、弁護人は、より慎重に罪状認否を行わなければならない。そして、このように適切な罪状認否を行うた めに証拠開示が不可欠なものであることは、前回に述べた通り、平場安治教授も指摘されているのである。

2 検察官は前述の通り、被告人らが公判廷で有罪の陳述を行うか、あるいは少なくとも有罪の陳述をなすことを約束しなければ、証拠の開示に応じないとしているが、既に述べたところから明らかな通り、本件の場合、仮に被告人ら全員が検察官の要求を受入れて有罪の陳述を行うとすれば、もはやその後に証拠開示を要求する理由は無くなってしまうのである。なぜならば、それによって本件は単純ないわゆる自白事件となり、共同被告人の公判廷における自白が、他の共同被告人の自白の補強証拠となるため、捜査段階における補強証拠の有無は、もはや本件公判の争点たり得なくなるからである。

このように考えてくると、検察官の言い分は、被告人・弁護人の証拠開示の要求を条件付きで承諾するかのように見えながら、その実は、これを逆手にとって被告人に自白を求めることにあると言わざるを得ない。これは、被告人・弁護人としては到底受け入れることができない。

三 不意打ち防止と証拠開示

およそ証拠は時間の経過と共に散逸しやすいものである。特に捜査機関のように証拠を強制的に収集する権限を有しない被告人および弁護人としては、ただでさえ証拠収集は困難である。そのため、一刻も早く反証のための証拠を収集する行動に出る必要がある。しかるに、訴因が不明確の上、証拠も開示されていない場合には、どの点について反証を収集すればよいのか容易に判断することができない。弁護人が検察官申請の証人に対し、適切な反対尋問を行うためには、当該証人の捜査機関に対する供述調書の事前開示が必要であることは異存のないところであろう。しかし実はそれのみでは不充分であり、より適切な反対尋問を行うためには当該証人の捜査機関に対する供述調書に加えて関係証人の供述調書の開示も必要である。弁護人は、これら関係証拠を充分比較検討することによって、初めて適切な反対尋問が可能となるのである。

また、開示の時期について、これを最も遅くとる立場からは、当該証人の主尋問終了後、反対尋問が開始されるまでに供述調書を開示すれば被告人および弁護人の防御権に影響はないとする見解が主張されているが、これは誤りである。なぜならば、例えば検察官が主尋問の途中で捜査機関に対する供述調書に基づいて誘導尋問あるいは弾劾尋問を始めたとする。この場合、弁護人はそれが誤導尋問に渡らないかをチェックしなければならないが、そのためには当該証人の捜査機関に対する供述調書を事前に閲覧しておく必要がある。こうして証拠の不開示は、弁護人の反対尋問権ないし防御権に著しい悪影響を与えるものであるが、本件における検察官の姿勢は、まさにこれを狙っているとしか思いようがない。しかし、被告人および弁護人が充分に防御を尽くすことができてこそ、かえって実体的真実が明らかになるものである。

前回も述べた通り、いわゆる松川事件・青梅事件においては、当該被告人らが長期間・冤罪に苦しんだが、その原因の1つは証拠 不開示にあったこと、このため被告人・弁護人が充分に防御を尽くせなかったことにある。このことを思えば、被告人・弁護人が充分に防御を尽くすことができないような審理においては、実体的真実の発見もまた不可能であると言っても過言ではない。

四 自白偏重主義

先にも述べた通り、本件において検察官は罪となるべき事実を不明確にしたまま、証拠をも秘匿し、このような状態で被告人らから有罪の陳述を得ようとしていると考えざるを得ないが、このような検察官の姿勢は、自己の起訴についての自信の無さを、はしなくも露呈さ

せたものと言えなくもない。今回の戸塚ヨットスクール事件における捜査は、先程の相弁護人が述べた通り、まことに強引かつ高姿勢であった。しかるに公判に入るや、証拠の開示を拒否し、公訴事実についても共謀の日時・場所、方法や実行行為者が誰であるかさえもあいまいにしたまま、いわば貝が口を閉ざしたように沈黙し、ひたすら被告人らを自白に追い込もうとしている。捜査での積極性と公判での消極性。この際立った相違をどのように理解したらよいのか。そこには捜査の無理ないしは違法性を、公判廷における被告人らの自白によって帳消しにしようとする意図が秘められているような気がする。いわゆる証拠の弱い事件ほど、訴追側は自白の獲得に全力を挙げるとはよく言われる言葉である。去年から今年にかけて、無罪判決が言い渡しないし支持された、いわゆる大森勧銀強盗殺人事件(最高決昭 57 年 3 月 16 日)、総監公舎爆破未遂事件(東京地判昭 58 年 3 月 9 日)、免田栄事件の再審事件(熊本地八代支判昭 58 年 7 月 15 日)等の経過を見てみても、証拠の薄弱性を補うため、自白獲得に訴追側の精力が注がれたことがよく分かる。しかし、このような訴追側の姿勢こそ、誤判の原因となっていることを厳粛に受け止めるべきである。検察官におかれては、証拠に自信があると言われるのであれば手持証拠を全て開示し、弁護人および被告人の充分なる批判に晒すことを恐れられる理由はないはずである。また、そのような批判に耐え抜いた証拠に基づいて裁判が行われることこそ実体的真実発見への唯一の近道であると考える。

第五 本件公判審理のあり方について

- 一 弁護人は、検察官が起訴した一連の戸塚ヨットスクール事件について、従来からのマスコミ報道の本件裁判に対する影響について、 若千意見を申し述べたいと考えます。
- (1) 裁判は、証拠に基づいて判断されるべきであって、新聞報道に基づいて裁判がなされてならないことは言うまでもありません。しかしながら、裁判所も御承知の通り、本件一連の戸塚ヨットスクール事件については、強制捜査が開始される以前から、大新聞を中心として、「戸塚ヨットスクールの批判キャンペーン」が再三に渡って繰り返されました。この傾向は現在も続いております。弁護人らは、その全部ではないにしてもかなりの記事を読んでおり、また、テレビで放映された番組も見ております。また、有識者若しくは評論家と称される人たちの批判的な発言も耳にしております。他方、少数意見ではありますが、出版社系の週刊誌の中に、戸塚擁護的な記事が存することも事実であります。

そして、裁判所におかれましても人の子でありますから、これらの報道に接して、一連の戸塚ヨットスクール事件について一定のイメージ ——それが戸塚を批判的に見るか好意的に見るかは別として——を抱かれているであろうことは容易に想像し得るところであります。

資料 I 意見陳述書 (Ⅲ)

(2) これらマスコミ報道について、弁護人らは、「戸塚ヨットスクール存立の背景、情緒障害児の存在という大きな社会問題と切り離して個々の末梢的な『しごき』の事実を報道しているため、全体として、読者、視聴者に誤った印象を与えてしまっているのではないか」という点を最も恐れております。

これは、先にも触れたものではありますが、1つの例を挙げて申し上げますと、本年6月から7月にかけて、28歳になる成人の訓練生が捜査当局に保護されたという記事がある新聞に掲載されました。この青年は狂暴でしばしば親に暴力をふるい、手の付けようがないので、親が思いあまって戸塚ヨットスクールへ預けたものです。戸塚ヨットスクールでも、当初は、この青年の処置に窮したので、格子戸の中へ入れていたことは事実であります。

ところで、捜査当局が戸塚ヨットスクールへ捜査に行った際、この青年から救助を求められました。捜査当局は、当初この青年を格子戸の中から外へ出させたものの、戸塚ヨットスクールの合宿所からは連れ出そうとしなかったのです。しかし、しばらくして、再度捜査当局が合宿所を訪れたとき、再度この青年から「救け」を求められたため――他の事情もあって――今度は面子にかけて、この青年を親元へ返そうと必死の努力を始めたものです。しかし、捜査当局が親元へ連絡をとっても、親は、この青年を引きとって立派に更生させる自信がなかったので、良い返事をしなかったのですが、捜査当局の再三の忠告、圧力に抗しきれず、両親は、最終的にこの青年を連れ戻すこと(但し、その行先は実家ではなく精神病院であるが)に同意したものでした。ところが、捜査当局が親と連れ戻しの交渉をして日時が経過する間に、この青年は、ヨット訓練に興味を覚え、今度は逆にヨットスクールで今しばらく訓練を受けたいという希望を述べるまでになっており、この青年の希望を知っていてヨットスクールのコーチたちは、迎えに来た親にその旨を伝えて説得したものでした。しかし、親は、結局この青年を連れ戻し、捜査当局の助力を得て精神病院へ収容したものでした。この青年は、精神病院で検査を受けたり、再入院したりしているが、戸塚ヨットスクールでみせたような「ヨットの訓練を受けたい」という自主性を完全に喪失し、現在では虚脱状態で、廃人同様の生活を送っているのであります。こうした事実関係からすれば、この青年に対して戸塚ヨットスクールがとった措置は、妥当で相当なものであったと評価すべきであり、この青年はヨット訓練を通して、初めて自分の意思で自分の人生を切り開こうと決意するに至ったものであります。逆に、捜査当局は、この青年が、ヨットスクールに入校する以前にどような生活を送っていたかを全く無視し、この青年が戸塚ヨットスクールに「拘束」されているのがけしからんという単純な、形式的な見解の下に、親を「説得」してこの青年を精神病院へ送ったものであります。

この時のある新聞の見出しは、「救助求めた成人訓練生、警察、10日ぶり保護」というものでありました。また、この新聞は、この青年が、その後どのような生活を送っているかについては報道していません。このようなマスコミ報道に接した時、読者、視聴者が、戸塚ヨットスクールに対して抱くであろうイメージは、容易に想像し得るところです。勿論、戸塚ヨットスクールの全てがあらゆる意味で善であり、マスコミ報道の全てが誤っているとまで、弁護人は主張するつもりはありません。しかし、戸塚ヨットスクールが存立した背景を理解しなければ、とうてい本件の全体像を理解することはできないと思料するものであります。戸塚ヨットスクールについては、膨大なマスコミ報道が存在しますが、断片的な報道を寄せ集めても、戸塚ヨットスクールの真実の姿をつかむことはできないものであります。

- (3) ところで、弁護人らは、マスコミの一連の戸塚批判キャンペーンは、現実とは異なった戸塚ヨットスクール像を創り上げてしまっており、これが一般の読者、視聴者に浸透してしまったのではないかと恐れるものです。そして、裁判所におかれましても、その例外ではないのではないかと恐れているものであります。マスコミが創り上げた戸塚ヨットスクール像の代表的なものの例を挙げてみますと、次のようなものが存在します。
- ① 戸塚ヨットスクールの生徒たちは不法に監禁されている善良無垢な被害者である。

- ② 生徒たちは、日常的に、戸塚宏やその他のコーチたちの理由なき暴力にさらされている。
- ③ 戸塚ヨットスクールは、金儲けを唯一の目的とし、そのためには手段を選ばない営利企業である。
- ④ 戸塚校長は、生徒たちに理由なき暴力をふるっても何の良心の痛みも感じないし、生徒が死亡した時も涙も流さなかった冷血鬼である。
- ⑤ 戸塚校長は、自分の罪も認めようとせず、また、法的な手段を駆使して自分の罪を逃れようとする無法者である。
- ⑥ また、あるいは、戸塚校長は、高額な所得を得ていながら、他のコーチらの弁護料も支払おうとしない厚顔無恥な男である。 このような例を挙げればきりがありません。

しかし、こうした大新聞を中心としたマスコミが創り上げた戸塚ヨットスクール像は、事実と相違し、誤ったものであると断言し得るものであります。これは、今後裁判が進行するに従って明らかとなっていくものでありますが、もし仮りに、裁判所がこのような誤った観念をもって、本件の一連の戸塚ヨットスクール事件の審理を進められるとすれば、いくら被告人や弁護人が努力しても、結局、裁判所の心を動かすことはできないと思われるのであります、刑事裁判において最も重要なことは、事実関係の確定であり、真実の発見であります。どうか裁判所におかれましては、この裁判に「白紙」の状態で臨んで頂きたいと切望する次第であります。

- 二 本件審理につき、被告人、弁護団が裁判所に対して要望すること。
- (1) 以上の弁護人らが詳細に述べた通り、本件における警察、検察庁の取調べ経過は著しく異常であり、更に重大なことは、本件各公訴事実について、訴因の不特定、重要証拠の不開示という、各公訴事実についての争点すら全く明確化し得ない、という極めてあいまい模糊たる状態のもとで、審理が強行されようとしております。その主たる理由は、既に第1回の公判で明確化された通り、弁護側において、刑事訴訟法の基本原則である被告人側における防禦権の確保の観点から、証拠開示、釈明などの点で、公正且つ誠実に公訴を遂行せられるよう、強く要望しているにもかかわらず、かたくなにこれを拒否し、それ自体極めてあいまい且つ危険な概念である「集団的犯罪理論」、言い換えれば共謀共同正犯論をフルに活用し、被告人ら各自が具体的に何をしたというのか、その点についてはこれを全くあいまいにしたまま、被告人らが「集団的犯罪」という大枠の中で、これに関与しているというのみで、被告人らにとって当然の権利である裁判上の防禦権の行使を、むしろ妨害遮断し、極論すれば被告人、弁護人側の防禦不充分の間隙を縫って、被告人らをして有罪に追い込みたいとする、検察の態度は許されないものと言わなければなりません。
- (2) 本件戸塚ヨットスクール事件に関する昭和 57 年 12 月以降における捜査、摘発については、世上様々な評価がなされており、真に本件の摘発ないし事件化を憂うる識者の議論の 1 つとして、「警察や検察は、本来刑事警察が単独で踏み込んではならない分野に、新聞にあおられて踏み込んでしまった……」とする意見があります。このことは言うまでもなく、戸塚ヨットスクールの役割が、色々な賛否の評価を受けながらも、現在の混迷した教育の在り方の中から生まれた、このまま放置することのできない痛切な病理現象である、情緒障害児等の社会的不適応児に対する教育を模索しつつながらも真摯に考え、且つその実践に取り組み、現に相当な効果をもたらした一面を評価する立場からは、戸塚ヨットスクール問題は一国における教育の在り方を再検討するという点から総合的に取り上げられるべき案件であり、これを犯罪の側面のみから取り上げることは、広い視野に立って見た場合、捜査権力は、あるいは、大きな誤りを犯しているかもしれないことを示唆しているものと言わなければなりません。

- (3) 本件審理の開始に先立ち、我々弁護人は裁判所からの、本件事件の重大性に鑑み公判前の打ち合せをしたいとの申入れを受け、第1公判に至るまで5回に及ぶ打ち合せに参加し、弁護人らとして及ぶ限り誠実に、公判審理に応ずべき方針等を明確にしてきましたが、これもひとえに弁護人らとしては、本件が被告人らにとってはもとよりのこと、社会的にも重要性を持つ案件であると認識し、実際の公判も先の事前準備に従って円滑に行なわれるものと信じたからであり、更に具体的に申し上げれば"昭和58年10月21日に行なわれた第5回の事前打ち合わせ会においては、第1回公判期日の予定としては、その予定時間が午前中の2時間であることから、起訴状の朗読と黙秘権の告知、更に弁護側からは証拠開示に関する意見の陳述(主張)とできうる範囲での求釈明の申立を行なう旨の申し合わせがなされたのでありますが、実際に、第1回公判にのぞんで審理に入り、弁護側が証拠開示に関する意見の陳述を開始するや、裁判所、検察庁共々、上記意見の開陳を「簡略に」「簡略に」と、しばしば制限に及ばれたことは、前記事前打合せにおける申し合わせにも反することであり、また、先程来、被告人の中からも意見が出された通り、まことに遺憾ながら、少なくとも被告人、弁護人の側から見れば、裁判所の姿勢が、いわゆる検察寄りではないかとの疑問を持たせるものであり、今後は、上記のような点について充分慎重な配慮をされるよう要望せざるを得ません。
- (4) 裁判所は本件の審理につき、現段階では検察官に対し、これ以上証拠開示を示唆する考えもないし、釈明を命ずる考えもないとの結論を繰り返し述べられております。しかしながら、たとえ先例があるからといって、全てこれに拘束されると言うべきいわれはありません。 弁護人らとして裁判所にお願いしたいことは、裁判所は公判廷における被告人、弁護人の主張、言い分についても、充分に耳を傾けられ、円滑なる審理の遂行をはかられたいという点であります。特に証拠開示、求釈明については、第1回公判において、弁護人らが詳細に述べた通り、学識者の意見として、その開示を被告人の防禦権を確保するため当然のこととする意見もあり、まして、具体的事案において、被告人らのため防禦を尽くし、公正なる審理を受けさせるべき立場にある弁護人らが、証拠開示を繰り返し要求することは当然のことと言わねばなりません。むしろ、検察側において、少なくとも人証関係の供述調書その他の重要証拠を速やかに開示され、且つ、弁護人らの求釈明事項に対し、更に具体的に釈明されることこそ、本件各公訴事実に関する争点を明確化し、審理の促進をはかる上で、是が非でも必要なことと言わねばなりません。
- (5) 昭和58年10月4日、検察側は記者会見を行い、戸塚ヨット事件の捜査は事実上終了した旨を公表し、更に「公正な裁判を妨害する者は法に従って検挙、処罰する」と述べ、その趣旨は、1つの新聞によれば「スクールの後援会などが、検察側証人の元訓練生らに口封じや証拠隠滅工作をした場合は強制捜査する」というのであり、また他の新聞によれば、「証拠隠滅、偽証、証人威迫をしたり、教唆したりすれば何人でも直ちに検挙、処罰する」というのであります。

裁判所主宰のもとに、原告側たる検察官、被告側たる被告人、弁護人立会いのもとに、今まさに公判審理が開始されようとするに 先立ち、裁判の公正さを担うのは、独り、当事者の一方である検察官のみの役割であるかの如き発言は極めて異例なものであり、はしなくも、検察側自らが、戸塚ヨット事件捜査ないし公判維持の異常さを問わず語りの内に表明したものと言うほかはありません。

第1に、いかなる公判審理においても、訴訟関係者が公正な裁判に向けて努力すべきことは、当然のことであって、ことさら口にすべき事柄ではありません。しかしながら、「審理ないし裁判の公正さ」なる言葉は、一定の価値評価にもとづいて成り立つ言葉であり、どんな状態が公正な裁判であり、どんな状態が公正な裁判でないかは、当然のことながら、相対的な価値評価の問題であって、唯一無二

の絶対的評価はありえず、まして相対立する当事者が互いに攻撃防禦を繰り返しながら審理が進められてゆく具体的裁判の場において、その公正さの評価については、相対立する当事者の置かれた立場、主張、価値評価の基準の相違によって、異なった結論の導かれるのが自然であって、少なくとも当事者の一方が、その裁判の公正さについて評価して、これを、他に押しつけ、場合によっては、自己が有する権力を発動するぞ、とあらかじめ警告するが如きは、逆に、被告人、弁護人の立場からすれば、今後本件公判が果たして公正に行なわれるかどうかについて、極めて強い危惧の念を抱かしめるものであります。

第2に、検察側は、本件捜査の過程において、スクールの後援会などが元訓練生などに口封じその他の証拠隠滅をはかったとし、前述の如く、公判の開始に先立って、今後このような工作をしたものがあれば、何人でも直ちに強制捜査権力を行使するとしております。このことは、敢えて申し上げるならば、被告人、弁護人らの今後の公判活動に対する重大な干渉にほかならないものと断言せざるをえません。戸塚ヨット事件の捜査に関し、昭和55年11月以降、検察側は大量の人員を動員して証拠の蒐集をはかり、特に昭和57年12月以降は元訓練生やその父兄その他の関係者に対する、執ような捜査が行なわれるようになりました。たとえ入校当初は厳しい訓練に反撥した訓練生でも、やがてヨットスクールでの訓練の内容を理解し、自己の情緒障害を克服して卒業したということになれば、校長、コーチらスクール関係者と訓練生、父兄らとの間に、強い人間関係あるいは信頼関係の生まれてくることは当然の理であります。ところが、本件の捜査に当って、捜査陣を先の如き関係者間の人間関係を無視し、ひたすら、校長、コーチらの断片的な外形行為に関する事実の蒐集を敢行しようとした余り、中には、元訓練生父兄らの強い反撥を買ったやに聞き及んでおりますが、その非は、上記の如きヨットスクール及びその関係者らのつながり、人間関係を無視し、ひたすら捜査を強行しようとした捜査側にあるのであって、この点を省みず、いわば捜査権力の行使をちらつかせ、しかも、記者会見の席上わざわざこれを発表するなど、いかに公判維持が検察官の使命であるとはいえ、著しく行き過ぎの感を与えるものであり、公判の開始に先き立って、あらかじめ、被告人、弁護人らの立証活動に対する不当干渉にもなりかねない発言をされるなど、被告人、弁護人らにおいては強い危殆感を拭い去ることができません。

(6) 検察側は、前述の通り本件各公訴に関し、昭和57年12月以降、大量の人員を動員して証拠の蒐集をはかり、また、被告人らに対しては長期の勾留期間を通じ、いわゆる密室における取り調べを積み重ねるなど、攻撃側としての準備万端を整えられ、しかもその手の内については、本公判廷で明らかな通り、その大部分を公開せず、その温存をはかろうとしております。これに対し、被告人、弁護人側の立場に立ってみれば、被告人の大部分は既に身柄を拘束されてから9ヶ月を経過し、しかもこの間、長期に渡って、各代用監獄に分散留置され、弁護人との打合わせもままならないという状況にあり、更に、3回に及ぶ保釈の申請はいずれも却下され、防禦の手段を講じようにも講じようがありません。以上の通り、本件公判における検察官と被告人、弁護人との関係は、余りにもアンバランスであり、このような中で、公判が強行されようとしております。そこで被告人、弁護人らとしては、裁判所に対し、第1に、是非とも、上記の如き当事者双方間におけるバランスの是正をはかるため、被告人、弁護側に対し、充分なる準備の時間、発言の機会、立証の時間を与えられ、もって、公平な公判審理を行なわれるよう、繰り返し強く要望申し上げ、第2に、本件各公訴提起に見られる如く、物事の一面のみを見て、他面をことさら見ようとはせず、あるいは木を見て森を見ずといった、偏頗に堕することなく、本件各公訴事実がこれらと一体不可分の関係にある社会生活状況の中で、如何に評価されるべきかについて、慎重に御審理頂くよう要望するものであります。

第六 本件の社会的性質とその背景

一 昨年6月13日の戸塚被告人の逮捕以来、弁護人らが偶々同人の弁護人であることを知った人々から、多くの意見が寄せられた。

その一部は、例の通り、あのような極悪非道の人間の弁護をすることは許せないといった趣旨の非難であり、嫌がらせ電話の数も多かった。

しかし、その一方で、多くの激励もあった。弁護費用にとカンパを申し出た人があり、「お役に立たないかもしれませんが…」との手紙と 共に情緒障害児問題を特集した4年も前の新聞記事のコピーを寄せられた母親があった。

このような、文字通り賛否入り乱れる多くの意見を聴く中で、弁護人らが知り得た1つの事実があった。

それは、戸塚ヨットスクールに近い立場にある人々、即ち、情緒障害児問題について何らかの関わり合いを持ったことのある人ほど好意的であり、比較的冷静であるのに対し、マスコミの報道以外に事実を知らず、この問題について殆んど知識のない人々に限って感情的であり、批判が強いということであった。

そして好意的意見を寄せた人々の多くが、自ら情緒障書児問題を身近に見聞し、その苦しみを知り、あるいは自ら体験した人々であった。

弁護人は、マスコミの報道によって、戸塚ヨットスクールが営利のみを目的とする組織的暴力集団であるとの世論が形成されつつある中で、皮肉にもなお、戸塚ヨットスクールに対して根強い擁護論があることを知る結果となったのである。

弁護人らが、戸塚批判の嵐が吹き荒れる中における、このような意見に意を強くしたことは事実であるが、むしろ、弁護人らがそれ以上に痛感したことは、情緒障害児問題の持つ社会問題としての深刻さであり、その大きさであった。

即ち、この問題で苦しんでいる家庭が、一般の人々の想像するよりは、はるかに多く存在すること、その苦悩や惨状が我々の想像を 絶するものであること、そして、それが現在の社会の中で決して特殊な例外的家庭ではなく、いつ一般の人々の家庭に起こるかもしれな いという危険にさらされている、ということであった。

二 検察官は、この事件を営利を目的とする暴力集団によるものと決めつけ、戸塚ヨットスクールは、情緒障害児の治療を看板に掲げた営利目的の「株式会社」に過ぎないと、ことある毎に喧伝し、一部の報道によれば、「捜査結果からみると、治ったのかなと考えられる例がほんの2、3例あるだけで、目が見えなくなった人が色々治療して治らなかったのに電柱にぶつかったり、転んだ拍子に治ることがあると言い張るようなもの」などと述べたとさえ伝えられている(朝日ジャーナル'83.11.11)。

戸塚ヨットスクール 90 / 118 「獄中記」

「株式会社」即ち、「営利目的」と直ちに断定する驚くべき短絡思考は論外としても、情緒障害児問題のもつ深刻さについて何の知識もなく、かつ、謙虚に知ろうともしないまま戸塚ヨットスクールを「何々組」といった類の暴力団と同様の組織的暴力集団と位置づけることによって、この問題に関する論争をことさらに回避し、意図的にこの事件の倭小化を図ることによって、早期に被告人らを断罪しようとしている検察官の態度に、弁護人らは強い憤りを覚えるものである。

しかし、検察官がいかに強弁しようとも、戸塚ヨットスクールが情緒障害児問題に真正面から真剣に取り組んだ、我が国では数少ない 集団であり、かつ、数多くの子供達を立ち直らせた実績を有する組織であったことは紛れもない事実であり、この事実を否定することは 不可能である。

そして、本件の30件を超える各公訴事実は、何れも、これに対する取組の過程の中で発生したものである。

従って、本件の審理に際して最も肝要なことは、この深刻な社会問題——ノンフィクション作家の上之郷利昭氏をして現代社会が生み出した「心のガン」とまで言わしめた情緒障害児問題——について、裁判所が最低限の基礎知識を持った上で審理にあたられることが必要不可欠であり、これなくして妥当な結論を導くことは不可能だということである。弁護人らは審理の開始にあたりまずこの点を裁判所に強く要望するものである。

三 さて、情緒障害児問題について、その深刻な実情の一端は被告人らの述べた通りであるが、更に敷延すれば次の通りである。

まず注目すべきは、情緒障害児の数の多さである。

「文部省学校基本調査」によると、全国の中学校生徒の総数が約500万人前後であるのに対し、学校ぎらいによる長期欠席生徒数は、昭和41年度が12,286名であり、一時その数は7千名台に減少したものの、昭和53年度には再び10,429名に増加し、昭和55年度には13,581名にまで増加しており、その増加傾向は現在も続いていると言われている。

これに小学校児童の学校ぎらいによる長期欠席児童の数を加算すると、その数は、昭和 41 年度に 16,716 名にも達するのであり、 更に、最近高年齢化が専門家の間で語られている高校生のそれを加えると、その数が一層増大するであろうことは明らかである。しかる に、これに対する全国 11 ヶ所にある厚生省の情緒障害児短期治療施設は戸塚被告人も述べた通り、僅かにその収容人員は、500 名に過ぎないというのである。

四 しかし、情緒障害児は上記に述べた登校拒否、学校ぎらいのみではない。

情緒障害児短期治療施設の関係者用に厚生省が作成した手引書(情緒障害児短期治療施設心理療法・生活指導等の実際) によれば情緒障害は次のように分類される。

第一は、非社会的問題行動、この中に緘黙、登校拒否、孤立・内気、小心などがある。

第二は、反社会的問題行動、即ち、反抗、乱暴、盗み、持ち出し、怠業、授業妨害など。

第三は、神経性習癖、即ち、チック、爪かみ、夜尿・遺尿、偏食・拒食、吃音など。

最近重要な社会問題となっている中学生の校内暴力は上記のうち第2のカテゴリーに含まれるものであり、彼らもまた、情緒障害の1つなのである。

戸塚ヨットスクールへ入校した訓練生の殆んどは上記のような少年たちであり、しかもその多くは極めて重症の情緒障害児だったのである。

(1) 例えば、戸塚ヨットスクールに中学3年生の男の子を預けたことがある母親の1人は、「事故が続いても戸塚ヨットスクールを訪れる親が絶えないと聞きますが、その気持は本当によく分かるんです」と前置して次のように述べたという。

「小さい時から我がままいっぱいに育てたせいか、いわゆる登校拒否になりましてね。もう、朝になるのが嫌でした。学校へ行きたくない、と部屋にこもったっきり出てこない。何とか引っ張り出しても、今度はトイレの中にこもってしまう。トイレのドアを外側からぶち破ったこともしばしばでした。会社に行っている主人に電話をかけようとすると電話線を切ってしまう。揚句の果ては火をつけられたこともあったくらいです。もちろん暴力もありました。

もう、これ以上はどうしようもない。このままの状態が続けば、私が息子を殺すか、息子に私が殺されるか、どちらかだというところまで追い込まれました。それほどひどかったんです。死んでくれても構わない——正直いって、それぐらいの気持でした」

(2) また、ある父親は、最近次のように訴えている。

「中学に入った頃から、息子が登校拒否になり、家庭内で暴力もふるうようになった。児童相談所や神経科の医師、心理学者など、 考えつくところには当たってみましたが、効果は、全くありませんでした。学校?とつくに見放されています。

そのうち、私は胃潰瘍になるし、女房はノイローゼですよ。完全に家庭崩壊の一歩手前です。それで、戸塚ヨットスクールに預けようと思いましたら、この騒ぎ。どうすればいいんでしょう?私や女房に悪いところがあれば認めます。しかし、そうこうしていくうちに息子は、どんどん悪くなっていくんです。1日も早くなんとかしなければ、息子はダメになってしまう。

家の中はメチャクチャです。

どこに入れても治る見込みがないから、現実に治った子を持つ親が勧める戸塚ヨットスクールに頼るしか、方法がないんです。そうじゃありませんか。病気を治してくれるなら、正直いって、どこでもいい。どこか、いい所があったら教えて下さい」

資料 I 意見陳述書 (Ⅳ)

(3) 一男二女の未娘が、中学生の頃、万引きで補導されてから、目に見えてワルになり、毎日、学校に出かけるふりをして遊び回り、 暴走族と付き合うようになってしまったと嘆く母親は、こう訴えている。

「戸塚をひどいところだと批判する人たちに私は聞いたんです。暴走族の子供達と1度でも口をきいたことがありますか、非行少女と言われる子が何を考え、どういうことをやっているか知っていますか、と。皆さん、そんなこと何も知らへんでしょう。そういう子を預かるというのはほんま大変なんです。子供たちを叩いたんがいけんというけれど、私かて、何度娘と取っ組み合いのケンカをやったか分かりません。いっそ、娘を殺して、皆で死んでしまおうかしらと思ったことも1度や2度ではありません。

戸塚ヨットスクールが悪いかどうかとか、殴るのがええか悪いかなんて次元のことやない。その子が一生ダメなままで終わるか、それでも何とか立ち直るキッカケがつかめるか、その境目にいるということなんです。あの子がダメなままやったら、もう私は死んでも死にきれません。これは、世間の人が言うような"子捨て"や"無責任"やないんです。子を捨てられるくらいなら、そして、本当に無責任なら、もうとっくに投げ出しています。そんなこと誰ができますか......」

(4) そして、このような情緒障害児の行きつく先を象徴するような1つの事件が発生している。去る昭和52年10月、東京都で発生した事件であり、家庭内暴力で手におえなくなって一人息子の高校生(当時16歳)を、思いあまった父親が扼殺し、母親と共に自殺を図ったが死にきれなかった、いわゆる「開成高校生殺人事件」である。この事件の関係者の証言によれば被害者である高校生の家庭内暴力の実情は次のようなものであったという(朝日新聞、昭54.2.22夕刊)。

「学校ではむしろおとなしい方の A が、帰宅するや否や、まず大声で泣く。 『外で人を殺したい気持ちをガマンして抑え、やっとの思いで帰るので泣くのだ』と A は説明した。

そして、泣き終わると大暴れが始まる。手当たり次第に物を投げつけ、家族を殴り、けとばす。飲食店経営の父親は普通深夜に帰宅するため、攻撃は主として在宅の母親と祖母に向けられた。洗面器で十杯くらい頭から水をかけてグショぬれにしたり、寝ている時にフト

ンをはいで外に投げ、部屋中に水をまいて眠れなくする。外へ逃げ出しても追いかけて水をかける。破壊の音や叫び声が毎日のように近 所の家まで聞こえ、物に火をつけて戸外へ投げる様子も見られた。それが、何ヵ月も続く。事件の数日前には包丁をかざして父親に切り かかり、サラで頭をなぐって負傷させたため、パトカーを呼んで精神病院に収容しなければならなかった」

惨事が発生したのはその数日後のことである。

そして、この判決の中で東京地裁は、この問題については未だ治療法が確立していないと述べたと伝えられている。

これが、情緒障害児と呼ばれる少年たちの姿であり、施設、相談所を尋ね回った揚句、思いあぐねて戸塚ヨットスクールに預けられた 子供たちの姿である。

その惨状はまさに体験したもののみにしか理解し難いところであろう。

五 ところで、上記のような情緒障害児に対し、過去国や自治体はいかなる対応を示してきたというのであろうか。

前述の情短施設は、昭和36年の児童福祉法の改正により設立されるに至ったものであるが、その収容人員は先に述べた通り僅かに5百名程度のものであり、かつ、この施設は、同法43条の5の規定自体からも明らかな通り、小学生でしかも軽度の情緒障害児を短期間収容することを目的としたものに過ぎない。

その外には、文部省が発行するパンフレットには、昭和 56 年現在、情緒障害特殊学級が全国に約 1,800 あるとの記載があるが、これが実際には全く有効に機能していないことは周知の事実であり、また、自治体の福祉事務所の中にある家庭相談所や、全国の主要都市に設置されている児童相談所も単なる相談や指導が中心である。

一方、民間の施設としては、まず、精神科医療があるが、これは3時間待って10分と言われる実情で、治療効果は殆んど認められないのが実情であり、他には静岡県袋井市の「デンマーク牧場」、あるいは校内暴力をはじめとする悪質な非行少年たちを進んで受け入れ、体当たりで立ち直らせている若林繁太校長の率いる長野県篠ノ井旭高校などが著名であるが、その数はまことに微々たるものである。

先に述べた情緒障害児の数からみれば、その治療施設は殆んど皆無に等しいというのがその現状なのである。

本件は、こうした既成のシステムと機構がいかに無力で役立たないかを明らかにした事案であり、この事実こそが、戸塚ヨットスクール繁忙の原因でありその社会的背景である。

現に、同スクールにはこのような施設、相談所をめぐり歩いた者が多数いることは戸塚被告人が述べた通りである。

ここに、その間の実情を示す好例がある。昭和 57 年 6 月から同年 11 月の末まで戸塚ヨットスクールにいた、16 歳のある少年 A 君の例である。

この少年の母親は次のように述べている。

「この子は、小学校時代は、ごく当たり前の子供でした。友達も多く、どちらかといえば腕白坊主というタイプで算数が得意でした。主人の体が弱いので、私が店に出てはいましたけど、夕食はいつも一緒にとるようにしていましたし、年に1度は旅行にも行っていました。一人息子ですから、できるだけのことはしました。かまい過ぎたのかもしれません。でも、けっして過保護には育てていませんし、溺愛したのでもないと思います。成績は中くらいでした」

ところが、A 君は、中学に入ると、いわゆるツッパリグループと付き合うようになってしまい、2 年生になると、登校拒否が始まり、6 月になると、全く登校しなくなってしまったのである。

「登校拒否の原因は、息子の友達が私どもの家庭の悪口を言ったのがキッカケだったそうです。担任の先生も心配して、うちを訪ねてくれましたけれど、息子は嫌がって"その敷居の内側に一歩でも入ってみろ"という始末でした。

私も困ってしまい、精神科の先生を訪ねたりしましたが、とにかく"本人を連れてこい"と言うぱかり。ひどい先生になると、"腕ずくでも連れてこい。そうすれば入院させる"と言いながら、"薬を投与しても3年はかかりますよ。ま、このまま3年間放っておくのと大差はないな。3年たって、本人が鮨屋の小僧にでもなろうかと、言い出すのを待つしかないな"と言うんです。私はどうしていいの分わかりませんでした」

A君は中学を卒業し暴力をふるうようにもなった。しかし、母親が児童相談所にいくと、18歳までは、子供を預かるのがタテマエになっているのだが、A君は義務教育が終わっているからダメだと断られたのである。

心理学の先生、県の衛生センターの先生、誰もが具体的なアドバイスをしてくれなかったという。逆に、「もう子供を捨てなさい。自分の子供と思わないことです」とケンもホロロ。

しかし、そうこうしているうちに、A君の家庭内暴力はエスカレートしていった。棒で両親を殴る。障子、ガラス、フスマなど跡形もなくなっていた。タンスの中からは、洋服を引っ張り出し、カッターナイフで切り裂く。そのナイフを持って、両親を追いかけ回す。

A君のこうした行動は夜はかりだった。昼間はおとなしく、部屋に閉じこもったままで、夜になると親、祖母までがケガを負わされるようになり、このままでは殺されると思って、とうとう両親は家を出てしまった。A君だけがその家に残ったのである。

食事は、A 君の寝ている間に、母親が冷蔵庫に入れに行っていたが、これでも"危険"になった。家の軒下のサオに、3 食分の弁当をぶら下げることにしたという。

しかし、それでもA君は、自転車で食料を届けにきた母親の姿を見ると、追いかけてきて殴る蹴るの暴力をふるっていた。

「殺せるものなら殺したいとすら思いました。息子は、長い間、陽に当たっていないので、顔は真っ白。太って動きも鈍くなっていました。 戸塚ヨットスクールのことは、2月にテレビを見ていたので、捜し回って、5月にやっと見つけました。2件の死亡事故のことも知っていました。でも"死んでも仕方ない。イチかバチかだ"と思い、迷いはありませんでした」

こうして、A君が戸塚ヨットスクールに入るようになったというのである。

現時点で、戸塚ヨットスクールに第三者的評価を加えることは、極めて容易であり、その場合大方の結論は「ヨットによる鍛練を通じて立ち直れる子供がいる一方に、こうした訓練に適さない子供もいるのであるから、戸塚ヨットスクールは、子供の適応性について、もっと細かい正確な科学的な分析が必要であった」ということになるであろう。

しかし、数多くの体験によって両親の苦痛を知り尽くしている被告人らが、困り抜いた両親らに殺到された場合、これを拒絶することが、いかに心苦しく、困難なことであるかは、そのような立場に身を置いたことのある人間でなければ理解できない事実であろう(小此木啓吾「精神科医からみた戸塚ヨットスクール事件」中央公論、昭和58年9月号参照)。

六 以上に述べた通り本件は、情緒障害という深刻な社会問題に対する、行政当局の対応の遅れという狭間の中で発生した洵に不幸な事件であった。

しかし、この深刻な社会問題に、1人の民間人が様々な批判を浴び続けながら、孤立無援で必死に取り組んでいたこの数年間、国や、自治体は、一体、どのような具体的対応を示したというのであろうか。

そこに、見られる事実は、この事件が発生するや、直ちに、所管外であるとして、その責任を厚生省に押しつけ、国会で予想される質疑に対する答弁を回避しようとしたという文部省の役人の行動(中日新聞 昭 58.6.20 夕刊)に象徴される通り、一貫して無為無策であり、責任回避に終始したものであった。そして、その一方でこの問題に必死に取り組んだ被告人諸君に与えられた報酬は、営利のみを目的とした悪逆非道の「組織的暴力集団」という汚名であり、長期間の身柄拘束であり、そして、今後長年に渡って続くであろう刑事被告人という立場であった。

そこには、被告人らを一方的に非難し、責任を回避しようとする姿勢はあっても、被告人らが提起した深刻を極めるこの問題について、 今後真摯に取り組もうとする、一片の誠意すら感得することはできないのである。そして、その状況は現在も殆んど改善されていないのである。

例えば、去る9月22日開催の愛知県議会において、次のようなやりとりが行われている。

質問(議員)

「一連の暴力事件に関する戸塚スクールの逮捕者は 20 人を数え、これからは裁判所の審理にまかされるが、問題は、同スクールに 預けられていたような子供たちをどこが引き受け、誰が、どのように教育、治療をしていくのかである。現在、登校拒否、家庭内暴力、情

戸塚ヨットスクール 96 / 118 「獄中記」

緒不安、無気力などの問題児童を収容し、治療する施設は不充分であり、このような社会的背景が戸塚ヨットスクール問題を生んだ 一因ではないかと思う。

まず第1に、知事はこの事件についてどのような考え方と認識を持っているのかお伺いする。

第2に、本県における情緒障害児、情緒障害者あるいは、自閉症的な無気力児童などの現実をどのように把握しているのか、具体的に明らかにされたい。 更に、現状は、公立、私立とも、ほとんど他県まかせではないかと思うが、どのような対策を施しているのかお伺いする。

第3に、この事件を契機に、県としてはどのような施設で受け入れをし、生涯教育を含めてどのような教育を施していこうとされるのか、 具体的にお伺いする。

第4に、行政の谷間にある者のごく一部の者が「戸塚」に入っていたとしても、金がない、本人が承諾しないなどにより、そこに入れない 人たちを県はどのように位置付けているのかお伺いする。

第5に、本県におけるこの問題の相談業務がばらばらであり、この機会に統一された機関を考える必要があると思うが、その考え方についてお伺いする。

第6に、近県にある静岡県のジャガイモ天国、浜松市郊外のデンマーク牧場、三重県の日生学園などをどのように考えているのか、 知事及び教育長の所見をお伺いする」

答弁(知事)

「戸塚ヨット・スクールその他情緒障害児の問題であるが、児童福祉施設を始めとする、関係の公の機関が進んで利用してもらえるような体制を整えていかなければならない。いずれにしても、福祉事務所等の関係機関と連携して、問題児童をす早く発見して適切な手を打つことが大事である反面、家庭でもしっかりしつけをしてもらう必要がある。

それから、窓口の一本化についてであるが、窓口は非常に多岐にわたっており、一本化は難しいと思うので横の連携を密にすることを考えている」

答弁(教育長)

「最後に、じゃがいも天国、デンマーク牧場及び日生学園の所見であるが、じゃがいも天国、デンマーク牧場の趣旨は、大自然の中で 勤労的学習を行うことにより、情緒障害を直そうというものであると思うが、養護学校においてもそのような趣旨の勤労体験的学習は行っている。ただ、公立でそのような学校を作るとなると、色々と問題があると思う。これら3つについては、充分承知していないので、今後よく調査、研究してみたい。」

以上のやりとりによって、明らかとなったことは、本件が発生して数ヶ月を経た時点において、なお、愛知県が情緒障害に対し、無策であったという事実であり、かつ、将来に渡って積極的に取り組もうとする姿勢もまた殆んどないという事実であろう。

先に述べた文部省の役人が本件発生後、直ちに厚生省にその責任を押しつけ、国会での答弁を回避しようとした姿勢と見事に一致するものと言うべきであろう。それから4ヶ月近くもたった、本年の1月11日、愛知県はやっと腰をあげ、半田市にある短期治療施設「ならわ学園」に中学生も受け入れられるような予算措置を講じたということである。しかし、その内容はといえば、受け入れ人数が僅かに15名であり、およそ抜本的解決とは程遠いものであった(朝日、中日各新聞昭和59年1月11日夕刊)。

要するに、本件を契機に情緒障害児問題に対する取り組みの不充分さを指摘された県当局がその批判をかわすために、お茶を濁した程度のものでしかないのであり、現在は、その程度のものさえ存在しないことを、自ら明らかにしたものであった。

そしてそれは、加藤校長代理が逮捕された当日、境野貢コーチが記者会見の席で述べた、「我々が、頑張り続ければ行政機関も情緒障害児のことを真剣に考えてくれるようになると思う」という同コーチの切なる願いを裏切るに充分のものでもあった。

情緒障害児を抱えた多くの家庭は現在もなお、地獄の日々を送っているのである。

第七 おわりに

最後に弁護人らは、この法廷における今後の審理において全力をあげて次の主張と立証を行なわんとすることを明確にする。

まず、その第1は、捜査当局がこの事件の捜査手続において、いかに刑事訴訟法の定める適正手続を無視し続け、違法な捜査を繰り返したかを明らかにすることである。第2は、本件の訴因の1つ1つが、事実上もまた法律上も極めて疑問の多いものであること。そして、第3は、30数件に及ぶ本件各訴因の1つ1つがその何れを取り上げてみても情緒障害という深刻な社会問題を背景として生起した事件であることである。

弁護人らは、裁判所が以上3点について、充分目を据えた審理を尽くされるよう、切望するものであり、かつその何れの1つを欠いたとしても本件について妥当な結論を導くことは不可能であることを付け加えたい。

そして、そのような審理によって導かれるであろう本件の結論こそが、情緒障害児問題と言われるこの社会問題に、必ずや1つの回答を与える結果となるであろうことを弁護人らは確信するものである。

資料 I 国会衆議院法務委員会議録 (I)

≪資料Ⅱ≫

第102回 国会衆議院法務委員会議録 第13号

昭和60年4月10日(水曜日)

午前 10 時 17 分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 太田 誠一君 理事 亀井 静香君

理事 高村 正彦君 理事 森 清君

理事 天野 等君 理事 岡本 富夫君

理事 三浦 隆君

石原慎太郎君 上村千一郎君

衛藤征士郎君 宮崎 茂一君

稲葉 誠一君 小澤 克介君

日野 市朗君 中村 巖君

橋本 文彦君 伊藤 昌弘君

柴田 睦夫君 林 百郎君

出席国務大臣

法務大臣嶋崎均君

出席政府委員

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務省刑事局長 寛 榮一君

法務省矯正局長 石山 陽君

法務省保護局長 俵谷 利幸君

法務省人権擁護局長 野崎 幸雄君

法務省入国管理局長 小林 俊二君

○片岡委員長 裁判所の司法行政、法務行政、検察行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

石原慎太郎君。

○石原(慎)委員 私は、法務委員会に出席するのは生まれて初めてでございまして、覗いたこともございません。法律、司法に関しては全くのど素人でございますが、この質問を致しますために、友人の弁護士だけではなくて、友人には裁判官、検事もおりますので、色々相談しお知恵も拝借致しました。その中のある人が触らぬ神に祟りなしだということを言われましたが、私は言わんとするところの意味がよく分かるような気が致しました。しかし、日本を真に開かれた、より自由が保障された社会として安定させていくために、むしろ素人の方が同じようにほとんど素人である大衆国民を代表する場合もあるのじゃないかと思って、敢えて質問させて頂くわけでございます。

私たちが触ってならないのは自由そのものでありまして、これを棄損する可能性のあるものがあったらこれを正しく防いでいかなけれぱならないと思うわけでございまして、特に社会工学的に非常に規制力のあります行政、立法、司法に法律から外れたところでタブーがあってはならないと思いますけれども、大臣、この点を基本的にいかがお考えでしょうか。

○嶋崎国務夫臣 ただ今のお話はその通りだと思っております。

○石原(慎)委員 私が色々聞きましたら、これは正確な数字がどうか知りませんが、日本の起訴された事件の有罪率は人によったら99%、ほとんどの人が90%コース、一方アメリカでは30%である、つまりこれはかなりの起訴された事件のうちの有罪率の格差だと思いますけれども、アメリカと日本を比べた場合に、民主主義のお手本として我々が考えていたアメリカと日本にかなりの格差があると思いますけれども、大臣、この点についていかがお考えでいらっしゃいますか。

○寛政府委員 有罪率、裏を返せば無罪率でございますが、日本の場合、一般刑事事件全体で無罪率はたしか 0.2%、ですから有罪率は 99.8%ぐらいになりましょうか、であると承知致しております。アメリカのパーセントが 30%かどうかは詳しくは存じておりませんが、相当高いということは一般的に言われておるわけでございます。その差異は、アメリカと日本の法制度の違いに基づくのが主要な原因であろうかというふうに考えておるわけでございます。

○石原(慎)委員 たしかアメリカは半分以下と聞きました。日本におりますアメリカのある著名な新聞記者 2 人にこの話をしましたら、彼らは肩をすくめてホリブルと申しました。恐ろしい、君ら日本人は不安を感じないのか。法制度の違いはあるかもしれませんけれども、彼らの言うところは、要するに裁判官も検事も共に人間である、完璧な人間がいない限り、そういう人間が扱う裁判でそれだけの数字が出てくるというのは非常に恐ろしいということを言っておりました。私は、裁判というものの実態は必ずしもこういった数値で左右されるものではないと思いますけれども、しかしこれは民主主義というものの成熟度をはかる非常に大事な鍵、メジャースティックじゃないかと思います。

私、本当に素人ですが、ある事件をきっかけにこういう問題に関心を持ち出して色々調べましたら、日本の場合には裁判の運行に 色々問題があって、とにかく煩しいし自由になりたいから執行猶予がつくなら控訴もせずに受けてしまおう、またそれを勧める弁護士もい たりして、一種のあきらめで刑を甘受する人が非常に多い、そういう実態があるのに実は驚きました。法務省には御異論があると思いますが、これは私の印象と申しましょうか体験として申し上げておきます。

三権分立ということになっておりますけれども、この立法府にしろ、私も政府におりましたが、行政府にしろ、とにかくマスコミを含め縦横無尽に批判にさらされているわけで、それは開かれた自由な社会として妥当なことです。そういったやや行き過ぎの批判とかマスコミの動向もありますけれども、それが相互に作用し合ってチェック・アンド・バランスされていると思うのですが、どうも司法だけが一種の聖域化されている感じが致します。

それで、そういうもののチェック機関として裁判官弾劾裁判所というのですか、これは鬼頭判事補の事件で知りましたけれども、また検察官適格審査会なるものがあるそうでありますが、こういうものが、ある大きなきっかけで開かれたという例を実は私、耳にしないのですが、これは今まで戦後度々開かれておるのでしょうか、どのくらいの頻度で開かれておるのでしょうか、お聞き致します。

○岡村政府委員 最近 10 年間の例で申しますと、平均致しまして毎年 1 回開かれております。 51 年以降現在まで 10 回開催されております。

○石原(慎)委員 私は、現在係争中のある事件を踏まえて質問をしているわけでございます。

実は、予算委員会でこれに先立ってある質問を致しました。敢えて申しますけれども、それは例の戸塚ヨットスクールの事件でございます。戸塚君は私の友人でもありますし、日本の誇る本物の超一流のヨットマンでありまして、真のスポーツマンであります。これは私の友人関係でございますけれども、私がこの事件を非常に注目して裁判の動向に関心を持たざるを得ないのは、これは予算委員会で文部大臣との応答の中で話したことでありますけれども、これはただの事件ではなくて、今日、日本の中学、高等学校の児童生徒において、いわゆる情緒障害児というものの数が世界に比して異常に多いのです。これは 16 年前に中央児童福祉審議会でしたか、既に警告を発しているのですけれども、文部省は全く無為無策できまして、いたずらに増えるばかりで、今本当に手をやいている。これは日本の民族史の中で初めて出てきた子供たちでありまして、対処の方法が分からない。私、これはどうして出てきたと思いますかと文部大臣に聞きました。松永さんは昔検事であり弁護士であった人ですけれども、じっと考えて、これは私個人の意見ですけれども、私は日本の若いお母さんがいかぬと思いますと言われた。これは実に名言、至言でありまして、私はその通りだと思いました。残念なことに、次の日の新聞にはそれは 1 行も書かれなかった。私はお母さんたちに対する大きな警告になったと思うのですけれども、これは取り上げられませんでした。

いずれにしろ、この情緒障害児に対する対策というのはどうにも立てられないし、臨時教育審議会でも一向にこれが俎上に上ってこない。ところがこの情緒障害児がヨットスクールで奇跡的に直っていたわけです。周囲の人は、皮肉なことに今日彼を罪人、被疑者として扱っている警察の人たちも、これを非常に評価し、部分的には協力もして下さっていた。ところがこういう事件になりました。

もともとこの学校は、普通の人にヨットを教えるために開設しました。そこに親が手に負えぬ子供を強引に入れた。子供も何となく海が好きだったのでしょう。そこにいるうちに直ってしまった。それが口から口へ伝わって、とうとう情緒障害児専門の学校になってしまったのです

戸塚ヨットスクール 101 / 118 「獄中記」

が、校長以下、コーチたちにすれば何も好きこのんでやっているわけではないので、素人相手に、普通のまともな子供相手に学校をやっておる方がずっと楽だ。だけれども、そういう社会的な希求もあって、彼らも意を決して学校の方針を切りかえて、そういう子供たち専門の学校になっていったわけです、必然的に。ところが、戸塚君自身も何で子供がこんなに直るのかよく分からなかった。彼は理科系の学校を出た非常に優れた人物ですから、自分で論理的に考えていったのですけれども分からない。これは非常に効果があることだけは確かだから、国家のベースでもっと一般的に実験をして、もっと広くデータを拾って体系づけてもらいたいということを言っていた。その矢先にあの事件になりました。

彼は幸か不幸か既に2年近く拘置所の中にいるわけです。その間、彼は勉強家ですから色々な勉強をした。同時に、日本の京都大学等々、大脳生理学で非常に新しい発見がありましてこれが分かってきた。ここでくどくど申しませんけれども、人間の脳幹という部分に非常に不思議な分泌物があって、これが作用して、子供に限らず大人を含めて人間の知情意を形成しているという分子生物学の新しい発見でありまして、アメリカのある泰斗は、今や人間の精神の問題は分子生物学の手のうちに入ってきたと言っても差し支えない、これは多くの哲学者や文学者に余りいい印象を与えないかもしれないけれども、科学的にはそれが立証されるだろうということを言っているわけですが、人口当たりの数が世界で1番多い情緒障害児について、政府を含めて、学校の先生も全く手をこまねいて等閑視している。その間、どんどん少年たちの荒廃は進み、日本の教育は6・3・3制を何割に直したところでどうにもならないところまで揺るぎがきているわけです。

ですから私は、戸塚個人の問題は友人として憂慮致しますけれども、それ以上に政治家として、教育に関心ある市民として、この戸塚君の体験が暗示しているものが正当に評価され、例がいいか悪いか分かりませんが、私はやや丸山ワクチンに似ているなという感じがするのですけれども、ここから文部省なりあるいは学校なりが大きな啓示を酌み取って、それを国家の責任で体系化して、日本の教育というものを根本的に考え直していく大きなきっかけがここにあると思う。

係争中の事件ですから、皆さん御意見はおっしゃらないでしょうし、これから先は私も論評を控えますけれども、全体の成り行きからすると、本質論が非常にゆがめられ、隠され、すりかえられた形で裁判が行われている。しかも、その裁判の前の準備もそういう形でしか行われていないというところに、戸塚君個人の自由の問題以上に日本の教育が蘇生する可能性が阻害されていると思うので、素人ながら諸先生の前でたどたどしくこういう質問を行うわけでありますので、そういう前提があるということを大臣並びに政府委員の方々に御了承頂いてお答えを願いたい。

私は、決して司法に立法府で干渉するつもりもありませんし、してもらいたいと思っておりません。ただ、係争中の事件だからといって我々は一歩離れたところで見るというのが大体今までの慣習のようですけれども、ある場合、色々な事実が歴然としている時に、三権分立と言いながら、立法府なら立法府で法務委員会があるのですから、ここで議論され、こういう問題を規正というと行き過ぎかもしれませんけれども、我々が見届けた上で、色々な判断を大所高所でなさる必要があるのじゃないかな。また同時に、こういう議論を通じて国民が何が行われているかということを熟知する、そして日本の自由民主主義社会というものがどこまで成熟しているのか、していないのかということを国民自身が知る必要があるのではないかと思うわけでございます。しかし、一般論としてお尋ね致しますから一般論としてお答え願いたいけれども、ただ、どこにそういう証拠があるのだと言われましたら私はいつでも提出致しますが、証言者もいるでしょうけれども、私

なりに調べた事実をもとにして、一般論的な質問をし、一般論的な答えを願いたいと言っているということをひとつ御理解願いたいと思うわけでございます。

問題は大きく分けて4つほどございます。よく言われることですけれども、被疑者の長期勾留と保釈の問題、第2は証拠隠滅あるいは証拠開示、証拠に関わる問題、第3は裁判の運営のための正当な手続、公正な手続の問題、第4は拘置所のあり方の問題でございます。どうも建前とするとこれは裁判所、裁判官の責任下にあると言われておるようですし、また検察官はやや警察官に似て特殊でありますけれども行政官の範疇に加えられるために、行き過ぎがあるにしても、それをチェックするのは裁判官の責任ということのようで、確かに警察官がある場合には少し行き過ぎをしてでもやってくれませんと犯人も挙がりませんし、検察が一種のプロとして非常に意気込んで激しい責め方をするのは頷けますけれども、行き過ぎがあった時にこれをチェックするのが裁判官だと思います。ですから、全ての責任は裁判官に体系的には集約されるのかもしれませんが、事実を調べていくととてもそれで済まない、裁判官の目の届き切れないところで色々歪みがある。これを単に裁判官1人の責任で問うて済むのかなという疑問を私は抱かざるを得ないわけでございます。

長期勾留の問題に入りますけれども、私が予算委員会で質問致しましたら、周囲の与野党の予算委員の諸兄が等しく驚きました。 それは何で驚くかというと、単純な問題で、何だ、戸塚はまだぶち込まれているのか、あんな事件でまだいたのかということです。いかにも 長いじゃないか、これはおかしいぞということが、ざわざわという形で与野党の委員の中から起きました。現にもう2年近くになりますが、そ の間十数回保釈の申請がされましたけれども、全部却下されました。

それは主な理由は1つでありまして、刑事訴訟法60条と89条に言われております証拠隠滅のおそれがあるということでありました。それなら、いかなる証拠をいかにして被疑者側が隠滅するおそれがあるのかということをしきりに弁護側が聞いたわけです。恐らく他の裁判でもこれがあると思います。その場合に一般論として、色々検察側の都合もあるでしょうけれども、これは可及的速やかに、いかなる意味で証拠隠滅のおそれがあるかということを分かりやすく検察が、あるいは裁判官を通じて弁護側に伝えるという責任があるのではないかと私は思います。できるだけ早くそれを答える責任があるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○寛政府委員 今、石原委員の御指摘にも関連致しますが、何分現在係属中の事件でございますので、その過程における個々の裁判あるいは検察、被告側双方の立証の問題等についての論評は差し控えたいと考えております。

今御指摘の被告人、多数ございますが、戸塚宏氏を中心に申し上げたいと思いますが、戸塚氏に対しましては、2名に対する傷害致死事件、それから2名に対する監禁致死事件、死者4名でございますが、その事件を含めまして合計13の事実で起訴されて現在審理中のわけでございます。そして、その間において被告人側から保釈の申請が2月頃までの段階で9回でございますが、その後なされておるかどうか詳細承知しておりませんが、いずれも裁判所によって却下されております。

その却下されております理由は、今先生の御指摘にもございましたが、刑事訴訟法第89条で、いわば権利保釈の例外事由が列挙してございます。その1号と4号でございます。1号と申しますのが「被告人が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものである時」ということで、本件の場合、今申し上げました傷害致死あるいは監禁致死が2年以上の懲役とい

うことで、犯罪がたくさんございますが、その中で重罪という類型に入るということでこの1号が該当するわけでございます。その理由としては、こういう重い犯罪については有罪になった場合には重刑も予想されるということなどから、定型的に逃走のおそれがあると認められるということであると言われております。それと、4号の「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある時」ということで、裁判所はこの89条の1号、4号という理由で保釈申請を却下致しておるわけでございます。

御承知のように、裁判所の決定には、本件保釈申請を却下する、その理由のところに89条の1号、4号と書いてあるわけでございまして、それ以上に、1号がどうして当たるあるいは4号の罪証隠滅は具体的にこういうことであるというような理由は付されておりません。また、付する必要もないとされておるわけでございます。

○石原(慎)委員 証拠の隠滅がどういう形で行われるおそれがあるかということを具体的に説明する必要がないわけですね、本来は。しかし、それは非常に問題がありまして、色々な問題がそれから出てくると思うのですけれども、私、今あえて89条の1号についてはお聞きしなかったのですが、どうしてもこの問題を踏まえますと一般論といっても個人の名前を挙げざるを得ないのですけれども、1人だけ分離して検事の調書に同意して、自分で罪を検事の言う通り認めた竹村コーチも、戸塚君と同じ罪状で傷害致死で起訴されていた。それで、1年以上というと、この人の求刑は2年何カ月で、結局判決は一審は2年で執行猶予2年ということでありました。となると、これまた致死という一種の殺人の容疑で起訴されていた人ですから、そういう意味では、分離された被告だけが、保釈ということに関しても、1回目の公判で自分の罪状を認知する以前、起訴状に捺印した瞬間に保釈されるという非常に不思議な現象が起こっているわけでありますが、係争中の事件ですから余り細かいことは聞きませんが、私はこれはどうもおかしいと思う。

私がここで一方的に物を言うこともまたこれは議事録に残って国民の目にさらされるので、それが必要だと思いますから、お答えがなくても敢えて私は言うべきことを言いますが、私、専門家に聞きましたら、これは一般論として、大体殺人という非常に重罪の容疑の人は保釈されにくい、しにくい、されないという慣例がございますそうですが、実際に専門家から見てそういうことが慣例として定着しているという傾向があるのですか。

○寛政府委員 裁判所の判断、個々具体的なケース、ケースでその事案の真相と言いますか、事案の内容、色々なその他の事情を 総合的に判断して裁判が決定されるわけでございます。その間に慣例的であるとかいうようなものの入る余地はないものと考えております。

それから、今御指摘の竹村コーチの件でございますが、何か起訴状に捺印するとか検事の言う通り認めて保釈されるということでございますが、そういうわけではございませんで、確かに傷害致死についての訴因もございますが、ずっと統一公判をしておりましたところを、ある段階で竹村コーチの方から分離の請求があり、裁判所が分離を認めて、分離裁判になった、そこで竹村氏の方が個別に裁判を受けた。その過程で裁判所は、罪証隠滅のおそれは、89条にいうおそれというものは認められなくなったという判断で保釈が許可されたものでございまして、検事の言う通りにしたとかしないとかということとは全く関係がないものというふうに考えております。

○石原(慎)委員 竹村コーチの場合には89条の1号は適用されなかったわけですか、保釈に関して、それまでの勾留の理由として。

○寛政府委員 特に確かめておりませんので断定は致しかねますが、恐らく1号、4号ということで保釈が却下されておったかと思います。 そして、分離され、保釈になった時の段階では、1号によって保釈を拒むという理由もない。90条とか91条とか、色々な裁量的な規定がございます。裁判官はその裁量の方法を考え、色々な諸般の情勢を考慮した上で、保釈相当という結論を出されたものというふうに考えております。

○石原(慎)委員 そこら辺が非常に、個々の事例でありますけれども、私たち素人には不思議な気がするのですが、要するに、同じように他の被告、つまり検事の起訴理由を認めないでいる他の相被告と1人離れてそれを認めた瞬間に、つまり同じ訴因で起訴されていながら、1人の人間だけが1号も適用するおそれがなくなった、必要性がなくなったということで保釈されるというあり方そのものに、何となく妙じゃないか、何が中で行われているのだろうかという疑義を持たない国民はまずいないんじゃないかと私は思います。

ただ、今局長は大事なことを言われましたが、慣例がないということ、大変結構なことです。私は、慣例というのは所詮法律ができた後人間が補足して作るものですから、それが定着するということは、あるとすれば非常に不可思議なことですし、けしからぬことで、本来殺人容疑の人でも無罪の推定という原則のもとに行われている自由主義社会の裁判でありますから、慣例が定着するということはその基本的な人権というものに抵触するので、そういう傾向があったらひとつ法務省の責任でそういうものにブレーキをかけて頂きたいと思います。

私はこの問題に非常に関心を持ったのですが、やはり民社党の前の委員長の春日一幸先生もこれに非常に強い関心を持たれまして、先生は何かこの問題に対する質問書と言いましょうか、一般論としてされたのですけれども、色々お考えになって、まだ質問書を提出されてないようですが、私、これは春日先生から頂きまして、何かの参考にしてくれということで拝見しましたが、大変大事なことを聞いておられるわけでございまして、質問書が正式に出る前に、春日先生の質問を法務委員会で横取りして申し訳ないのですけれども、ついでですから、大事なことなので、制度上の問題としてお聞き致しますけれども、要するに、被告人の勾留についての権利保釈制度を設けられておりますが、この制度には大幅な除外事由がありまして、その実態は、いわば例外的保釈制度になっていると思われる。したがって、この除外事由を整備して、特に証拠隠滅のおそれの項を削除するなどして、母法である英米法にあるがごとく、勾留は被告人の出頭確保のための制度として、かつ、保釈の請求があれば原則としてこれを許さなければならないこととするように、我が国の現行制度を根本的に改正する必要があると考えるかという質問がございますが、私も極めてこれに同感致しますけれども、この点、法務省の見解はいかがでございましょう。

○寛政府委員 お尋ねの現行制度でございますが、現行制度はそれなりに現在有効に機能し、かつ、有益に働いておるというふうに考えております。したがいまして、これらの制度を根本的に検討し直すとか改めるとかというようなことは現在考えておりません。

○石原(慎)委員 その他、これは色々大事な質問がございますですね。

基本的に、戸塚事件もそうでありますけれども、他の一種の確信犯と言いましょうか、政治事件で被疑者となった行為者が、その行為を正当な行為と自覚し認識して行われた類型の犯罪においては、一般の犯罪とは性格上異なっているので罪証隠滅のおそれも乏しいと考えられますが、そういう認識があれば保釈の可否に非常に大きな影響を持ってくると思いますけれども、そういう一種の確信犯という

のでしょうか、今申し上げた性格の犯罪を結果として犯してしまった被疑者に、一般の犯罪と違って罪証隠滅の可能性というのは非常に少ないと私は常識的に思いますけれども、法務省は、そういう見解を持たれる可能性はありますか、今お持ちになっておられますか。

○寛政府委員 いわゆる確信犯というものは定義はなかなか難しいと思いますが、政治あるいは信条等によって、自己の行う行為が正当であるという確信のもとに客観的に違法と見られる行為を行った場合とでも定義するのか、色々言われておりますが、いわゆる確信犯というものが一般に罪証隠滅のおそれがないというふうには直ちに結びつかない、やはり罪証隠滅のおそれというのは、個々の具体的な裁判の過程と言いますかその場において、当該刑事訴訟で争っております事実に関し責任を問われている被告人との関係において、人証、物証その他の証拠に対し何らかの働きかけをするとか、その他隠匿するとかというような罪証隠滅の具体的な危険があるかないかを判断することになろうかと思います。

したがいまして、これもあくまで抽象的一般論として申し上げますれば、例えば、ある人が確信的な意図によって殺人を犯した、裁判になりました場合に、その殺害という行為あるいはその前後の行為も全て詳細に捜査官に明らかにし、それが客観的事実に符合しておる、ただ、彼の言わんとするところは、自分のやった行為は現在の法には触れるかもしれないけれども、こういう目的等でやったのであって正当であるという主張だけをしております場合には、具体的な訴訟の場において罪証隠滅のおそれというものはほとんどないのではないかというふうに考えます。

ところが、いわゆる確信犯でありましても、やはり具体的な裁判の場において客観的な行為と言いますか、事実関係等を争うということがありますれば、その点について罪証隠滅のおそれがあるかないかが判断されますので、本人が、おれは正しいことをある確信に基づいてやったといかに力説しましても、罪証隠滅のおそれというものは当然出てくる場合があろうかと思います。

○石原(慎)委員 その点はよく分かりました。

次に進みますけれども、この証拠隠滅と色々関連のある証拠開示の可否の問題でありますが、色々大事な証拠を検察側は持っていらっしゃるようであります。一般的に申しましても、何か事件があって捜査陣が踏み込んで家宅捜査をする。本来、そこで押収していった証拠なるものは1つ1つアイテムとして記述されるべきものだそうですけれども、どうもガサ入れを受ける方も動揺しているものだから、捜査側が書類ダンボール1箱とか2箱という形で中に何があるか、とにかく押収された方も覚えていない。ところが、その中に検察側にとっても非常に有力な証拠があるかもしれないと同時に、被疑者の方にも逆に非常に有力な証拠があるかもしれないけれども、それにも全く物理的に手が届かない状況になるわけであります。

そういうシチュエーションは今まで随分色々な裁判についてあったと思うのですが、今回行われた、私が踏まえてお話をしている事件でもその傾向がどうもありまして、例えばきっかけになりました小川君という少年の死亡事件も、検察がとったお医者さんの調書が3通あるということだけは分かっているのです。それぞれお医者さんの意見が違うんだということも分かっています。お医者さんに聞いても、もう検事に話したから言いたくないということで、いかなる理由で小川君が死亡したかという見解が医学的に専門家によって違うということは非常に大事な問題でありまして、弁護側がどういうふうに違うかということを知ろうとしてもその開示が行われない。それだけじゃなしに、全ての押

収された証拠の開示がない。起訴のもとになっている検察側の証拠が開示されない。なぜ開示しないのかということを再三聞いてきたのですが、その答えがなかったのですが、最近、我々が聞くと非常におもしろい答えを検察側が弁護士と裁判官との打ち合わせの中でされたようです。それは、弁護人に証拠を開示する、弁護人が被疑者にそれを接見の時に話をする、報告する、被疑者がそれを手記にする、マスコミがそれを発表する、そして他のマスコミが相乗効果で大騒ぎして、その証拠の中に出てくる人物、特に少年たちのところへ押しかけて、親は動転して、調書にとられた証拠をさらに法廷で証言するべき出廷を拒否するおそれがあるということでありまして、こうなってくると、一体開かれた裁判が開かれた裁判でないのか、まことに判じがたいことになります。

これは実際に行われた回答ですからお調べ頂けば分かることだと思いますけれども、どうも証拠を捜査側だけが、検察側だけが握っていて、開かれた裁判として弁護人は実のある弁護をしようといっても、これは片手縛った拳闘というか、片手よりも両手縛った拳闘みたいなもので、つまりこっちが打ってくるのを、おまえは両手を縛ったまま反撃せずにうまく逃げ回れみたいな裁判になるんじゃないか。どうもそういうおそれがあると思うのですが、一般論として、公判が始まったら、できれぱその事前に速やかに弁護人に検察側の証拠の開示が行われるべきだ、それが公正な、つまり裁判の維持に不可欠の条件であり、また被疑者が保障されている人権というものを守る、防衛の権利の保障のために絶対必要条件の1つであると私は思うのですけれども、この点大臣、いかがお考えですか。

資料Ⅱ 国会衆議院法務委員会議録 (Ⅱ)

○寛政府委員 証拠開示の関係でございますが、まず一般論として申し上げますと、検察官が捜査の過程で収集した証拠、それを全部最初から見せろということをおっしゃる方はほとんどないのではないかと思います。そこで、検察官と致しましては、そのうち公判廷で取り調べを請求する予定の証拠、これにつきましては刑事訴訟法の精神、趣旨にのっとりまして第1回公判期日前、その他できるだけ早期に弁護人側に閲覧の機会を与えるということでございます。

それからまた、検察官が取り調べを請求する意思のない証拠についても、最高裁決定等色々ございますけれども、公益の代表者である検察官の立場、それから被告人の具体的な防御の問題等を勘案致しまして、その事案の性質、審理の状況等に応じて、真に必要なものについては適正に開示するという努力を致しておるわけでございます。

本件と言いますか、また具体的事件になるようでございますけれども、この事件につきましても、検察官の方が現在までに約 450 点の証拠を開示致し、約 6 割くらいが同意、その余は不同意ということになっておるようでございます。不同意の書証につきましては、それにかえて証人を請求して証人調べが行われておる。それからもう 1 つは、その当該証人の検察官調書あるいは警察官調書等がある場合でも、これは審理の経過にかんがみ、書証ではなくて当該証人に公判廷で直接証言を求める、刑事訴訟法の直接審理主義にも合致するわけでございますが、そういうものにつきましては、これは事前にはその当該調書を開示は致しておりません。ただ、その当該証人を

証人尋問する段階になりました場合に、当然被告人側も反対尋問することになるわけですから、その準備のためということで、その都度 その段階で開示を致しておるということで、本件についても同様の措置がとられておるようでございます。

それから、先ほど石原委員御指摘の鑑定書の点でございますが、私どもの承知しておりますところでは、小川君の死因についての医師の鑑定書は1通のみでございまして、これは既に開示済みでございます。それから3通あるというのは、これは別の事件の、吉川事件の鑑定書が3通あるということでございますが、これらについても全て開示済みでございまして、特にそういうもの、その死因等については当然公判廷で明らかにしなければならない事実でございますので、その過程で当然開示され立証がなされているというふうに承知致しております。

○嶋崎国務夫臣 今刑事局長からお話があった通りでございますし、私自身も、告発が前提になっている関税法違反、それから査察事件あるいは間接税、そういう仕事を随分長く国税庁でやっておりまして、その取り調べに入ったことも再々あったわけですし、その場合の開示その他の問題につきましても、そんなに円融自在に事柄を処理しているというようなことは全くございませんで、色々な差し押さえ物件等についてもきちっとした一覧表を作り、それを開示して、また現にそういうものの金額を確定しなければなりませんから、不利な証拠というものを充分提示して処理をしなければならぬというような過程をやったことはあるわけでございます。

警察庁の仕事の立て方、色々御批判もあるし色々な論評があると思いますけれども、しかし私は、日本の警察制度というのはそういう意味では非常にきっちり行われておると思っております。

○石原(慎)委員 ちょっと今、私の錯覚もございました。間違えましたが、3通の調書があるのは小川君でない少年のケースでございました。ただ、私がごく最近聞いた時点では、まだこの3通の鑑定書と言いますか調書が開示されてなかったので、もう既に2年に近い勾留が続き、裁判も行われている段階で、この大事な証拠の開示がないということはちょっと遅過ぎるのではないかと思ったので、そこにちょっとタイムラグがございましたけれども敢えて質問を致しました。その調書が開示されているなら大変結構でございます。

それから、今税務署の査察の話を例に引かれました。これは余談みたいな話になりますが、つい2、3日前にある公認会計士会の非常に偉い幹部の公認会計士の先生と話をしまして、たまたまこの問題が出ましたら、石原さん、検察とか警察で色々なことがあるかもしらぬけれども税務署の取り調べというか踏み込みのあれの方がよっぽどもっと一方的ですよ、ということを公認会計士が自分の体験から言っていました。大臣は大蔵省出身ですから、税務の出身ですし、それに対するカバーリングもあるでしょうし、また認識もあるでしょうけれども、それを受けて立つ方の公認会計士会には、非常に際立って違う意見があるということもついでにお伝えしておきます。

原則として、調書の裁判というものは自由主義国家の裁判の中では禁忌とされている。これは全くその通りだと思います。つまり、自白というものの証拠性の問題だと思いますけれども、特に不当な長期の勾留によって得られた自白は証拠性が非常に乏しいということは刑法の中にうたわれておりますが、この頃段々自白主義になってきたのですね。最高裁の幾つかの判例なんかを見ましてもまた自白主義が戻ってきて、どうも調書裁判というものが正当化されるというかまかり通るような傾向があるようですが、これはやはり、この頃冤罪事件

が頻発していますけれども、これが明かすように傾向としては是正されなくちゃいけない、慎まなくちゃいけない問題だと思いますけれども、 その点大臣、いかがお考えですか、基本的な問題ですので。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、自白についての色々な憲法上の規定その他があることは重々承知をしておりますし、またそういうことを前提にして、今刑事訴訟法の中でも色々それを補完するような手続というものも規定をされているということは御承知の通りでございます。

しかし、御承知のように、自白というのは犯罪捜査の中で非常に重要な位置を占めておると私は思うのです。ただ、問題は、それだけで事柄は処理されるものじゃなしに、それを立証すべき客観的な証拠というものを確実に固めて整理をしていかなければならぬということは当然のことであるというふうに思っております。したがって、自白に非常に偏重した、そしてまたそれを鵜呑みにしたような調査結果というのは非常にまずい結果を招いているということも十二分に承知をしておりますので、その点については新しい刑事訴訟法の制度の中で的確に運用されなければならぬというふうに思っております。

○石原(慎)委員 かつては自白は証拠の女王だと言われたことがあるそうですが、それが是正されなくちゃいけないと思うのです。逆にまかり通りますと、死体がなくても自白さえあったら殺人罪が成立するんだということになるので、そういう事態は絶対に避けなくちゃいけないと思いますけれども、これはやはり大臣、御同意頂けると思いますが。

○嶋崎国務大臣 自白だけで事柄が処理されるというようなことがあってはならないので、そういうことを立証されなければならない物的な 証拠その他を確実に収集をして対処するということが絶対に必要だというふうに思っております。

○石原(慎)委員 裁判のあり方についてこの頃論議がかまびすしくなったのは、1つは、非常に国民的な関心でありましたロッキード裁判に関して、一審の判決後、その姿勢から、門外漢と言われるような学者たちの間から反論が起こってきた。被疑者が元総理大臣であるから事は非常にクローズアップされるわけでありますけれども、私、たまたまこうした問題に関心を持たざるを得なくなったのは、その戸塚君の事件がきっかけでありますけれども、事のついでにロッキード裁判なるものに対する批判なるものを読んでみましたら、昨年の文芸春秋に石島さんという弁護士が、私たち素人が読んでもなるほどなと思う部分が幾つかある論文を連載しておられる。その中で、私は愕然としたのは、かつて名検事か鬼検事か知りませんが、言われた河井信太郎さんが酒席でざれ歌として、「王将」という有名な歌の替え歌を歌っておられた。その文句は、

明日は法廷に出てゆくからは

何が何でも落とさにゃならぬ

脅しすかしで固めた調書

私はそれを読んで、本当に背中が寒くなった。これはざれ歌では済みませんですな。私は、この弁護士はいいこと言うなと思って後で聞いたら、これは共産党員だというのでがっかりしちゃったんですけれども、共産党の方いらしたら失礼致しますが、私たちとイデオロギーを極

めて異にするので共産党に対しては厳しい批判を持っておりますけれども、しかし全く自由を保障されていない共産主義というものを、どういうわけか、自由にあふれた日本の中で志向される共産党の党員の弁護士が、一種の国民雑誌である文芸春秋の誌上にああいう 論文を書くということはまことに皮肉な現象で、一体何がどうなっているんだ、日本はかなり混乱しているなという感じが致しました。

またこの問題に戻りますけれども、戸塚事件というのは、皆さん専門家だから言われなくても分かっていると言われるでしょうが、自白が取りつけられないと非常に罪状の成立が難しい事件じゃないかと私は思います。また、専門家に聞きましてもそう言われますし、訴因そのものがかなり無理があるなという意見を持つ、実は弁護士だけじゃなしに、友人の検事もおりました。それはそれで、担当の検事の所信ですから私はここで口を挟みませんが、ただある種の裁判の中でどうしても自白というものが必要となってくる時に、それを取りつけるために1つの手段として長期の勾留が行われているという現況は、残念ながらあるのではないかと私は思います。これは厳正にチェックされませんと、そこら辺が裁判官の器量ということになるのでしょうけれども、ある種の信念を持ったグループですから頑張っていますが、脱落していく人もあるかもしれない。

そこで、結局訴因そのものが、先ほど申しましたように、この事件が持っている、暗示している日本の荒廃した教育の救済の手だてというものを頭から全く認めずに行われている起訴だけに、私は非常に心配がある。むしろもっと頻繁に被疑者の意見が聞かれたり、それに対する反論があったりする方がいいのではないか。密室とは言いませんけれども、非常に限られた世界でこの裁判が行われ、しかもどうやって自白をとるかということに時間がかけられているとするならば、これは被疑者にとってだけではなしに、司法にとっても極めて悲劇ですし、日本の国民にとっても悲劇ではないかという気が私は致します。そういう意味でも、春日先生がされようとしている質問は非常に大事だと思いますし、実際に質問がなされましたならば、さっきの御意見もありましたけれども、正面から受けとめて法務省全体でお考え願いたいと思います。裁判は、一種の闘いと言うと御幣があるかもしれませんが、検察官と弁護士との丁丁発止の中で、これが開かれた形で公平に行われて、初めて被疑者の人権が守られ、同時に裁判官も、有罪にしろ無罪にしろ、公正な判定を下されるというものだと思いますが、非常に膨大な調書が延べ1万数千人という捜査員で作られて、何でも厚さは7mくらいあるそうですけれども、これが非常に遅いタイミングでしか開示されていないということで、裁判そのものにひずみが出ている気が致します。そういう例が他にもあるのではないかと思って敢えてこれを申し上げているわけです。

もう1つ、賛否両論あるのは世の常でありますが、先ほど申しましたように、親もあきらめ、先生も投げ出した子供がこの学校で奇跡的に直ったということで、戸塚君を本当に神様、仏様、戸塚さんと言って感謝している親がいるわけです。そういう親の感謝、謝意、つまり肯定的な評価というものを、検察側の所信に盾突くことになるかもしれませんけれども、検察が現地の警察を使って規制している事実がございます。これについてこで論じることは具体的な例になるからお答えが頂けないかもしれませんが、ございます。これは非常に残念なことでして、色々な形である。もっとひどいのは、戸塚ヨットスクール支援会の幹部の人にまで嫌がらせとしか思えない尾行がついて、おまえの証拠写真を撮った、これだけで3カ月引っ張れるぞと言った刑事さんがいる。その証拠写真を見せてもらったら、別にこの戸塚ヨットスクールの事件に直接関係している、手を貸している人じゃないのですけれども、その尾行された人の証拠写真なるものが、その人がどこかで立ち小便している写真だったので、その人もびっくりしたし周りの人も驚いたというのですが、1番ぐあいの悪いのは、謝意を表明している親のところに捜査の方がいらして、余計なことを言わぬ方がいい、君のところの子供は直ったと思われているけれどもまだ確かではない、その兆候があったら即座に鑑別所に送るとか家裁にかけるぞというようなことを言われる。それから、これは知っているかどうか知らぬけれども、監禁傷害致死といって業務上傷害致死じゃないんだ、だからあんなアウシュビッツみたいな所に、事もあろうに親が頼んで自分の子

供を入れただけでおまえも同罪になるんだぞということを言われると、これは親は動転します。要するに戸塚ヨットスクールとは絶縁しろという、そういう現象が実際起こっている。

しかし、これは決して全ての警察の傾向ではございませんで、皮肉なことにこの事件が起こる前に、これは予算委員会でちょっと申し上げましたが、周囲の警察はどこももてあまして、学校で暴力を振るう、家庭内暴力を振るう、登校拒否をする子供たちが奇跡のように蘇生していくので、警察の方々はひそかに快哉を叫んだ。そして、親が、戸塚ヨットスケールに入れたいんだけれども、子供にそう言ったら嫌だと言って暴れているんで何とかして下さいと言ったら、分かったと言ってパトカーを派遣して、警官が暴れている子供を取り押さえて、ヨットスケールのライトバンがその子供を迎えに来るまで警察が手を貸してくれた、そういう事例が現実にございます。あるいは、その学校のスパルタ教育がつらくて脱走した子供が、何とかしてうちへ逃げて帰りたい、うちへ帰ったらまた親にしかられるかもしれないけれども、とにかくあそこだけは逃げ出したいと言って行くんだけれども、町の人もこれに手を貸さない、とうとう子供たちは交番に泣き込んで行ったら、交番のおまわりさんが、分かった、それじゃすぐお父さんに連絡してやるから奥の部屋に入っていると言って、子供たちをそこに入れて、お茶を出して、実は電話をかけて、おたくの生徒が逃げ出してきて行く所がなくてうちへ来ているから受け取りに来いと通報して、ヨットスケールの車が迎えに来て、こらっと言ってまた連れて行ってしごいて、その2人の子供は更生したそうであります。

そうなってくると、これは警察の立場も非常に微妙になりまして、親に向かって検察が本気でヨットスクールにおまえの子供を入れただけで親だって同罪で、起訴したらおまえだって起訴できるんだということになれば、検察官が今度は、戸塚ヨットスクールにシンパとしてひそかに共感を覚えて手を貸した警察官まで起訴できるということになる。まことに珍妙な現象が起こっておるわけでございます。

しかし、この状況を非常に冷静に踏まえた警察当局の発言がございます。これは当時の県警本部長が非常に冷静にこういうことを言っておられる。被告人らの所為については親の委託がある限り必ずしも犯罪とは言えない旨、述べたことがある。そう本部長は言っております。そして、スクールについては将来立派な施設として立ち直って欲しいということも言っておられる。私は、これが大方の日本人の良識を代表した意見ではないかと思いますね。それから、ある検察官の中には、これは本当かどうか知りませんけれども、弁護人から聞いたことですけれども、自分も司法官試験に合格してなかったら戸塚ヨットスクールに行ってコーチをやったかもしれない、これはお世辞か何か知りませんけれども、その後で怖いことを言ったのかもしれませんけれども、そういうことを言った検事もいるそうであります。

いずれにしろ、るる申しましたが、自白というものが色々な形で大きな意味合いを持たざるを得ない性格の事件の中で、検察と警察と どういう関係にあるかつまびらかに致しませんけれども、検察陣が人を使って、つまり検察にとって不利な自白を規制するようなことが絶対 にあってはならないと思いますけれども、これは原則論として私はそう信じます。あったかなかったということ、これは事実としてお調べ願った らよろしいし、私はその事実を踏まえて申し上げているつもりでありますけれども、原則論としてそういうことがあってはならないと思いますが、 いかがでしょうか。

○寛政府委員 石原委員御指摘の数々の具体的な事実としてお挙げになりました点、先生の御論説にも何カ所か出て参っておったと思います。これらの具体的な事実につきましては、私どもと致しましては、事実はない、御指摘のあるいは先生の論説にお書きになっているところとはその事態の経過、内容が違うというふうに考えておりますけれども、これは裁判のいわば情状と言いますか周辺の事柄でござ

いますので、一々これを反駁し、論議することは差し控えさせて頂きたいと思います。ただ、私どもはちょっと違うような見方をしているということだけは御承知おき願いたいと思います。

一般論として申し上げますれば、検察官は何が何でも、起訴したところを自分のした通りするとか、あるいはその戸塚ヨットスクールで立ち直った情緒障害児があるのを全部否定しようとして、警察を使ってそういう証言を抹殺と言いますか変えようとしておるというような点については、そういう事実は全くないと申し上げたいわけでございます。戸塚ヨットスクールについてどういう効果があったかということ、これもまた裁判の過程で明らかになると思いますし、そのことを全て否定しておるわけではございません。この点は裁判所の認定、例えば竹村コーチに対する確定致しました一審判決を見ましても、行為目的があったとしてもその手段方法は社会的許容性をはるかに越えて違法性があるんだという言い方をしておりまして、その目的についての判示もあるわけでございます。したがいまして、検察官と致しましても、そういうような効果があったことは、それが事実であればそれはそれなりに評価さるべきであり、片や一方、そういうことがあるからといって、今回起訴されておりますような事実が傷害致死あるいは暴行、監禁等ということで刑事責任をとられるべき行為であるという点とは、また別のことであろうかと思います。

そういう意味で、何でも被告人の不利なように警察を使って色々な証拠を働きかけるというようなことは事実としてございませんし、そういうことを今まで考えたこともないと思います。被告人に有利な情状も主として被告人側から法廷に提出されて明らかになるわけでございますが、検察官としては、被告人にとって有利、不利な事情を合わせまして、その中で事実を解明し、それに対して法律を正しく適用して、適正な刑罰ならば科刑を得るということが目的なわけでございます。

そこから先、情緒障害児をどうすべきか、国がもっと力を入れるべきであるとか、その情緒障害児の原因が脳幹等云々であるというようなことについては、検察官としては全く職責外と言いますか自分の範囲を越えた問題でございまして、その点について影響を与えるというような気持ちは全くございません。それはやはり、それぞれの分野で適切な対策がとられるということを検察官個人個人も心から期待しておるものというふうに考えております。

○嶋崎国務大臣 今刑事局長からもお話がありましたけれども、本件については公判係属中のことでございますから、私からこの問題についてとやかく言うつもりはありません。しかし、1番初めに委員からお話がありましたように、情緒障害児が非常に多い、日本は非常に特殊な現象であるというような御指摘がありました。私もその点については、そういう方々が非常に多いということはよく認識をしておるわけでございます。そういう中で松永さんは特に家庭だと言われた、私は非常に理由があるように思うのです。この頃核家族になってきておりまして、子供を大事に育てるというようなことで、甘やかしてどんどん育てていくという中でこういう状態になっているような人が非常に多い。また、それを規制をするというところで、きちっと折り目がつかない家庭なりというものがある。また、社会環境自身もその辺について非常にルーズになってきておる。そういう環境の中で、私も関係のことで神経科の先生に色々な相談をしたこともあるわけですけれども、そういう時に折り目をつけたことをやっていかなければならぬので、今までの慣習の中でずっとやっていったのじゃいよいよ事態が悪くなるんだというような指摘をされたこともあります。そういうことは、この問題を取り上げていく場合に、そういう情緒障害児の方を持っておられる人の感覚として、何か折り目をつけていくようなチャンスがあったら、またそういうことによって立ち直るという事例も私はないわけじゃないと思うのです。

しかし、御承知のように、本件については2名に対するところの傷害致死事件であり、また2名に対するところの監禁致死事件である という現実もまたあるわけでございます。したがって、そこは、この公判事件を考える場合によく御判断をして頂かなければならぬことでは ないかというふうに思っております。

それからもう1つは、先ほど私は自白について申し上げましたけれども、まず自白があるのではない。私は色々なことで関係の仕事をやらせてもらったこともありますけれども、まず客観的にこういうことがあるからということで大体自白というのは出てくるわけでございまして、最初から自白が走るというようなケースというのは、我々がやった例でもほとんどないという感じすらするわけでございます。したがいまして、自白万能主義で、まずそれがあって、それの客観的な証拠を固めていくというような説明に先ほどの説明が聞かれたとすると、そういうことではありませんので、よく御理解を頂きたいと思っております。

○石原(慎)委員 法務大臣に盾を突くわけではありませんけれども、今大事なことを言われたのですね。これは確かに事件が係争中でありますけれども、法務大臣は、要するに傷害致死、監禁致死という2つの事実があると言われたけれども、これはちょっと不当な表現で、その容疑があると言うならいいですけれども……(嶋崎国務大臣「容疑でした」と叫ぶ)容疑ですね。容疑という事実があると承っておきます。大臣がその事実があると言うと、裁判官を通り越して1番偉い人が断定されたことになりますので。

色々申し上げたいことがあるのですけれども、1つ、これは裁判の手続きの中で実際にあった事実でありまして、これに関しては裁判所が非常に適切な処置をしたと思うのです。起訴された後、弁護人と被疑者の接見が一時期非常に阻害されました。大体3日に1回、しかも20分ということで、検察官の指定がなければ接見は許されないという全面禁止が行われた。これはちょっと常識外のことであったと私は思いますが、さすがに裁判所は、これを要するに非合理であるということで解禁を致しました。これは極めて妥当な措置だと私は思いますし、そういう評価も致します。ここでそれが妥当であったことを今さら政府のオーソリティーから繰り返して言って頂く必要はないと思いますけれども、どういう裁判官か存じませんけれども、こういう非常に思い切った判定を下さざるを得ないような手続きの不便というものが講じられているということは、この裁判に限ったことなのか限ったことでないのか知りませんけれども、お耳に入っているかどうか分かりませんけれども、ひとつ御認識頂きたい。もしこれが裁判の時によく起こり、裁判官がそういう問題に異議を唱えなければまかり通るとなると、非常に裁判そのものが成果を問われるということになるのではないかと、私は、この件については納得致しましたけれども、改めて新しい憂慮を抱いたものでございます。

次は、拘置所の問題について伺いますが、私、戸塚君に名古屋の拘置所に面会に行って驚いたのです。これは監獄の中に拘置所が部分的に同居している。棟が同じなのか部屋が別なのか知りませんけれども、とにかく同じキャンパスの中におりまして、管理者も共通している。未決がどれくらいのパーセンテージだか私は知りませんけれども、ともかく囚人がいるわけですね。衣服は違いますし待遇も少し違います。ただ、同じキャンパスの中で未決と既決とを共通した管理者が管理していると、人間ですから、どういうわけか知りませんけれども、勾留理由に逃亡のおそれもありとされていないのに、その段階から腰に縄をつけられて法廷に引き立てられていく未決囚を眺めていて、やはりある種の混乱とか混同、錯覚を管理者が抱くのは妥当だと思いますね。私はやはり本来拘置所と監獄というのは別々の所にあるべきだと思います。それが望ましいと思います。予算の都合もあるのでしょう。ですから私は、もしそれが別の所に設けられるためには予算が足りないのだったらこれから一生懸命お手伝いも致しますが、本来拘置所と監獄はやはり別の所にあるべきものだと思いますけれども、これはいかがですか。

○石山(陽)政府委員 お尋ねの名古屋の拘置所ということに限定してお答え申し上げますが、名古屋の拘置所は本来は未決を入れるための専門施設でございまして、実は監獄として、いわゆる受刑者の収容施設として使うという二重の目的は本来あの施設は持っていないわけであります。

しかしながら、たまたま、あるいは委員のお目にとまりました事態で既決の人もいたということでありますならば、これは、いわゆる未決の人は公判、裁判等のために出廷がありますし、作業を課すわけにもいきません。そのために、その未決囚を含めました炊事でございますとか洗濯の業務でありますとか、こういう雑役に従事するために、既決囚からいわゆる経理夫というものを拘置所に派遣しております。それらの人々が混合収容されているという事態、これはどこの拘置所もあり得るわけであります。

名古屋の場合には約5、6百名の収容者がありまするが、その中で既決の状態になっている者が百数十名おります。大きく分けますると、裁判が確定しまして正式な既決囚として、しかるべき受刑施設に移送するまでの間身柄を預かっている人、これが非常に数多くあります。それと先ほど申し上げました雑役に従事しております経理夫でございます、こういった者がおるわけであります。しかしながら、この2種類の被収容者は、仰せのごとく混合拘禁するということは絶対に致しておりません。これは同じ拘置所の中でも厳に分画されました別の収容地域に、既決囚は既決囚ということだけで生活させております。それから、もちろん処遇目的そのものが全然違いますので、未決拘禁者に対しましては先ほど申し上げた通り作業を課さないわけでございますし、既決の方は、ただいま申しました作業に相当するもの、いわゆる炊事とか洗濯とかといった雑役系統に従事する。これは具体的な作業になるわけでありますが、また強制処遇と致しまして、受刑者は処遇目的が全然別個でございまするから、受刑者にはそれなりの処遇、教育といったことを別途に実施しておる、これが実態でございます。

○石原(慎)委員 そうすると、名古屋の場合、あそこにいるかなりの数の既決囚は拘置所を運営するための必要要員としているということですね。

でも、かなりの数の人がいまして、それはその分を全部民間から雇うわけにもいかぬでしょうから必然的にそういうことになるのかもしれませんけれども、私が混同、錯覚と言うのは、既決か未決かを物理的に取り違えるということではないのですね。眺める意識です。つまり、 未決の拘置者に対する管理側の姿勢というものにそれが出てくるのじゃないかということで申し上げたわけです。

戸塚君から度々手紙をもらうのですが、彼自身もああいう所に入るのは初めてなので、びっくりして色々なことを書いてくる。私も、この間1回面会に行った時についでに視察を致しまして、大変丹念に案内をして頂いたのですけれども、その時に戸塚君の訴えというのでしょうか、不満をただしましたら、それは法規で決められた通りのことをやっておりますと所長は言われました。多分そうなんでしょう。ただ、最初の6カ月間、戸塚君自身も自分で測ってみたら、野外に出て太陽を浴びながらぶらぶらする時間が延べで27時間であった。これは彼は非常に少ないと言っているわけです。彼のような一種の野人にとってみれば尚さら強く感じられるところでしょうが、私でもやはりそれは少ないような感じがするのですね。建物だってこの頃うるさくなりまして、東京で家を建てる時に、冬至の時に何時間日が当たらなかったら建てさせないというような日照権があるのですから、人間は生きているから何とかなるだろうということでこれは済まないので、建物より人間の方が大事です。つまり、未決の拘置者の日照権はどういう根拠で出ているのでしょうか。

それと、こういうものはアメリカの拘置所どころか監獄に比べてもかなり厳しい条件だと思います。厳しいと言えぱそれで済みますけれども、かなり非人間的というか、つまり拘置者というのは裁判を受ける前の人ですし、起訴されても無罪の推定で裁判を受けるわけですから、拘置の原則というのは監獄法にうたっているかどうか知りません、私はそこまで調べてませんが、要するに身は不自由に勾留されるけれども、平常の生活にできるだけ近い状況で勾留をさせるというのが原則ではないかと思うのです。まずそれを確認したいということ。

それにしてみても、6カ月で27時間云々という日照時間というのは、都会の日照権の問題に比べてもかなり厳しいというか不自然であると私は思うのですけれども、そういう論拠はどこによって出てくるのか。日本中の拘置所に共通した規定があるのでしょうか。

資料Ⅱ 国会衆議院法務委員会議録 (Ⅲ)

○石山(陽)政府委員 石原委員の文芸春秋の記事を私も拝見しましたのでちょっと調べておきましたが、昨年1年間だけでございますと、具体的に名前を挙げるのはいささかはぱかられるのでありますが、戸塚氏の場合日照のための戸外運動回数は、これは未決でございますので裁判に出ていく場合はどうしても外れてしまいますが、延べで191回という実績がございます。1回の運動時間は現在のところ30分でございます。それから、昨年の7月からは1回40分に延ばしておりますが、これは一律そういうふうに扱っております。ですから、最初の御印象で半年27時間というのはちょっと少ないのですが、これは恐らく裁判への出廷その他の関係があったのじゃないかと思われます。

それから、諸外国の例におきましても、立法例は、私がわずかな知識で承知している範囲では、欧米系でも戸外運動の時間は1人当たり1回で1番長いのは1時間、それから30分、大体この間で実施しているというのが諸外国の通例でございまして、特に日本の施設の場合少な過ぎるというほどのことはないというふうに考えております。

○石原(慎)委員 私の拙文にも書いたのですけれども、先ほど局長から、委員会の始まる前に立ち話をして、そういう誤認があったという ことを聞かされたのですが、相被告同士の会話で接見禁止の懲罰を食ったというのは、実は相被告だけではなくて、法廷の傍聴人との間の会話だったので懲罰をこうむった、それはあり得ることだと思います。そうすると、原則的に相被告同士の会話というのは許されていることでございますか。

○石山(陽)政府委員 委員も御存知の通りと思いますが、法廷が開かれております時には、刑事訴訟法 294 条でございましたか、裁判長の訴訟指揮権というのがございまして、全て法廷内の被告人の挙動等につきましては、発言の順番でありますとか回数でありますとか、これは裁判長の指揮によって行われることになります。したがいまして、この辺は裁判所の方からお答え頂いた方がいい問題かもしれ

ませんが、法廷内におきます相被告同士の色々な発言その他につきましては全て裁判長の指揮下に入っておる、こういうことになりますので、もちろんその場合には、私どもの施設側職員の戒護権の問題ではなくて、全て裁判長におゆだねしている、これが実情でございます。

ただ、監獄法の規定では、特に未決の刑事被告人の場合、御存知の通り未決勾留の目的そのものがいわゆる証拠隠滅の防止ということに重点がございますので、法の第17条によりましてみだりに交談しない、あるいは監獄外においても刑事被告人同士で交通することを禁ずるという趣旨の規定がございます。そのために、私どもは、法廷に入る前あるいは法廷の終わった後等でそういうような行為のないようにということは、出廷のたびごとに、出廷の護送をして参ります指揮者から、その日法廷に呼び出される被告人の人たちに対しまして注意事項として指導しております。

たまたま今御指摘の例は、先ほどもちょっと立ち話で申し上げたわけでありますが、本件の場合には、私どもの漏れ承っている範囲では、何か裁判所の許可によりまして、開廷直後かどうか分かりませんが、あらかじめ決められた時間内で弁護士等との打ち合わせ時間というのが設けられております。そこでお話し合いになったり、被告人同士で色々打ち合わされるということは認めておるわけでございます。それ以外の場合は、開廷中でございますので先ほど申し上げた訴訟指揮権になる。ところが本件の場合は、実は被告人同士の発言を法廷中に、つまり開廷中に制限する趣旨は私どもは何もなかったわけでありますが、開廷直後に、傍聴人と被告人の1人の人がその制止を無視しまして交談を始めて、それを制止したということであります。

それで、これに対します懲罰は、現在の監獄法には面会の禁止という懲罰はございません。これはどういうことかと言いますと、軽屏禁の処罰を受けたわけでございます。軽屏禁と申しますと、ちょっと字が難しゅうございますが、江戸時代で申しますと蟄居閉門のたぐいでございます。ですから、その反射効として当然に面会は許されない。しかし、この場合でありましても、弁護人それから特に緊急の用事があるという場合には、その懲罰執行中であっても面会を許すという扱いに現在はなっておる、こういうことでございます。

○石原(慎)委員 今の問題はよく分かりましたけれども、拘置所は、それこそいつ、だれが入るか分からない。田中さんだって入ると思って入ったわけじゃないでしょうし。 つまり一般論として考えて、我々も国民の代表ですから、私もいい体験をしまして、これはとにかく色々改良の余地があるな、お金も足りないならこういうことにこそ充実しなくちゃいけないなと思ったのです。

日照時間もさることながら、拘置所に勾留されている未決の拘置者に対する管理者の意識というものも、ちょっとこれから改善の余地というのですか、これは日本人独特のもので、もうちょっと欧米に近いものに変わっていかないと、余り逸脱しても困りますけれども、問題があるんじゃないかなという気がしたのです。

戸塚君が、短い日照時間なんで、どんな洋服を着ていたか知りませんけれども、せっかく日が照っているから太陽を浴びたいので上半身裸にならせてくれと言ったら、だめだ、なぜですかと言ったら、見苦しいと言う。別に女の子がそこにいるわけじゃないんで、私たちなんかがそれを聞きますと、ふうんという感じがします。

その他、今度は色々な制約があり過ぎて、本来の原則であります普段の生活に近い勾留状態にはなかなかなり得てないのではないかという感じが致します。例えば独房にいる人でも、中でヨガをやったり独自の体操をやったりするといけないので、安座するか正座するかどちらかしていろというので、年がら年中公判があるわけじゃないでしょうから、退屈きわまりないと思うのです。差し入れの本は私物として置いておくのは許されるそうですけれども、雑誌は、本でもそうですけれども、かなりのものがありますが、雑誌はどういうわけか知りませんが私物の範疇としてはとめ置くこともできない。読んだ後は没収されるそうですけれども、ここら辺の規定がどういうところから来ているのか、我々の普段の生活から遠いような規定があるという感じが致しまして、これは要求でございますけれども、ひとつできるだけ色々な改良をされまして、有形無形の形で拘置所が開かれた裁判を象徴するように、勾留者の普段の生活に近い状況になるような改善の余地がまだまだあるのではないかと思いますので、これは積極的にお考え願いたいと思います。

時間がなくなってきましたけれども、法廷内で被疑者がとったメモあるいは弁護人との接見の時にとったメモは検閲されるそうですけれども、これは要するに法律でそういう定めがあるわけなんですね。

○石山(陽)政府委員 法廷内でとりましたメモ等については事実上、検閲という形では――信書の発受の場合に検閲は致しますけれども、そういう意味での検閲ということではなくて、どういうことをメモしたかどうかにつきまして、被収容者の動静を把握する、その傍ら、要するに未決拘禁施設の本来の使用目的であります罪証の隠滅工作その他が現実に行われなかったかということを予防的に確認するという形でやっている措置でございます。検閲と申しますと、接見交通の際に、文書の発受でございますが、これが監獄法に明文の規定がございまして、現在も行っておるところでございます。

○石原(慎)委員 色々けしからぬ謀議をしているかしてないかということのチェックのために、検閲というのですか、それを閲覧されるというのは拘置所内の保安のためにも必要な措置かもしれませんが、それはあくまでも原則と言いましょうか、当然のこととして、その内容は拘置所の中だけで承知されていて外部に決して漏らしてはいけないものだと思いますけれども、それは要するに、その内容を外部に、裁判当事者に拘置所から漏えいするということはまさに禁忌だと思いますけれども、いかがですか。

○石山(陽)政府委員 その点は委員の仰せの通りでございまして、あくまで私どもの事務の内部の問題でございますので、こういうものは みだりに第三者に公表したりあるいは発表したりということはあり得てはいかぬことであります。

ちょっと余談になりますが、委員のこの間の雑誌の記事を拝見しておりまして、立会面接の際、弁護人が立ち会っておる面接の際でも 内容が抜けるということの趣旨がちょっと書かれてありましたので私もびっくりしたのでございますけれども、弁護人が面接される場合には原 則として無立会接見でございまして、一切立ち会いしておりませんから、そういうことはまずない。メモ自体とっておりませんし、話も聞いて おりませんので、それは恐らく何かの誤解ではないかというふうに実は考えておるわけであります。

それから、これももう1つ余談でございますが、やはり御執筆中にありました、先ほども御質問ありました中に、裸になって日光浴してはいかぬということも、これは1つの例で申し上げますが、被収容者には色んな人が入っておるわけでございまして、正直言って日光浴の際にくりからもんもんを誇示して被収容者に威圧をかける種類の者もあるわけでございます。1人やりますと、全部裸にして日光浴しなさい、

北欧のスウェーデンの施設ならむしろそれを勧めるでありましょう。しかし、日本の場合にそれをやりますと、体にケロイド状の傷がある人はかえって嫌がります。そういうこともありまして、私どもの施設は厳正かつ公平を旨と致しますので、そういう措置もあり得るんだということを御理解頂きたいと思います。

○石原(慎)委員 大体質問はこれで終わりますが、私もこの問題、全く素人でございますけれども、色々見解の違いもございましたし、また説明の中で伺って納得する節も色々ございましたが、いずれにしろ係争中の事件を踏まえての私の生まれて初めての法務委員会での質問でありますが、私は自画自賛するわけではありませんけれども、こういう議論がこれくらいのレベルで積極的に行われることは好ましいと思うのです、他の件に関しましても。やはりそういう審議、討論の応酬の中で、そういうダイナミズムの中で直すべきものは直されていくでしょうし、また私も新しい関心を政治家として持ちまして、特に拘置所の実質的な充実ということには一般的な関心も抱くようになりましたし、そういう点でるる申し上げましたが、これはどういうふうに何にどう波及していくか私は分かりませんが、ともかくもこの事件に限らず、裁判というものはより公正により開かれた形で行われていくように、先ほど申しましたように自白というものが段々比重を増してくる傾向がございまして、こういうものに対する批判もあるようですけれども、それをまた充分政府当局もしんしゃくされまして、国民が司法に大きな疑念を抱くことのないようにひとつ御努力願いたいということをお願い致しまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○嶋崎国務大臣 ただいまの委員の御発言につきましては、司法のあり方等について一般に、党の中でもあるいは個々の議員の皆さん 方が関心をお持ちになって頂くことは当然のことであるし、それについてある程度の論評をされるということも結構でございますが、ただ、現 に係属中の事案であったりする問題につきましては、具体的な問題としてこれを処理するというのはなかなか難しい点があろうと思うので す。したがって、そういう点について充分配意をしてもらわなければならぬことは当然でありますけれども、そういう中で色々論議されるのは 結構であろうというふうに思っています。

それから、先ほど私は事実と言いましたけれども、あれはしゃべり間違いでございまして、容疑でございますから、よろしく......。

○石原(慎)委員 終わります。